

児 童 扶 養 手 当 事 務 処 理 マ ニ ュ ア ル

令和5年4月

こども家庭庁支援局家庭福祉課

はじめに

児童扶養手当の認定事務等に当たっては、その取り扱いについて各種通知によりお示しをしているところですが、円滑な事務執行に資するよう、これらの通知における留意点、手当の申請等に必要な添付書類の具体例及び認定等に当たっての解釈等について事務段階毎に整理し、「児童扶養手当事務処理マニュアル」として取りまとめました。

事務担当者の皆様におかれましては、事務執行に当たって本マニュアルをご活用いただき、適切な事務執行に努めていただければ幸いです。

こども家庭庁支援局家庭福祉課

— 目 次 —

第1章 児童扶養手当制度の概要

I 制度の概要	1
II 制度の変遷	5

第2章 児童扶養手当制度の解説

I 支給要件	1 1
II 用語の説明	1 4
1 母	1 4
2 父	1 4
3 養育者	1 5
4 児童	1 7
5 監護	2 1
6 住所	2 4
7 公的年金	2 5
8 遺族補償等	2 8
9 里親	3 0
10 生計を同じくする	3 1
11 母の配偶者	3 4
12 父の配偶者	3 4
13 父母が婚姻を解消した児童	3 5
14 父又は母が死亡した児童	3 8
15 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童	3 9
16 父又は母の生死が明らかでない児童	4 4
17 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童	4 6
18 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十条第一項の規定による命令を受けた児童	4 8
19 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童...	4 9
20 母が婚姻によらないで懐胎した児童	5 0
21 母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するかどうか明らかでない児童	5 0

第3章 厚生労働省令で定める届出

I	認定請求書	5 1
II	手当額改定請求書	6 4
III	手当額改定届	6 9
IV	支給停止関係届	7 0
V	公的年金等受給状況届	7 4
VI	一部支給停止適用除外事由届	7 7
VII	所得状況届	8 2
VIII	現況届	8 7
IX	障害の状態の届出	9 6
X	氏名変更の届出	9 8
X I	住所変更の届出	1 0 0
X II	証書再交付の申請及び証書亡失の届出	1 0 5
X III	受給資格喪失の届出及び死亡の届出	1 0 7
X IV	添付書類の省略	1 1 1

第4章 その他留意事項

I	所得	1 1 4
II	公的年金給付等による支給制限	1 2 5
III	支給期間及び支払期月	1 3 3
IV	支給制限の災害特例	1 3 6
V	未支払の手当	1 3 8
VI	時効	1 3 9
VII	外国人	1 4 2
VIII	職権	1 4 5
IX	プライバシーの保護	1 4 6
X	調査権	1 4 8
X I	支払調整	1 4 9
X II	適正受給	1 5 0

※ 参考資料

・ 児童扶養手当支給認定事務の流れ	1 5 4
・ 児童扶養手当の事務フロー	1 5 5
・ 受給期間が5年等を超える場合の一部支給停止措置の取扱いについて	1 6 3
・ 扶養義務者の範囲	1 6 4
・ 児童扶養手当の適正受給のための取組について.....	1 6 5
・ 児童扶養手当提出書類一覧表.....	1 6 8
・ 児童扶養手当制度における情報連携について.....	1 6 9

第 1 章 児童扶養手当制度の概要

I 制度の概要

(1) 法律の目的〔法第1条〕

この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 支給対象者等〔法第4条、第4条の2〕

各支給要件に該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者）を監護する母、監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は当該父母以外の者で当該児童を養育する養育者。

ただし、同一児童について、父及び母のいずれもが手当の支給要件に該当するとき、又は父及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該父に対する手当は当該児童については支給されない。

また、同一児童について、母及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該養育者に対する手当は当該児童については支給されない。

(3) 手当額〔法第5条〕

法律の規定により年平均の全国消費者物価指数の変動に応じて、その翌年の4月以降の手当額が改定される。（自動物価スライド制）

手当月額（令和5年度）

・児童1人の場合

全部支給	44,140円
一部支給	44,130円～10,410円 (10円単位で設定)

・児童2人以上の加算額

2人目

全部支給	10,420円
一部支給	10,410円～5,210円

3人目以降

全部支給	6,250円
一部支給	6,240円～3,130円

(4) 所得制限〔法第9条、第9条の2、第10条、第11条〕

児童扶養手当は、母子家庭等の経済状態に照らし、援助が必要な家庭に手当を支給する制度であるため、所得が一定額以上の家庭については、手当の支給を停止することとしている。

所得制限限度額

・ 本 人	収 入	所 得
全部支給（2人世帯）	1 6 0 万円	8 7 万円
一部支給（2人世帯）	3 6 5 万円	2 3 0 万円
・ 扶養義務者（6人世帯）	6 1 0 万円	4 2 6 万円

(5) 公的年金給付等による支給制限〔法第13条の2〕

手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という）又は対象児童が公的年金給付若しくは遺族補償等（以下「公的年金給付等」という）を受けることができる場合、又は対象児童が公的年金給付の額の加算の対象となっている場合は、手当の全部又は一部を支給しない。

なお、受給資格者が国民年金法の規定に基づく障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付（以下「障害基礎年金等」という。）を受けることができるときは、当該障害基礎年金等の給付（子を有する者に係る加算に係る部分に限る。）の額に相当する額を支給しない。

(6) 受給期間が5年等を超える場合の一部支給停止措置〔法第13条の3〕

受給資格者（養育者を除く。以下本項において同じ。）に対する手当は、支給開始月の初日から起算して5年（又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年）を経過したときは、受給資格者の障害等による就業困難な事情がないにもかかわらず就業意欲がみられない場合について、手当の1／2を支給停止することとしている。ただし、3歳未満の児童を監護している受給資格者にあつては、当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したときとする。

なお、平成15年4月1日時点において受給資格のある母については、「支給開始月の初日から起算して5年」又は「手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年」の起算日は、平成15年4月1日とする。

また、平成22年8月1日時点において受給資格のある父については、

「手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年」の起算日は、平成22年8月1日とする。

さらに、平成26年12月1日時点において受給資格のある公的年金給付等を受給できる者については、「手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年」の起算日は、平成26年12月1日とする。

(7) 支給手続〔法第6条〕

手当の支給を受けようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより市区町村の窓口へ必要書類を添えて認定の請求を行い、受給資格及び手当の額について、都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は福祉事務所設置町村長（以下「都道府県知事等」という。）の認定を受けなければならない。

(8) 支給期間及び支払期月〔法第7条〕

手当の支給は、認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

手当は、毎年1月、3月、5月、7月、9月及び11月にそれぞれの前月までの分を支払う。

(9) 届出義務〔法第28条、第15条〕

手当の支給を受けている者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事等に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。正当な理由がなくこれらを届け出ず又は提出しないときは、手当の支払を一時差しとめることができる。

手当の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

(10) 相談及び情報提供〔第28条の2〕

都道府県知事等は、認定の請求をしている者又は手当の支給を受けている者で届出をした者に対し、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとされている。

都道府県知事等は、受給資格者（養育者を除く。）に対し、生活及び就業の支援（当該支援に関する情報の提供を含む。）その他の自立のために必要

な支援を行うことができる。

(11) 調査権〔法第29条、第14条〕

都道府県知事等は、その必要があると認めたときは、受給資格の有無及び手当額の決定等に必要な事項について調査することができる。受給資格者が正当な理由がなく命令等に従わないときは、手当を支給しないことができる。

(12) 審査請求〔法第17条、第17条の2〕

市長及び福祉事務所設置町村長のした手当の支給に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

また、都道府県知事のした手当の支給に関する処分に不服がある者は、都道府県知事に審査請求をすることができる。

(13) 時効〔法第22条〕

手当の支給を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。

Ⅱ 制度の変遷

(1) 法制定の経緯

- S. 34 国民年金の創設に際し、無拠出制の福祉年金の一つとして、
死別母子世帯を対象とした、母子福祉年金の制度が設けられる。

↓

生別母子世帯にも同様な社会保障制度を設けるべき。

↓

- S. 36 児童扶養手当制度創設（母子福祉年金の補完的制度として発足）
S. 37. 1 児童扶養手当法施行

(2) 沿革

- S. 36 制度創設（施行は S. 37. 1. 1）
S. 38 児童の定義に 20 歳未満の身体に障害を有する者を加える
S. 39 児童の障害の範囲に内部障害、精神障害（知的障害を除く）を加える
S. 40 児童の障害の範囲に知的障害を加える
S. 48 老齢福祉年金、障害福祉年金との併給を開始
S. 49 児童の障害の程度を国民年金法の障害等級 1 級程度から 2 級程度まで拡大
S. 50 児童の国籍要件を撤廃
S. 51 児童の定義を義務教育修了前から 18 歳未満に拡大（3 か年で段階実施）
S. 57 受給資格者の国籍要件を撤廃
S. 60 制度の抜本改正
○母子福祉年金の補完的制度から、母子家庭の生活の安定と自立の促進を
通じて児童の健全育成を図ることを目的とする福祉制度に改める
○手当額の 2 段階制（所得による手当額の一部支給停止）を導入
○認定の請求期限（S. 60. 8. 1 以降に支給要件に該当するに至った者から）
を設ける
○支給主体を国から都道府県知事に移行（新規認定者から）
○地方負担の導入（新規認定者分 国 8/10 都道府県 2/10）
○父の所得による支給制限（別途政令で定める日から施行；未施行）
○国民年金法等改正法により障害福祉年金の制度が廃止され、障害基礎年
金に改正されることに伴い併給される公的年金は老齢福祉年金のみとな
る（S. 61. 4～、ただし、施行日前の受給資格者については経過措置とし
て手当額と年金の子の加算額との差額分を支給）

- S. 61 国庫負担率の変更（国 7/10 都道府県 3/10 ）（補助金一括法暫定措置）
- H. 元 国庫負担率の変更（国 3/4 都道府県 1/4 ）（恒久化）
- H. 元 手当額改定に自動物価スライド制を導入
- H. 6 事務取扱交付金の人件費部分を一般財源化
- H. 6 児童の定義を 18 歳未満の者から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者まで拡大（H. 7. 4. 1 から施行）
- H. 7 既認定者等に係る手当の支払いについて、振替預入を導入
- H. 8 物価スライドによる特例措置（7 年の物価指数が対前年比▲0. 1%を据置）
- H. 10 ・所得制限の見直しによる給付の重点化
 受給者本人 （2 人世帯：収入ベース）
 全部支給 204. 8 万円 → 従来どおり
 一部支給 407. 8 万円 → 300. 0 万円
 扶養義務者等（6 人世帯：収入ベース）
 946. 3 万円 → 600. 0 万円
 ・未婚の母の子が認知された後も継続支給（平成 10 年 8 月から施行）
- H. 12 物価スライドによる特例措置（11 年の物価指数が対前年比▲0. 3%を据置）
- H. 13 物価スライドによる特例措置（12 年の物価指数が対前年比▲0. 7%の下落と前年度に据え置いた▲0. 3%と併せた▲1. 0%を据置）
- H. 14 就労等による収入の増加が総収入の増加につながるよう、所得額と手当額との関係の見直し（H. 14. 8 から施行）
 ・所得制限限度額の見直し
 受給者本人 （2 人世帯：収入ベース）
 全部支給 204. 8 万円 → 130. 0 万円
 一部支給 300. 0 万円 → 365. 0 万円
 ・手当額の見直し
 全部支給 42, 370 円 → 従来どおり
 一部支給 28, 350 円 → 42, 360 円～10, 000 円
 ・所得の範囲の見直し
 母が前夫から受け取った養育費を所得に加算
 地方分権一括法の施行により、支給主体を都道府県知事から、市長及び福祉事務所を管理する町村長に移行（福祉事務所を設置していない町村は都道府県知事）（H. 14. 8 から施行）
 物価スライドによる特例措置（13 年の物価指数が対前年比▲0. 7%の下落と前年度、前々年度に据え置いた▲0. 3%、▲0. 7%と併せた▲1. 7%を据置）

- H. 15 支給期間と手当額の見直し（4月から）
- ・受給期間が5年を経過したとき又は支給要件に該当したときから7年を経過したときは、政令（障害や疾病を有する場合、0～3歳未満の児童を養育する場合、各種施策の進展及び離婚の状況などを踏まえ、関係政令を制定）で定めるところにより手当を一部支給しないこととする（平成20年4月から適用）
 - ・昭和60年に設けた認定の請求期限（5年間）の撤廃
 - ・所得の範囲の見直し（児童が前夫から受け取った養育費も所得に加算）（4月から）
- 物価スライドによる特例措置
- ・過去3か年分の物価下落率▲1.7%を据置とするが、平成14年分の物価下落分のみ（▲0.9%）の改定
 - ・平成14年8月の制度改正（所得制限の見直し）の実施により、手当額が減額となった受給者が多いことから、この影響を踏まえ、マイナス0.9%の改定は平成15年10月から実施
- H. 16
- ・物価スライドによる特例措置（物価下落率▲1.7%（11年▲0.3%+12年▲0.7%+13年▲0.7%）を据置とするが、平成15年の物価下落分（▲0.3%）の改定を実施（16年4月から）
 - ・事務取扱交付金を一般財源化
- H. 17
- ・平成17年通常国会において、児童扶養手当の額等の物価スライドの特例措置を講ずるための法律が成立（物価が上昇した場合には手当額を据え置くこととし、物価が下落した場合には、特例法第2項の規定に基づく改定が行われた年と比較しその下落した割合に応じて引き下げる特例額と、児童扶養手当法第5条の2による本来額を比較し、後者が前者を下回る場合には前者の額とする）
- H. 18
- ・国庫負担率の変更（国1/3 都道府県等2/3）（三位一体改革）
 - ・物価スライドによる特例措置（物価下落率▲1.7%（11年▲0.3%+12年▲0.7%+13年▲0.7%）を据置とするが、平成17年の物価下落分（▲0.3%）の改定を実施（18年4月から）
- H. 19
- ・物価スライドによる特例措置（物価下落率▲1.4%（11年▲0.3%+12年▲0.7%+13年▲0.7%-18年▲0.3%））により、手当額は据え置き
- H. 20
- ・一部支給停止措置の適用開始（20年4月）
平成14年の法改正により、
手当の支給開始月の初日から起算して5年（又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年）を経過したときは手当の額の1/2を支給停止する。

ただし、政令に定める一定の事由に該当する場合は一部支給停止の適用除外とする。

- ・ 19年の物価指数0%で、物価スライドによる特例措置（物価下落率▲1.4%(11年▲0.3%+12年▲0.7%+13年▲0.7%－18年▲0.3%)）により手当額は据置き
- H. 21 ・ 20年の物価上昇+1.4%で、物価スライドによる特例措置（物価下落率▲0%(11年▲0.3%+12年▲0.7%+13年▲0.7%－18年▲0.3%－20年▲1.4%)）により手当額は据置き
- H. 22 ・ 21年の物価下落▲1.4%で、物価スライドによる特例措置（物価下落率▲1.4%(11年▲0.3%+12年▲0.7%+13年▲0.7%－18年▲0.3%－20年▲1.4%+21年▲1.4%)）により手当額は据置き
- ・ 父子家庭への児童扶養手当の支給（22年8月）
ひとり親家庭への自立支援策の拡充を図るため、これまで支給対象となっていなかった父子家庭にも児童扶養手当を支給する。
- H. 23 ・ 22年の物価下落▲0.7%で、物価スライドによる特例措置（物価下落率▲1.7%（11年▲0.3%+12年▲0.7%+13年▲0.7%－18年▲0.3%－20年▲1.4%+21年▲1.4%+22年▲0.3%分））とし、22年の物価下落のうち▲0.4%分の改定を実施。（24年4月から）
- ・ 障害基礎年金の子の加算の運用の見直し（23年4月）
児童扶養手当の額が障害基礎年金の子の加算額を上回る場合には、当該児童と障害基礎年金の受給権者である父又は母との間には生計維持関係がないものと取り扱って差し支えないものとされた。
- H. 24 ・ 23年の物価下落▲0.3%で、物価スライドによる特例措置（物価下落率▲1.7%（11年▲0.3%+12年▲0.7%+13年▲0.7%－18年▲0.3%－20年▲1.4%+21年▲1.4%+22年▲0.3%分））を据置きとするが、23年の物価下落▲0.3%の改定を実施
- ・ 平成22年度税制改正における扶養控除の見直しによる影響が出ないよう措置（24年8月）
- ・ 5年等満了による一部支給停止の適用除外手続きを現況届の同時に行うことで一体化させる運用改善を実施（24年8月）
- ・ 支給要件に父又は母がDV保護命令を受けた児童を追加（24年8月）
- ・ 平成24年臨時国会において、物価スライドの特例措置（▲1.7%の据置き）を平成25年度から平成27年度までの3年間で解消するための法律が成立（25年10月▲0.7%、26年4月▲0.7%、27年3月▲0.3%）

- H. 25 ・ 24 年の物価指数 0% で、物価スライドの特例措置（物価下落率▲1.7%（11 年▲0.3%+12 年▲0.7%+13 年▲0.7%−18 年▲0.3%−20 年▲1.4%+21 年▲1.4%+22 年▲0.3%分））により手当額は据置き（25 年 4 月）
- ・ 物価スライドの特例措置の一部解消により ▲0.7% の改定を実施（25 年 10 月）
- H. 26 ・ 25 年の物価上昇+0.4% と、物価スライドの特例措置の一部解消（▲0.7%）により、▲0.3% の改定を実施（26 年 4 月）
- ・ 公的年金給付等との併給制限の見直し（26 年 12 月）
児童扶養手当よりも低額の公的年金等を受給する場合に、その差額分の手当を支給できるよう改正。
- H. 27 ・ 26 年の物価上昇+2.7% と、物価スライドの特例措置の一部解消（▲0.3）%により、2.4% の改定を実施（27 年 4 月）
- H. 28 ・ 27 年の物価上昇+0.8%により、0.8% の改定を実施（28 年 4 月）
- ・ 多子加算額の拡充（28 年 8 月）
27 年 12 月に策定された「すくすくサポート・プロジェクト」において、ひとり親家庭に対し、就業による自立に向けた支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援策を充実する中で、児童扶養手当の第 2 子に係る加算額を 5,000 円から最大 10,000 円に、第 3 子以降に係る加算額を 3,000 円から最大 6,000 円に拡充。
なお、加算額についても、年収に応じて支給額を逡減するとともに、29 年 4 月から物価スライドを適用。
- H. 29 ・ 28 年の物価下落▲0.1%により、▲0.1% の改定を実施（29 年 4 月）
- H. 30 ・ 29 年の物価上昇+0.5%により、0.5% の改定を実施（30 年 4 月）
- ・ 平成 30 年通常国会において、支払回数を年 3 回から年 6 回に見直すための改正法が成立（支給制限の適用期間の改正については 30 年 10 月、支払期月の改正については R1 年 9 月から施行）
- ・ 全部支給の所得制限限度額の引き上げ（30 年 8 月）
受給者本人（2 人世帯：収入ベース）
全部支給：130 万円→160 万円
一部支給：365 万円（従来どおり）
- ・ 所得控除の見直し（30 年 8 月）
公共用地の取得に伴う土地代金や物件移転料等の控除
未婚の養育者及び扶養義務者等の所得に係る寡婦・寡夫控除のみなし適用
- R. 1 ・ 30 年の物価上昇+1.0%により、1.0% の改定を実施（31 年 4 月）

- R. 2 ・ 元年の物価上昇+0.5%により、0.5%の改定を実施（2年4月）
・ 押印等を不要とするための様式の見直し（3年1月）
・ 障害年金との併給調整の見直し（3年3月）
障害基礎年金等の受給者について併給調整の方法を見直すことにより、
児童扶養手当の額が障害基礎年金等の子の加算部分の額を上回る場合、
その差額を受給できるよう改正。
障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する所得の範
囲に非課税公的年金給付等を加える。
- R. 3 ・ 平成30年度税制改正における給与所得控除・公的年金等控除の見直し
による影響が出ないよう措置（3年11月）
・ 所得控除の見直し（3年11月）
低未利用土地の長期譲渡所得の特別控除
未婚の養育者及び扶養義務者等の所得に係る寡婦・寡夫控除のみなし適
用の廃止
- R. 4 ・ 3年の物価下落▲0.2%により、▲0.2%の改定を実施（4年4月）
・ 児童扶養手当法施行令別表（視覚障害）の改正（4年4月）
・ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等
に関する法律の施行に伴う児童扶養手当施行規則様式の改正（4年10月）
- R. 5 ・ 4年の物価上昇+2.5%により、2.5%の改定を実施（5年4月）

第2章 児童扶養手当制度の解説

I 支給要件

1 母のとき

①積極的要件

次のイからリまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合

- イ. 父母が婚姻を解消した児童 [法第4条第1項第1号イ]
- ロ. 父が死亡した児童 [法第4条第1項第1号ロ]
- ハ. 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童 [法第4条第1項第1号ハ]
- ニ. 父の生死が明らかでない児童 [法第4条第1項第1号ニ]
- ホ. 父が引き続き1年以上遺棄している児童 [政令第1条の2第1号]
- ヘ. 父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定による命令を受けた児童 [政令第1条の2第2号]
- ト. 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 [政令第1条の2第3号]
- チ. 母が婚姻によらないで懐胎した児童 [政令第1条の2第4号]
- リ. その他、イからチに該当するか明らかでない児童 [政令第1条の2第5号]

②消極的要件

児童がイからニのいずれかに該当するときは、当該児童については支給しない。

- イ. 日本国内に住所を有しないとき。 [法第4条第2項第1号]
- ロ. 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項に規定する里親に委託されているとき。 [法第4条第2項第2号]
- ハ. 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。 [法第4条第2項第3号]
- ニ. 母の配偶者（政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。）に養育されているとき。 [法第4条第2項第4号]

※ 母が日本国内に住所を有しないときは、支給しない。

[法第4条第3項]

2 父のとき

①積極的要件

次のイからリまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合

- イ．父母が婚姻を解消した児童 [法第4条第1項第2号イ]
- ロ．母が死亡した児童 [法第4条第1項第2号ロ]
- ハ．母が政令で定める程度の障害の状態にある児童 [法第4条第1項第2号ハ]
- ニ．母の生死が明らかでない児童 [法第4条第1項第2号ニ]
- ホ．母が引き続き1年以上遺棄している児童 [政令第2条第1号]
- ヘ．母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定による命令を受けた児童 [政令第2条第2号]
- ト．母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 [政令第2条第3号]
- チ．母が婚姻によらないで懐胎した児童 [政令第2条第4号]
- リ．その他、イからチに該当するか明らかでない児童 [政令第2条第5号]

②消極的要件

児童がイからニのいずれかに該当するときは、当該児童については支給しない。

- イ．日本国内に住所を有しないとき。 [法第4条第2項第1号]
- ロ．児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親に委託されているとき。 [法第4条第2項第2号]
- ハ．母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。 [法第4条第2項第5号]
- ニ．父の配偶者（政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。）に養育されているとき。 [法第4条第2項第6号]

※ 父が日本国内に住所を有しないときは、支給しない。

[法第4条第3項]

3 養育者のとき

①積極的要件

上記1①のイからリに該当する児童を母が監護しない場合又は2①のイからリに該当する児童を父が監護しないか、若しくは生計を同じくしない場合であつて、当該児童を養育するとき〔法第4条第1項第3号〕

②消極的要件

児童がイからニのいずれかに該当するときは、当該児童については支給しない。

イ. 日本国内に住所を有しないとき。〔法第4条第2項第1号〕

ロ. 児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親に委託されているとき。

〔法第4条第2項第2号〕

ハ. 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。〔法第4条第2項第3号〕

ニ. 母の配偶者（政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。）に養育されているとき。〔法第4条第2項第4号〕

※ 養育者が日本国内に住所を有しないときは、支給しない。

〔法第4条第3項〕

◎支給の調整〔法第4条の2〕

イ. 同一の児童について、父及び母のいずれもが手当の支給要件に該当するとき、又は父及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該父に対する手当は、当該児童については、支給しない。

ロ. 同一の児童について、母及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該養育者に対する手当は、当該児童については、支給しない。

Ⅱ 用語の説明

1 母

対象児童と戸籍上親子関係にある母。また、養子縁組をした養母も含まれる。

(戸籍に記載のない児童について「4. 児童」を参照。)

.....

2 父

対象児童と戸籍上親子関係にある父。また、養子縁組をした養父も含まれる。

母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者も含む。[法第3条第3項]

3 養育者

母又は父を除き児童を養育する一切の者をいう。

[養育する]

「児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持すること」と定義されているように、「養育」の概念には「監護」のほかに、「同居」及び「生計維持」の要件が加わる。

[監 護]

「5. 監護」を参照

[同 居]

「同居」とは起居をともにしていることをいい、原則として住民票を一にしていることや生計同一関係にあることで判断される。同居か否かは、主観的にではなく、住民票や日常生活から客観的に定まるものと解される。例外的には、住民票を一にしている場合にも同居していない場合や、住民票を異にしている場合にも同居しているとみられる場合もあるが、社会通念に照らし、解釈すべきものとする。

なお、児童が勉学のため、寮、下宿等に居住する場合でも、その寮、下宿等が養育者の住所に近接する地にあり、休暇以外にもしばしば帰宅している事実があれば同居と解し、生計維持、監護の要件を満たしていれば手当を支給している。

[昭和48年児企第28号第2問11・昭和55年児企第29号第2問5]

[生計を維持する]

児童の生計費のおおむね大半を支出している場合がこれに該当するものと解される。生計維持のための資金は、必ずしも自分が稼いだものである必要はなく、養育者たるべき者が他から仕送りを受けたり、生活保護法における生活保護金品を受けたものでも生計維持の観念は成り立ち得るものと解されるが、児童の所有に属する金銭や生活保護金品（世帯分離の場合）が児童の生計費の主たる部分を占めている場合には、生計維持とはいえない。[昭和48年児企第28号第2問2]

○児童福祉施設の長その他の職員は、法第4条第1項の養育者として扱わない。

[昭和36年児発第1356号]

☆解 説

児童福祉施設の長その他の職員は、施設入所児童の生計を個人的に維持しているわけではないから、第4条第1項第3号にいう養育者ではなく、また、養育は同居を要件としているから、施設収容の児童については施設の外部にも養育者は存在しない。

○児童のみの世帯等で児童を養育している者が未成年者である場合でも、児童を養育している実態があればこれを養育者として取り扱って差し支えないが、これについては次の点に留意されたい。

1. 児童扶養手当の支給の対象となる児童を養育している事実がある場合に限ること。
2. 1の事実があれば意思能力があると認められるので、必ずしも法定代理人、指定受取人等をたてる必要はないこと。

[昭和36年児発第1356号・昭和37年児発第74号]

なお、未成年者が受給資格者の場合、当該未成年者は、支給対象児童とはならない。

4 児童

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令別表第1で定める程度の障害の状態にある者。[法第3条第1項]

○支給対象児童の範囲について

- ・児童が、就学しているか就職しているかは問わないこと。

[昭和51年児企第36号]

(注意事項)

児童が就労している場合、当該児童が受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者であるときは、法第10条及び第11条の適用を受ける。

※ 扶養義務者の範囲は、参考資料を参照

- ・児童が婚姻をしている場合は、婚姻により夫婦としての共同生活を維持する義務が当該夫婦間で生じており、父母等の監護下にあるとは認められないため、支給対象児童とはならない。

○戸籍及び住民票に記載のない児童に関する児童福祉行政上の取扱いについて

離婚後300日以内に出生した子について出生届がなされない等の事情により、戸籍及び住民票に記載のない場合であっても、出生証明書により、対象児童及びその母が確認でき、かつ、当該児童が国内に居住している実態を確認できれば、支給対象とすることができること。

[平成28年10月21日事務連絡]

【政令別表第1に定める程度の障害】

※ 国民年金法による障害等級の1級及び2級並びに身体障害者福祉法による障害等級の1級、2級、3級及び4級の一部がこれに相当する。

なお、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の別表に定める障害の程度に該当するものは、当然に政令別表第1に定める障害の程度に該当する。

政令別表第一

1 次に掲げる視覚障害

イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの

- ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI／2指標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
 - 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
 - 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
 - 4 そしゃくの機能を欠くもの
 - 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
 - 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
 - 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
 - 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 9 一上肢のすべての指を欠くもの
 - 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 11 両下肢のすべての指を欠くもの
 - 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
 - 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

○障害の認定要領 [昭和49年児発第518号]

1. 障害の認定について

- (1) 法第3条にいう「障害の状態」とは、精神又は身体に政令別表第1に該当する程度の障害があり、障害の原因となった傷病がなおった状態又は症状が固定した状態をいう。

なお、「傷病がなおった」については、器質的欠損若しくは変形又は後遺症を残していても、医学的にその傷病がなおれば、そのときをもって「なおった」ものとし、「症状が固定した」については、症状が安定するか若しくは回復する可能性が少なくなったとき又は傷病にかかわりなく障害の状態が固定したときをいうものであり、慢性疾患等で障害の原因となった傷病がなおらないものについては、その病状が安静を必要とし、当面医療効果が少なくなったときをいう。

- (2) 内科的疾患に基づく身体の障害及び精神の障害の程度の判定に当たっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後並びに日常生活能力等を十分勘案し総合的に認定を行う。

なお、日常生活能力については、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものであるが、この程度とは、家庭内での身のまわりの整理程度の行動はできるが、それ以上の行動はできないもの、又はしてはいけないもの、すなわち病院内の生活でいえば、行動範囲はおおむね病棟内に限られるもの、家庭内の生活でいえば、行動範囲はおおむね家屋内に限られるものをいう。

- (3) 障害の認定は、診断書（児童扶養手当法施行規則様式第2号）及びエックス線直接撮影写真によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には、必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえ適正な認定を行う。
- (4) 障害の程度について、その状態の変動することが予測されるものについては、その予測される状態を勘案して認定する。
- (5) 各傷病についての障害の認定は、「児童扶養手当法別表第1における障害の認定要領」〔昭和49年児発第518号〕の別添1から別添4及び「児童扶養手当におけるヒト免疫不全ウイルス感染症に係る障害認定について」〔平成10年児家第18号〕による。

2. 障害の状態を審査する医師について

障害の状態を審査するために必要な医師を置く。

（注意事項）

少なくとも内科、外科及び精神科の疾病の診療に専門的に従事している医師がそれぞれ判定にたずさわることができる体制を確立しておくことが望ましい。

〔昭和39年児企第41号〕

なお、市等において認定件数が極めて少数であることから、医師を確保することが

困難な場合には、①都道府県の障害認定医に依頼したり、地域の医師会等からの推薦を依頼する、②都道府県の障害認定医との兼任、③近隣の複数の市等で協力するなどの方法で確保すること。

[平成14年雇児福発第0730001号]

3. 障害の認定に係る診断書等について

(1) 障害児童が、次に掲げる場合は診断書等を添付させることに代えて、認定請求書の備考欄に必要な事項を記入させ、これによって認定してよい。

- ア 特別児童扶養手当の支給対象
- イ 身体障害者手帳1級から3級
- ウ 療育手帳A

(2) 精神の障害に係る診断書は、できる限り精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健指定医又は精神科の診療に経験を有する医師の作成したものとするよう指導する。なお、障害の程度について、その認定の適正を期するため、期間を定めて認定を行っている場合もあることから、留意すること。

(注意事項)

診断書の添付を省略した障害児童について、障害等級が下がるなど、施行令別表第一のいずれかに該当するか疑義が生じる場合には、本制度による診断書を提出させた上で、施行令別表第一のいずれかに該当するか確認されたい。

また、特別児童扶養手当等の認定が有期認定とされている場合には、関係主管部（局）と連携し、障害児童の障害の程度等に変更がないか確認されたい。

※ 参考通知

- ・「児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行について」[昭和39年児発第547号]
- ・「児童扶養手当法等の一部を改正する法律の施行について」[昭和40年児発第499号]

○有期認定について（15. 父又は母障害参照）

○診断書の無料又は低額交付等（15. 父又は母障害参照）

○障害認定に係る再診の取扱い（15. 父又は母障害参照）

5 監護

監督し、保護すること、すなわち主として精神面から児童の生活について種々配慮し、物質面から日常生活において児童の衣食住などの面倒をみていることと解される。親権の有無を問わず、また同居を要件としない。

○「監護」の解釈について

- (1) 精神面等から児童の生活に種々配慮していること。
- (2) 同居しているか別居しているかを問わないこと。

以上により、同居の場合は原則として監護していると考えられるが、別居の場合は、例えば、定期的な仕送りや、訪問、手紙、電話等による連絡等があることは、監護しているものとする材料となり得る。

[昭和51年児企第36号]

○児童福祉施設（児童心理治療施設及び児童自立支援施設に通所している場合や、母子生活支援施設等に保護者とともに入所する場合を除く。）に児童福祉法第27条第1項第3号の規定によって入所させられている児童及び少年院、少年鑑別所等に収容されている児童の母は、当該児童を監護しないものとして扱う。[昭和36年児発第1356号]

※ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）についても同様に扱う。

☆解 説

支給対象児童が児童福祉施設に入所した場合、監護は施設の長等のみが行っていると解し、また、国費を二重に支給する場合も生じて不適當である等の理由から、このような児童の母には児童扶養手当は支給しない取り扱いとなっている。

また、支給対象児童が病気等のために措置停止されて自宅に帰っている場合でも、施設長の監護下にあるので、措置解除されるまで認定請求をすることができない。

なお、支給対象児童が施設入所した場合の主な監護要件の有無は（別表）によること。 ※ 父の場合も同様とする。

○月の初日において児童が児童福祉施設に入所した場合の取扱いについて
 月の初日（例えば４月１日）に児童が児童福祉施設（入所施設）に入所
 した場合においては、当該月の初日から児童は施設の監護下であり、父又
 は母の監護又は養育者の養育は及んでいないと考えられるので、当該月
 （４月）の児童扶養手当は当該児童については支給しない。
 [昭和４８年児企第２８号第９問１９]

○児童が一時保護又は短期入所の一時的な施設入所等については監護が及ん
 でいるものと考えられる。

☆解 説

支給対象児童が児童福祉施設に入所した場合、入所措置された日の前日に
 資格喪失を行う。また、措置解除された場合、措置解除日から認定請求をす
 ることができる。

なお、児童の側の都合により実際の入所が、入所措置された日より遅れた
 としても、入所措置された日の前日に資格喪失を行う。

○精神障害により入院した母等の監護能力に疑義が生じた場合は、医師の所
 見又は診断書により判定する。[昭和４８年児企第２８号第１問２２]

(別表)

児 童 福 祉 法 等	監護の有無
乳児院 [第３７条]	×
母子生活支援施設 [第３８条]	○
保育所 [第３９条]	○
児童養護施設 [第４１条]	×
障害児入所施設 [第４２条] 児童発達支援 センター [第４３条] 児童心理治療施設 [第４ ３条の２]	×
児童自立支援施設 [第４４条]	×
児童自立援助事業 [第６条の３第１項] (自立援助ホーム)	○ (注)
小規模住居型児童養育事業 [第６条の３第８項] (ファミリーホーム)	×
婦人保護施設 [売春防止法第３６条]	×

(注) 母親からの別居監護の申立及びこれに係る自立援助ホームの管理者による証明書等により、母親が当該児童を監護していると認められる場合には、受給資格を認定して差し支えない。[平成27年1月20日事務連絡]

6 住所

民法第22条に規定する各人の生活の本拠をいう。通常住民基本台帳法による住民登録によって公証される場所を指す。

○児童扶養手当受給資格申請の受理に際し、請求者の住民票上の住所地と現実の住所地とが異なっている場合、住民票を現実の住所地に移動させた後に、住所地の市区町村において受理することとしているが、父の暴力、酒乱等から逃れるために住所を移し、現住所が、当該父に知られると危害が加えられる虞が強い場合等住民票の移動ができないことに真にやむを得ない理由がある場合に限り、現実の住所地の市区町村において受理して差し支えない。[昭和60年児企第37号]

○なお、上記以外にも、例えば、父又は本人の問題行動（アルコール依存、ギャンブル依存、薬物依存その他の依存症、暴力行為、不貞行為、犯罪行為、多重債務等）や児童のいじめ等により住民票を移動することができない場合には、真にやむを得ない理由として取り扱って差し支えないこととする。

○また、受給資格者が父の場合にも、同様に取扱うことができる。

7 公的年金

(1) 公的年金給付による支給制限〔法第13条の2〕

児童扶養手当は、公的年金給付の額による支給制限が行われており、下記のとときには手当の全部又は一部を支給しない。

- ・児童が父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。（全額が支給停止されているときを除く。）

〔法第13条の2第1項第1号〕

- ・母又は養育者に対する手当について、児童が父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。〔法第13条の2第1項第2号〕
- ・父に対する手当について、児童が母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。〔法第13条の2第1項第3号〕
- ・受給資格者が障害基礎年金等及び老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けられることができるとき。（全額が支給停止されているときを除く。）

〔法第13条の2第2項第1号〕

- ・受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けられることができるとき。（全額が支給停止されているときを除く。）〔法第13条の2第3項〕

なお、「受けられることができるとき」とは、請求すれば支給されるのに請求しないでまだ受けていない場合も含まれる。ただし、繰り上げ受給が可能な者については、現に公的年金給付を受けていない場合には、「受けられることができるとき」に該当しない。

(2) 公的年金給付〔法第3条第2項〕

①国民年金法に基づく年金たる給付

年金たる給付とは、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金である。

また、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金法等改正法」という。）第1条による改正前の国民年金法による老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、寡婦年金、老齢福祉年金も、年金たる給付に含まれる。

②厚生年金保険法に基づく年金たる給付（同法附則第28条に規定する共済

組合が支給する年金たる給付を含む。)

年金たる給付とは、老齢厚生年金、障害厚生年金及び遺族厚生年金である。

また、国民年金法等改正法第3条による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金もここにいう年金たる給付に含まれる。

厚生年金基金等が支給する年金については、代行部分相当額についてのみ、年金たる給付に含まれる。

③船員保険法に基づく年金たる給付（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第39条の規定によりなお従前の例によるとされた年金たる給付に限る。）

年金たる給付とは、障害年金及び遺族年金である。

④恩給法に基づく年金たる給付

年金たる給付とは、普通恩給、増加恩給及び扶助料である。

⑤地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付

地方公務員の退職年金に関する条例は、地方自治法第14条の規定による条例の制定権によって、同法第205条及び地方公務員法第43条の規定による退職年金について制定されたものである。

⑥旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付

旧陸軍共済組合や旧海軍共済組合あるいはいわゆる外地関係共済組合による年金受給者等に対し、これらの共済組合が支給すべきであった年金を権利義務を承継した国家公務員共済組合連合会が支給することとしている。

⑦戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく年金たる給付

年金たる給付とは、障害年金、遺族年金及び遺族給付金である。

⑧未帰還者留守家族等援護法に基づく留守家族手当及び特別手当（同法附則第45項に規定する手当を含む。）

年金たる給付とは、法第5条及び附則第9項の規定により支給される留守家族手当及び特別手当である。

⑨労働者災害補償保険法に基づく年金たる給付

年金たる給付には、業務災害について、障害補償年金、遺族補償年金（一時金として支給を受けた場合を含む。）及び傷病補償年金、通勤災害について、障害年金、遺族年金及び傷病年金がある。

⑩国家公務員災害補償法に基づく年金たる補償

年金たる補償とは、障害補償年金及び遺族補償年金である。

なお、国家公務員災害補償法を準用する場合として、裁判所職員臨時措置法第5号、防衛庁の職員の給与等に関する法律第27条などがある。

⑪公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律に基づく条例の規定に基づく年金たる補償

年金たる補償とは、障害補償、遺族補償等である。

⑫地方公務員災害補償法及び同法に基づく条例の規定に基づく年金たる補償

年金たる補償とは、障害補償年金及び遺族補償年金である。

○平成27年10月1日に「被用者年金一元化法」が施行され、これまで厚生年金と共済年金に分かれていた被用者の年金制度が厚生年金に統一された。

8 遺族補償等

①遺族補償等による支給制限〔法第13条の2〕

児童扶養手当は、児童又は受給資格者が下記のいずれかに該当する場合には、手当の全部または一部を支給しない。

- ・児童が、父又は母の死亡について労働基準法の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付（以下「遺族補償等」という。）を受けることができる場合であって、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。

〔法第13条の2第1項第4号〕

- ・受給資格者が、遺族補償等（父又は母の死亡について支給されるものに限る。）を受けることができる場合であって、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。

〔法第13条の2第2項第2号〕

②遺族補償等〔法第13条の2・政令第6条の2〕

・労働基準法第79条の遺族補償

労働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、遺族に対して、平均賃金の千日分の遺族補償を行わなければならない。

・国会職員法第26条の2の公務上の災害に対する補償

国会職員及びその遺族は、両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮って定めるところにより、その国会職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等を受ける。

・船員法第93条の遺族手当

船員が職務上死亡したときは、船舶所有者は、遅滞なく、命令の定める遺族に標準報酬の月額36箇月分に相当する額の遺族手当を支払わなければならない。船員が職務上の負傷又は疾病に因り死亡したときも同様とする。

・災害救助法第29条の遺族扶助費

第24条（救助業務従事の命令）又は第25条（救助業務への協力

命令)の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、政令の定めるところにより扶助金を支給する。

- ・ **労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律に規定する災害補償**

政府は、官吏その他政府職員（以下職員という。）、職員の遺族又は職員の死亡当時その収入によって生計を維持していた者に対する給与で労働基準法（同法第15条第3項〔就業のために住居を変更した者の帰郷旅費〕、第20条〔解雇の予告〕、第21条〔解雇の予告を要しない場合〕、第68条〔帰郷旅費〕及び第75条から第80条まで〔災害補償〕の規定を除く。）又は船員法（同法第46条から第48条まで〔雇止手当・送還・送還の費用〕及び第89条から第96条まで〔療養補償・傷病手当及び予後手当・障害手当・行方不明手当・遺族手当・葬祭料・他の給付との関係・審査及び仲裁〕の規定を除く。）の定める労働条件に相当するものが、当該基準による給付の額に達しないときは、その基準による給与の額に達するまで給与を増額して支給する。

- ・ **警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律第5条第1項第5号の遺族給付**

遺族給付（協力援助者が死亡した場合における遺族に対する給付）

- ・ **海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律第5条第1項第5号の遺族給付**

遺族給付（協力援助者が死亡した場合におけるその遺族に対する給付）

- ・ **証人等の被害についての給付に関する法律第5条第5号の遺族補償**

遺族給付（被害者が死亡した場合において、その遺族であって、証人等の範囲に属し、かつ、加害者との間に親族関係がないものに対して行う給付）

○自動車損害賠償保障法による損害賠償は、法第13条の2第2項第4号に該当しない。[昭和48年児企第28号第7問2]

9 里親

里親とは、次に掲げる者をいう。[児童福祉法第6条の4]

- ・養育里親
- ・養子縁組里親
- ・厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（当該要保護児童の父母以外の親族であって、厚生労働省令で定めるものに限る。）のうち、都道府県知事が第27条第1項第3号の規定により児童を委託する者として適当と認めるもの

里親に委託された児童の生活費は、公費で保障することとされているので、児童扶養手当は里親には支給されない。[法第4条第2項第2号]

10 生計を同じくする

生計同一とは、両者の生活に一体性があることをいう。具体的には、収入及び支出すなわち消費生活上の家計が同一であることが一応の基準となる。一時出稼や入院等のように一時的に別居している場合であっても社会通念上生活に一体性が認められれば、生計同一関係を認めるべきである。

生計同一を判断するとき、原則的には同居していれば生計同一と考えられるが、同居していても生計を異にする事実があり、当該事実について客観的な証明がある場合、生計同一関係にないと解される。

例えば、受給資格者が生計を異にする客観的な証明として

- ①税法上の扶養親族
- ②住民票の分離
- ③公共料金
- ④生活の共用部分
- ⑤健康保険の扶養
- ⑥家賃の第三者を介した契約

が考えられるが、個々の実態に即して、総合的に勘案し認定する。

○ 判断するに当たっての留意点

生計同一関係にないことを判断する際には、上記①から⑥までの要件すべてを満たさなければならないわけではなく、欠けている事項については本人から申立書を提出させ、その事実確認のための実態調査を行った上で、判断されたい。

また、①及び⑤については、変更手続きの遅延等により、実態と相違している場合もある点に留意すること。

なお、上記の②、③、④の事項について、判断する上での留意点を示したので、参考とされたい。

1 住民票が分離していること

- ・ 住民票上、住居表示の番地が同じであれば、生計同一関係にないことを明らかにする確実な証拠がない限り、生計同一と判断される材料となること。
- ・ 住民票が同じであっても、
 - ① 2世帯住宅のように例えば「1階に母の扶養義務者、2階に母

子」又は「1階に父の扶養義務者、2階に父子」がそれぞれ分かれて居住している場合

② 母子が母の扶養義務者の居住している敷地内の別棟、離れに居住している又は父子が父の扶養義務者の居住している敷地内の別棟、離れに居住している場合

③ 団地、マンション、アパートの居住者で母の扶養義務者と別の部屋、建物等に母子と母の扶養義務者がそれぞれ別々の契約をしている又は父の扶養義務者と別の部屋、建物等に父子と父の扶養義務者がそれぞれ別々の契約をしている場合

④ 事情により扶養義務者等が居住していない場合

などの場合が考えられるので、住民票と実態が異なる場合の申立書を提出させること。

2 公共料金（電気、ガス、水道料金等）

- ・ 本人及び扶養義務者がそれぞれ自分名義で契約し、支払っているかどうか、領収書やメーターが別々であることを確認すること。

ただし、メーターを別にする費用が多額なため、別々にできない場合もあるので留意すること。（特に水道料金は建物の構造上メーターが一つになっている事情を考慮すること。）この場合、扶養義務者と折半していることを証明できる書類、メーター等が別々にできないことの申立書を提出させること。

また、本人と扶養義務者がそれぞれの名義で契約している場合であっても、契約の状況のみでなく、その使用状況も含めて確認すること。

3 生活の共用部分

① 同一敷地内の家屋の場合

住居の見取り図から玄関、廊下、風呂、トイレ、台所等が別々であるかどうかを確認すること。その際、互いのスペースに入らずに生活できることが可能であるかどうかみる。例えば玄関が一つであったとしても、独立した生活空間があれば、生計同一関係にないと判断できる材料となる。

また、同一敷地内でも、2世帯住宅や離れの場合は生計が別々で独立して生活していることの申立書を提出させること。

② 同一敷地外の家屋の場合

同一敷地外であったとしても、例えば「母子が道路を隔てたところに

居住し、公共料金が一つであるなど、母の扶養義務者との生活に交流がある場合」又は「父子が道路を隔てたところに居住し、公共料金が一つであるなど、父の扶養義務者との生活に交流がある場合」、生計同一であると判断される材料となること。

4 その他

- ・ 本人から提出された書類（住居の見取り図、光熱水費の領収書、賃貸契約書の写し、生計同一関係にない申立書等）だけでは、実態と異なる場合が多々あるので、必要に応じて実態調査をした上で、総合的に判断されたい。
- ・ 現況届が提出された際には、本人から提出された書類（住居の見取り図、光熱水費の領収書、賃貸契約書の写し、生計同一関係にない申立書等）に変更がないか、必要に応じて確認されたい。

1 1 母の配偶者

例えば母の連れ子からみた母の夫つまり義父をさす。戸籍上養子縁組をしていない場合、義父と連れ子とは民法上扶養の義務はない（民法第877条第1項）が、児童が現実には義父によって養育されている場合には、義父が父と同様の役割を果たしているため、父に準ずるものとして取扱い、手当は支給しないこととされている。

なお、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。〔法第3条第3項〕

1 2 父の配偶者

例えば父の連れ子からみた父の妻つまり義母をさす。戸籍上養子縁組をしていない場合、義母と連れ子とは民法上扶養の義務はない（民法第877条第1項）が、児童が現実には義母によって養育されている場合には、義母が母と同様の役割を果たしているため、母に準ずるものとして取扱い、手当は支給しないこととされている。

なお、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。〔法第3条第3項〕

1 3 父母が婚姻を解消した児童

○児童の父母が婚姻を解消した場合は、当該児童を監護する母、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は当該児童を養育する者に手当が支給される。〔法第4条第1項第1号イ、第1項第2号イ、第1項第3号〕

○本法でいう「婚姻」には、法律上の婚姻のほか、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるいわゆる事実婚も含まれる（法第3条第3項）。「婚姻の解消」には、離婚及び事実婚の解消がある。

なお、法律上の婚姻関係にある父母が事実上婚姻関係をやめている場合であっても、離婚届を提出せず、戸籍上婚姻関係にあるかぎり婚姻を解消したことにはならない。

〔事実婚〕

（注意事項）

○事実婚の審査については、住民票上母子以外の者との同居を示唆するいわゆる方書きのある場合、前夫と住民票上世帯分離となっている場合等事実婚が存在することが想定される場合は、その事実関係については十分な調査を行うこと。

〔昭和60年児企第34号〕※ 父子の場合も同様とする。

○事実婚の範囲について

〔昭和48年児企第28号、平成27年雇児福発0417第1号〕

児童扶養手当は、母がいわゆる事実婚をしている場合には支給されない。（法第4条第2項第4号及び第3条第3項）これは、母が事実婚をしている場合に実質上の父が存在し、児童はその者から扶養を受けることができるので、本手当を支給する必要性が存在しないからである。

例えば、未婚の母の受給者が妻子ある男性と同居している等、いわゆる内縁関係にある場合であって、当事者の関係が民法に規定する重婚の禁止（第732条）、近親婚の制限（第734条）、直系姻族間の婚姻の禁止（第735条）又は養親子間の婚姻の禁止（第736条）のいずれかの規定に抵触する場合であっても、事実婚は成立するものであること。

従って、当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在していれば、それ以外の要素については一切考慮することなく、事

実婚が成立しているものとして取り扱う。

なお、いわゆるシェアハウスなど、リビングルーム、浴室、トイレ等の共有スペースと個室スペースで構成されており、不特定多数の世帯が入居することが可能となっている一つの建物に受給資格者が居住している場合においては、その居住形態は様々な形態が有り得る。

このため、「シェアハウス」など名称の如何を問わず、当該建物に入居している事実のみをもって資格喪失要件に該当すると判断するのではなく、受給資格者が特定の異性との間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在しているかどうか、入居時の経緯や入居状況、生計同一関係等の事実関係を総合的に勘案の上、個別に判断されたい。

また、事実婚は、原則として同居していることを要件とするが、ひんぱんに定期的な訪問（月１回程度の訪問では事実婚と認められない。〔昭和５５年児企第２９号第１問８〕）があり、かつ、定期的に生計費の補助を受けている場合には同居していなくとも事実婚が成立しているものとして取り扱う。

なお、母子が税法上の扶養親族としての取り扱いを受けている場合には、生計同一関係にあることが推測されるので、実態を十分に調査のうえ認定は慎重に行う。※ 父子の場合も同様とする。

- 離婚により児童扶養手当を受けていた母が障害（国民年金の障害等級の１級）を有する男性と再婚した場合（再婚した男性と児童は養子縁組をしている）、いったん資格喪失処分を行い、改めて「父の障害」で認定請求をさせること。〔昭和５５年児企第２９号第６問５〕

※ 父子の場合で、障害を有する女性と再婚したときも同様とする。

〔養父母と実父母の取り扱い〕

☆解 説

児童が養子縁組をしている場合、認定に当たっては注意を要する。養父母と実父母は同じ取り扱いとなるので、受給資格の認定に当たってはまず養父母との関係でみることとなる。したがって、例えば、実父母が離婚し、その後養子縁組をしたが、養父又は養母が拘禁された場合、実父母の離婚を事由として直ちに資格認定するのではなく、養父又は養母が一年以上拘禁された場合に拘禁を事由として認定することとなる。

※ なお、特別養子縁組をしている場合、戸籍上、実父母は父母でなくなるため、養父母との関係のみで判断する。

☆解 説

婚姻をしていない男性又は女性が支給要件に該当する児童と養子縁組をした場合、当該児童を養育していなければ支給要件に該当しない。

14 父又は母が死亡した児童

○児童の父が死亡した場合は、当該児童を監護する母又は当該児童を養育する者に手当が支給される。〔法第4条第1項第1号ロ、第1項第3号〕

○児童の母が死亡した場合は、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は当該児童を養育する者に手当が支給される。
〔法第4条第1項第2号ロ、第1項第3号〕

15 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童

○児童の父が児童扶養手当法施行令別表第二に定める程度の障害の状態にある場合は、当該児童を監護する母又は当該児童を養育する者に対して手当が支給される。〔法第4条第1項第1号ハ、第1項第3号〕

○児童の母が児童扶養手当法施行令別表第二に定める程度の障害の状態にある場合は、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は当該児童を養育する者に対して手当が支給される。

〔法第4条第1項第2号ハ、第1項第3号〕

☆解説

国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級の1級、身体障害者福祉法による障害等級の1級及び2級がほぼ児童扶養手当法施行令別表第二に相当する。〔昭和36年児企第1374号〕

政令別表第二

- 1 次に掲げる視覚障害
 - イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
 - ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能なら

しめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
※ 第11号の厚生労働大臣が定めるもの 当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの [昭和60年厚告第124号]

○障害の認定について [昭和36年児発第1374号]

(1) 施行令別表第二各号の説明

施行令別表第二第1号から10号までは障害の原因となった傷病がなおった場合であり、第11号は障害の原因となった傷病がなおらない場合であるが、その傷病につきはじめて医師の診療を受けた日から起算して1年6月を経過した日以後において、第11号に定める程度の障害の状態に該当するものとする。

☆解 説

- 「傷病がなおった」については、器質的の欠損若しくは変形又は後遺症を残していても、医学的にその傷病がなおれば、そのときをもって「なおった」ものとし、また、慢性疾患においては、その症状が安定し長期にわたってその傷病の固定性が認められ、かつ、もはや、医療効果が期待できなくなったときは、そのときをもって「なおった」ものとして取り扱う。
- 「労働することを不能ならしめ」とは、一般的な労働能力を全く喪失したものをいう。
- 第11号の場合、その傷病につきはじめて医師の診療を受けた日に、第11号に該当する必要はない。

(2) 認定の方法

障害の認定は診断書（児童扶養手当法施行規則様式第2号）及びレントゲンフィルムによって行うが、それらのみでは認定が困難な場合に

は、必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は検診等を実施したうえで適正な認定を行うこと。

(3) 障害の認定基準

障害の認定基準は、「児童扶養手当法施行令〔別表第二〕における障害の認定要領について」（昭和36年児発第1374号）の別添1から別添6及び「児童扶養手当におけるヒト免疫不全ウイルス感染症に係る障害認定について」（平成10年児家第18号）による。

(4) 障害の認定に係る診断書等について

国民年金の障害等級の1級に該当し、障害基礎年金（1級）を受けている者については、施行令別表第二第1号から第9号までのいずれかに該当するものとして取り扱うこと。従って、障害基礎年金（1級）を受けることができるときは本制度による診断書の添付を省略できる。

また、身体障害者手帳の交付を受けた者の障害（視覚障害、聴覚障害又は肢体不自由（上肢障害の2級の3及び4並びに移動機能障害は除く）に限る。）の程度が1級又は2級の者については、施行令別表第二第1号から第8号のいずれかに該当するものとして取り扱うことができ、診断書の添付を省略しても差し支えない。

[昭和48年児企第28号第4の問3]

なお、診断書の添付を省略した場合においても、認定基準への該当性や、有期・無期の判断については、障害認定医に判定を求めること。

(注意事項)

診断書の添付を省略した者について、障害等級が下がるなど、施行令別表第二のいずれかに該当するか疑義が生じる場合には、本制度による診断書を提出させた上で、施行令別表第二のいずれかに該当するか確認されたい。

○有期認定について [令和元年5月31日子発第2号]

(1) 認定期間の終期の月について

認定期間の終期の月は、2月、4月、6月、8月、10月又は12月のいずれかとして認定すること。

(2) 障害認定通知書について

有期認定した場合、下記の通知書（例文）を当該受給者に交付すること。

障害認定通知書

年 月 日

〇〇〇〇殿

都道府県知事等 印

あなたの児童扶養手当の受給資格は、〇年〇月から〇年〇月までとなっております。それ以後引き続き手当を受けようとするときは、〇〇さんの障害の状態について〇年〇月又は〇月中※1に専門医の診断を受け、所定の様式による障害認定診断書を作成してもらい、これに児童扶養手当証書を添えて〇年〇月中※2に〇〇市役所、区役所又は町村役場へご提出下さい。

※1 障害認定診断書の診断年月日は、原則として提出期限の月又はその前月中のものであること。

※2 障害認定診断書の提出期限は認定の終期の月であること。

○障害認定医の設置について

少なくとも内科、外科及び精神科の疾病の診療に専門的に従事している医師がそれぞれ判定にたずさわることができる体制を確立しておくことが望ましい。[昭和39年児企第41号]

なお、市等において認定件数が極めて少数であることから、医師を確保することが困難な場合には、①都道府県の障害認定医に依頼したり、地域の医師会等からの推薦を依頼する、②都道府県の障害認定医との兼任、③近隣の複数の市等で協力するなどの方法で確保すること。

[平成14年雇児福発第0730001号]

○障害認定診断書の取扱い [昭和37年児発第13号]

(1) 診断書の無料又は低額交付について

児童扶養手当制度による診断書作成のための初診料、検査料及び文書料としての診断書料を負担することが困難であるか又は負担することができない者については、国立病院等において、無料又は低額な費用によって診断書の交付を受けることができる。

(2) 生活保護法の被保護世帯についての本診断書の費用について

生活保護法の被保護世帯については、無料又はできる限り低額で本診断書の交付を受けることができるよう配慮せられたいが、本診断書の交付を受けるために費用を負担した場合においては、生活保護法の運用上児童扶養手当の受給のための必要経費として収入から控除される。

○障害認定に係る再診の取扱い〔昭和37年児発第752号〕

児童扶養手当障害認定診断書に所要事項がすべて記載されているが、その記載のみでは障害の程度及び状態を的確に認定することが困難な場合には、児童扶養手当法第29条第2項の規定によりあらためて当該都道府県知事等が指定した医師の受診を命じ、その再診の結果を待って認定の可否を決定すること。

なお、再診を委託する医療機関は、官公立病院（療養所）又はこれに準ずる医療機関であって障害の診断に必要な諸検査の設備が完備されていること。

16 父又は母の生死が明らかでない児童

○児童の父の生死が明らかでない場合は、当該児童を監護する母又は当該児童を養育する者に対して手当が支給される。

[法第4条第1項第1号ニ、第1項第3号]

○児童の母の生死が明らかでない場合は、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は当該児童を養育する者に対して手当が支給される。

[法第4条第1項第2号ニ、第1項第3号]

○父又は母の生死が明らかでない場合とは、

イ 沈没した船舶に乗っていた場合その他死亡の原因となるべき危難に遭遇し、その危機が去った後3ヶ月以上生死が明らかでない場合

ロ イ以外の場合であって、1年以上生死が明らかでないときがこれに該当する。[昭和36年児発第1356号]

なお、民法においては、特別失踪（危難失踪）の場合にあつては危難が去ってから1年間生死が明らかでないとき、家出などの普通失踪にあつては7年間生死が明らかでないときは失踪宣告ができることとされており、前者は危難が去ったときにさかのぼり、後者は7年の失踪期間が満了した時に死亡したものとみなされる。したがって、父又は母が失踪宣告により死亡したものとみなされたときは、父又は母が死亡した児童として支給の対象となる。

○災害により父又は母の生死が明らかでない場合等の取扱い

[平成23年雇児福発0414第1号]

(1)「沈没した船舶に乗っていた場合その他死亡の原因となるべき危難に遭遇し、その危難が去った後3ヶ月以上生死が明らかでない場合」を児童扶養手当法第4条第1項第1号ニ等に規定する「生死が明らかでない」場合として取り扱うこととしているが、認定請求書等の受理については、3ヶ月経過を待たずに随時受理して差し支えない。

(2)認定請求書等の受理に当たり、「福祉事務所、警察署、その他の官公署、関係会社等の証明書」は省略し、死亡の原因となるべき危難が去った後3ヶ月経過後にその書類の提出を求める等、認定事務等の適切な処理を行う。

(3)児童扶養手当法第7条第2項の「やむを得ない理由」については、行政窓口の閉鎖、受給資格者の避難所等における生活、交通機関の途絶など、

個々の状況に応じて柔軟かつ適切に判断すること。

(4) 公的年金等の受給状況の確認を適切に行う。

(注意事項)

生死不明の父又は母の生存が確認された場合、生存が確認された日をもって資格喪失する。

17 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

○児童の父が引き続き1年以上遺棄している場合は、当該児童を監護する母又は当該児童を養育する者に対して手当が支給される。

[政令第1条の2第1号、法第4条第1項第3号]

○児童の母が引き続き1年以上遺棄している場合は、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は当該児童を養育する者に対して手当が支給される。[政令第2条第1号、法第4条第1項第3号]

○遺棄とは、保護の断絶のことである。父又は母が児童と同居しないで扶養義務及び監護義務を全く放棄している状態が1年以上にわたって継続していれば、ここにいう遺棄に該当する。したがって、出稼ぎ、入院のように特定又は不特定期間、就労、事業、療養などのため仮に別居しているが目的達成後帰ってくることが予定されている場合には、遺棄に該当しない。

[昭和36年児発第1356号]

なお、遺棄の認定にあたっては、「児童扶養手当遺棄の認定基準について(通知)」(令和4年子家発0318第1号)を参考とすること。

○警察に捜索願を提出している場合は、その受理日を遺棄の起算点として差し支えない。

○DV被害者(母)に対する加害者(父)からのメールの内容が、そのDV被害者(母)に対する脅しの内容である場合に、メールがあったという理由だけで、児童に対する遺棄に該当しないと判断するのではなく、児童の遺棄に該当するか否かについて、メールの内容も含め様々な事実関係を総合的に勘案の上判断する。(父と母が逆の場合も同様)

○調停や審判の係争中に、子と非監護親の面会等を試みる、いわゆる面会交流の試行(試行的面会交流)が行われることがあるが、夫のDV等により遺棄と認定されている場合で父又は母に、離婚の意思が認められる場合には、試行的面会交流を除き遺棄に該当しなくなるその他の事由がない限り、遺棄が継続しているものとして取り扱って差し支えない。

[平成26年2月13日事務連絡]

(注意事項)

父の家出後に出生した児童については、父の家出当時に遺棄されたものと取り扱う。

[昭和48年児企第28号第3問21]

18 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十条第一項の規定による命令を受けた児童

○児童の父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第10条第1項の規定による命令（以下「保護命令」という。）（母の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた場合は、当該児童を監護する母又は当該児童を養育する者に対して手当が支給される。〔政令第1条の2第2号、法第4条第1項第3号〕

○児童の母が保護命令（父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた場合は、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は当該児童を養育する者に対して手当が支給される。
〔政令第2条第2号、法第4条第1項第3号〕

○父又母が保護命令を受けた児童に該当するに至った日については、保護命令決定書の謄本又は手当請求用確定証明書における保護命令決定の日とする。

○父又は母が保護命令を受けた児童については、保護命令の有効期間（接近禁止命令は6月間、退去命令は2月間）が経過した場合やDV防止法第17条による保護命令の取消しが行われた場合でも、父又は母と生計を同じくしている等の手当の消極的要件に該当しない限り、手当の支給を継続する取扱いとする。

ただし、DV防止法第16条による即時抗告により保護命令が取り消された場合には、最初から保護命令を受けなかったものと解し、当該児童は最初から父又は母が保護命令を受けた児童に該当しないものとする。

〔平成24年雇児福発0727第2号〕

そのため、保護命令確定証明書により保護命令が確定していることを確認した後に受給資格を認定する。

19 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

○児童の父が引き続き1年以上拘禁されている場合は、当該児童を監護する母又は当該児童を養育する者に対して手当が支給される。

[政令第1条の2第3号、法第4条第1項第3号]

○児童の母が引き続き1年以上拘禁されている場合は、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は当該児童を養育する者に対して手当が支給される。[政令第2条第3号、法第4条第1項第3号]

○父又は母が法令により拘禁されている場合とは、父又は母が刑事施設（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条）又は警察官署に附属する留置施設（同法第14条）及び海上保安留置施設（同法第25条）あるいは労役場若しくは監置場（同法第287条）に拘禁されていることをいう。拘禁とは、身体を継続的に拘束されている状態のことである。

(注意事項)

父が1年以上拘禁されている場合には、児童が出生後1年を経過しなくとも手当を支給して差し支えない。[昭和48年児企第28号第3問19]

入国管理施設への収容（出入国管理及び難民認定法第39条）は、拘禁に当たらない。

２０ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

○いわゆる「未婚の母の子」をいう。

○児童の母が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）によらないで懐胎した場合は、当該児童を監護する母、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は当該児童を養育する者に手当が支給される。

〔政令第１条の２第４号、政令第２条第４号、法第４条第１項第３号〕

２１ 母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するかどうか明らかでない児童

○児童の母が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）によらないで懐胎したか明らかでない場合は、当該児童を監護する母、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は当該児童を養育する者に手当が支給される。

〔政令第１条の２第５号、政令第２条第５号、法第４条第１項第３号〕

○棄児などで、母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童をいう。

〔昭和３６年児発第１３５６号〕

第 3 章 厚生労働省令で定める届出

I 認定請求書

[規則第1条・様式第1号]

児童扶養手当の受給資格及びその額についての認定請求は、認定請求書に下記の書類を添付し提出する。

(注意事項)

○養育費の取決めをしていることが、児童扶養手当の支給要件となるものではないこと。なお、養育費の取決めをしていないなど養育費の確保支援を必要としているひとり親家庭に対しては、母子・父子自立支援員との連携を図る等により、相談支援につなげる等適切な対応をとること。

[平成28年7月14日雇児発0714第1号]

○認定にあたって留意すべき事項

[昭和36年児発第1356号、平成28年雇児福発0616第1号]

本制度の特殊性及び手当の支給要件の複雑性にかんがみ、受給資格の認定にあたっては、必要に応じ法第29条の調査又は第30条の資料の提出等を求め、また、簡明な事例を先に処理し、複雑な事例は後で十分審査する等、その適正な認定を期せられたい。

なお、提出書類の確認にあたっては、市等の職員、民生委員等が協力して実態調査や現地調査を実施すること。

○請求者に係る請求時点の扱いについて [昭和60年児企第34号]

手当は、児童扶養手当法第7条により、認定請求の翌月から支給することとされているが、請求時点は、市町村において、児童扶養手当法施行規則上必要とされる添付書類及び請求書の記載に不備がないものとして請求書を受理した時点である。

○認定請求書に添付書類が不足している場合、文書でもって申請者に対し補正命令を出すことになるが、この場合、期限を明示する（期限は、書類の不備の内容に応じて異なり、一定しているものではないが、常識的に考えて通常の場合であれば当然補正できると思われる期限であること。）とともに、期限内に正当な理由がなく、補正がない場合には申請を却下する旨を記入すること。上記の措置を講じたにもかかわらず、期限内に申請者から正当な理由なく補正がない場合には、申請を却下すること。

[行政手続法第7条]

○児童扶養手当法施行規則上必要とされている以外の書類等について、市町村が独自に提出を求め、これらの書類等の提出が行われるまで認定の請求

を受理しないという誤った取扱が行われている事例が見受けられるため、請求時点の取扱について十分に注意し適切な事務処理を行うこと。

○地域における新型コロナウイルス感染症の感染状況や実施されている感染対策等を踏まえ、地方自治体における組織的判断の下、必ずしも対面による手続きを前提とすることなく、郵送による受付を原則とする等の柔軟な対応を取ることは差し支えない。

1 認定請求書に共通して必要な添付書類

書 類	説 明
(1) 戸籍謄(抄)本	・ 受給資格者及び対象児童のもの[規則第1条第1号] ・ 受給資格者が養育者の場合は、対象児童の父母の戸籍又は除かれた戸籍[規則第1条第3号] (注意事項) ・ 戸籍謄本は、原則として交付の日から1カ月以内のもの [昭和48年児企第28号第9問2]
(2) 住民票※	・ 受給資格者及び対象児童の属する世帯全員のもの [規則第1条第1号] (注意事項) ・ 受給資格者と対象児童が別居している場合は、それぞれの世帯全員の住民票を添付させる。
(3) 公的年金調書	(聞き取りにより作成) [平成26年雇児福発1128第2号] (注意事項) ・ 市町村における国民年金主管課に確認する。 ・ 国民年金主管課とも連携を図りながら、適宜、日本年金機構中央年金センターへ照会する。 ・ 父又は母死亡の場合は、遺族年金・遺族補償に注意する。

	・父又は母障害の場合は、障害年金の子の加算に注意する。 ・受給資格者又は配偶者（児童の父又は母に限る）が60歳以上の場合は、老齢年金に注意する。
--	---

※ マイナンバーによる情報連携により添付省略が可能な書類

2 支給要件事由により個別に必要な添付書類

支給要件の事由	説明
(1) 父母が婚姻を解消した児童 ① 法律婚の解消の場合	・ 父母離婚の記載がある戸籍謄（抄）本 （注意事項） ○ 戸籍に離婚の記載がされるまで時間がかかる場合には、戸籍謄（抄）本に代えて次の書類を添付することができるものとする。なお、後日、離婚が戸籍に記載された場合は、速やかに戸籍謄（抄）本を提出させること。 ・ 戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第66条第2項の規定に基づく離婚届受理証明書 ・ 調停調書、審判書又は判決書の謄本（審判書及び判決書の謄本には、確定証明書を添付のこと） [平成14年雇児福発第0730001号]
② 事実婚解消の場合（母が事実上の婚姻によって懐胎した児童の父母が事実婚を解消した場合に限る）	・ 本人の申立書（民生委員・児童委員等の証明が必要） [昭和48年児企第48号] ・ 事実婚解消等調書 [平成22年雇児福発0730第2号] （注意事項） ○ 調書により支給要件について疑義がもたれたときは、民生・児童委員等関係機関に照会する等の方法により、事実関係の確認に努めること。[平成22年雇児福発0730第2号]

(2) 父又は母死亡 (3) 父又は母障害	・ 父又は母死亡の記載がある戸籍謄（抄）本 ・ 医師又は歯科医師の診断書（様式第 2 号） [規則第 1 条第 4 号] ・ 省令の別表に定める傷病に係るものであるときはエックス線直接撮影写真 [規則第 1 条第 4 号] （注意事項） ○ 診断書が省略できる場合 ・ 国民年金の障害等級の 1 級に該当しているもの [昭和 3 6 年児発第 1 3 7 4 号] ・ 身体障害者手帳の交付を受けた者で障害（視覚障害、聴覚障害又は肢体不自由（上肢障害の 2 級の 3、4 及び移動機能障害は除く）に限る。）の程度が 1 級又は 2 級に該当しているもの。 [昭和 4 8 年児企第 2 8 号第 4 問 3] ○ 医師の診断書に添付されたレントゲンフィルムは返付する。 [昭和 4 8 年児企第 2 8 号第 4 問 1]
(4) 父又は母生死不明	・ 父又は母の生死が明らかでない事実を明らかにする書類 [規則第 1 条第 5 号] → 福祉事務所、警察署、その他の官公署、関係会社等の証明書 [昭和 4 8 年児企第 4 8 号]
(5) 父又は母遺棄	・ 父又は母が 1 年以上遺棄している事実を明らかにする書類 [規則第 1 条第 5 号] → ・ 本人の申立書（福祉事務所長等の証明が必要） [昭和 4 8 年児企第 4 8 号] ・ 遺棄調書 [令和 4 年子家発 0 3 1 8 第 1 号]
(6) 父又は母保護命令	・ 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律による保護命令を受けた事実を明らかにする書類 [規則第 1 条 5 号] → ・ 保護命令決定書の謄本

	[平成24年雇児福発0727第2号] ・確定証明書 [平成24年雇児福発0727第2号] (注意事項) ○手当請求用確定証明書を添付する場合、保護命令決定書の謄本及び確定証明書は不要。 ○即時抗告等により確定証明書又は手当請求用確定証明書の提出が遅れる場合には、保護命令決定書の謄本のみの提出により、請求書を受理して差し支えない。 [平成24年雇児福発0727第2号]
(7) 父又は母拘禁	・父又は母が1年以上拘禁されている事実を明らかにする書類 [規則第1条第5号] → 刑務所、拘置所、その他の官公署等の証明書 [昭和48年児企第48号]
(8) 未婚の母	・事実婚解消等調書 [平成22年雇児福発0730第2号] (注意事項) ○調書により支給要件について疑義がもたれたときは、民生・児童委員等関係機関に照会する等の方法により、事実関係の確認に努めること。 [平成22年雇児福発0730第2号]

3 その他個別の事情により必要となるもの

(注意事項) ○対象児童について住民票上の住所地と現実の住所地が違う場合は、当該児童の住民票所在地の都道府県等と連絡をとり、手当が二重支給とならないよう児童の世帯の状況を確認すること。
--

支給要件の事由	説 明
(1) 受給資格者が母	・別居監護している事実を明らかにする書類

であって、児童と別居の場合	[規則第1条第2号] →本人の申立書（学校長、寄宿舎の長、民生委員、児童委員等の証明が必要）[昭和48年児企第48号] （注意事項） ○母が、他の市区町村に居住する児童を監護しているものとして認定する場合には、あらかじめ当該児童の住所地の都道府県等と連絡協議すること。[昭和51年児企第36号] ○母からの申請を受理した都道府県等は、児童の住民票所在地の都道府県等と連絡を取り児童の世帯の状況を確認するとともに、手当の二重支給とならないよう父の住民票所在地の都道府県等に当該父の児童扶養手当の受給の有無について確認すること。 ○別居監護申立書に附する証明は、別居監護の実態を母親の居住地の民生委員が知悉し、証明できる場合は母親の居住地の民生委員の証明で差しつかえない（別居先の証明をとるには要領をえないし、日数がかかり不便）が、児童が学校に通っている場合には、学校長又は寄宿舎の長の証明が望ましい。
(2) 受給資格者が父であって一時的に児童と別居している場合	・父が対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにする書類 [規則第1条第1の2号] →(1)注意事項参照。また、「生計を同じくしている」については、第2章Ⅱの10参照。
(3) 受給資格者が養育者の場合	・養育者が対象児童を養育していることを明らかにする書類 [規則第1条第3号] →本人の申立書(民生委員、児童委員等の証明が必要) [昭和48年児企第48号] （注意事項） ○養育者が、児童を養育するものとして認定する場合であって、児童の父又は母が他の市区町村に居住している場合には、あらかじめ当該父又は母の住所地の都道府県等と連絡協議すること。[昭和51年児企第36号]

(4) 受給資格者の住民票上の住所地と現実の住所地が違う場合 [昭和60年児企第37号] (5) 対象児童が政令別表第1に定める程度の障害にある場合 (6) 受給資格者又は対象児童が公的年金給付等を受給できる場合	○養育者からの申請を受理した都道府県等は、父及び母の住民票所在地の都道府県等と連絡を取り、当該地における手当の支給の有無について確認すること。 ・受給資格者の申立書（民生委員、福祉事務所長、申請者が入所している母子生活支援施設の施設長等の証明が必要） （注意事項） ○父又は母の暴力、酒乱等から逃れるために住所を移し、現住所が、当該父又は母に知られると危害を加えられる虞が強い場合等住民票の移動ができないことに真にやむを得ない理由がある場合に限り、現実の住所地の市区町村において受理できる。 ○申請を受理した都道府県等は、住民票所在地の都道府県等と連絡を取り、手当が二重支給とならないことを確認する。 ・医師又は歯科医師の診断書（様式第2号） [規則第1条第6号] ・政令の別表に定める傷病に係るものであるときはエックス線直接撮影写真 [規則第1条第6号] （注意事項） ○診断書が省略できる場合 ・対象児童が特別児童扶養手当の支給対象のとき。 [昭和49年児発第518号] ・身体障害者手帳の1級～3級 ・療育手帳A ・公的年金給付等の支給を行う者の証明書 [規則第1条9号、10号] →公的年金給付等受給証明書 [平成26年雇児福発1017第1号]
---	---

	(注意事項) ○公的年金給付等の関係書類※（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書等）の写しにより、その受給状況を確認できるときは、当該書類をもって証明書に代えることができる。 ○証明書は原則として交付の日から概ね1ヶ月以内のものとする。 ○証明書の発行に相当の期間を要する場合等には、当該公的年金給付等を受給していることが分かる書類の提出をもって受理して差し支えない。この場合、証明書が提出された後に認定を行い、受理した月の翌月以降分の手当を支給する。 ○公的年金給付等を申請しているが裁定等の結果が出ていない者が手当の申請を行う場合には、証明書の添付がなくとも受理して差し支えない。この場合、証明書が提出された後に認定を行い、受理した月の翌月以降分の手当を支給する。 [平成26年雇児福発1017第1号]
--	---

※ マイナンバーによる情報連携により添付省略が可能な書類

4 所得に関する添付書類

(注意事項) ○所得の状況の実質審査について〔昭和48年児企第48号〕 ・市町村長の証明書を当該受給資格者の住所地の市町村長から受けるときは、証明書の添付を要しない。この場合、市町村長は、証明すべき事実につき課税台帳その他の公簿によって審査した旨を認定請求書に記載する。〔規則第26条第3項〕 ・受給資格者、受給資格者の配偶者又は扶養義務者の所得額や、控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数並びに老人扶養親族の有無及び数については、課税台帳等により確認する。 ・扶養義務者については、受給資格者が母又は父である場合は、その母又は父と生計を同じくしている扶養義務者であり、受給資格者が養育者である場合は、その者の生計を維持している扶養義務者であることに留意する。この場合の生計同一関係については、課税台帳及び住民票その他

の公簿等の同居関係により確認する。

○認定請求書等に添付する請求者の申立書及び福祉事務所長、民生委員等の種々の証明書の様式については、具体的事情を記入することのできるよう工夫されたいこと。[昭和39年児企第41号]

所得に関する事項	説 明
〔受給資格者の前年（1月から9月までの間に請求するときは前々年。以下同じ。）の所得についての添付書類〕 (1) 令第3条及び第4条による所得額 (2) 法第9条又は第9条の2に規定する扶養親族等（同一生計配偶者及び扶養親族）の有無及び数 (3) 所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数 (4) やむを得ない理由により所得税法に規定する同一生計配偶者の有無及び当該同一生計配偶者が70歳以上であるかの別についての市町村長の証明書を提出することができない場合 （受給資格者の前年の所得が1,000万円超の場合）	・市町村長の証明書※[規則第1条第7号イ] ・市町村長の証明書※[規則第1条第7号イ] ・市町村長の証明書※[規則第1条第7号イ] ・事実を明らかにする書類 [規則第1条第7号イ] →本人の申立書及び当該同一生計配偶者の所得の額についての市町村長の証明書※[昭和48年児企第48号] （ただし、同一生計配偶者の有無を公簿等により確認できる場合は、省略可。）

(5) 令第4条第2項各号の規定に該当するとき (6) 受給資格者が所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）を有するとき ・当該控除対象扶養親族が、法第10条又は11条に規定する扶養親族でないとき (7) 前年の12月31日においてその者の法第9条及び9条の2に規定する扶養親族等でない児童の生計を維持したとき ・受給資格者が前年の12月31日において児童の生計を維持したとき ・児童が障害の状態にある場合 (8) 法第12条第1項の規定に該当するとき （配偶者がある受給資格者又は法第10条に規定する扶養義務者がある父又は母である受給資格者若しくは法第11条に規定する扶養義務者がある養育者である受給資格者にあつては、当該	・市町村長の証明書※〔規則第1条第7号ロ〕 ・当該控除対象扶養親族の数を明らかにする書類〔規則第1条第7号ニ〕 → 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 〔平成30年子家発0928第3号〕 （ただし、扶養親族の数を公簿等により確認できる場合は、省略可。） ・市町村長の証明書※〔規則第1条第7号ニ〕 ・事実を明らかにする書類 〔規則第1条第7号ホ〕 → 本人の申立書（民生委員、児童委員等の証明が必要）〔昭和48年児企第48号〕 （児童の生計を維持していたことを住民票、保険証等で確認した場合には、「生計維持児童」に該当するものとして取り扱って差し支えない。） 〔平成15年雇児福発第0731001号〕 ・3の(5)と同じ ・児童扶養手当被災状況書（様式第3号）〔規則第1条第7号へ〕 → 市町村長の証明が必要 〔昭和48年児企第48号〕
---	---

〔 配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得についての添付書類 〕 (1) 令第3条及び第4条による所得額 (2) 法第10条に規定する扶養親族等（同一生計配偶者及び扶養親族）の有無及び数 (3) 所得税法に規定する老人扶養親族の有無及び数 (4) やむを得ない理由により所得税法に規定する同一生計配偶者の有無についての市町村長の証明書を提出することができない場合 （配偶者又は扶養義務者の前年の所得が1,000万円超の場合） (5) 令第4条第2項各号の規定に該当するとき (6) 法第12条第1項の規定に該当するとき 〔 受給資格者が母であり、前夫からの児童の養育に必要な費用に関し受取人が母若しくは児童の場合又は受給資格者が父であり、前妻か 〕	・市町村長の証明書※〔規則第1条第8号イ〕 ・市町村長の証明書※〔規則第1条第8号イ〕 ・市町村長の証明書※〔規則第1条第8号イ〕 ・事実を明らかにする書類 〔規則第1号第8号イ〕 →本人の申立書及び当該同一生計配偶者の所得の額についての市町村長の証明書※〔昭和48年児企第48号〕 （ただし、同一生計配偶者の有無を公簿等により確認できる場合は、省略可。） ・市町村長の証明書※〔規則第1条第8号ロ〕 ・児童扶養手当被災状況書（様式第3号） 〔規則第1条第8号ニ〕 →市町村長の証明が必要 〔昭和48年児企第48号〕
---	--

らの児童の養育に必要な費用に関し受取人が父若しくは児童の場合の添付書類	
(1) 法第 9 条第 2 項及び令第 3 条に規定する当該費用	・ 養育費等に関する申告書 [平成 1 4 年雇児発第 0726003 号]

※ マイナンバーによる情報連携により添付省略が可能な書類

5 認定請求書の処理について[準則]

認定請求書の提出を受けたときは、おおむね、次により処理する。

- (1) 受付処理簿（準則様式第 1 号）の件名（氏名）欄及び受付（再提出）欄に件名、氏名及び受付年月日を記入し、認定請求書の記載及びその添付書類等に不備がないかどうか検討すること。

なお、添付書類等が省略されているときは、認定請求書の余白に省略された書類の名称を記入すること。

- (2) 認定請求書の記載に容易に補正することができない程度の誤りがあるとき、又はその添付書類等に著しい不備があるときは、認定請求書を請求者に返付し、受付処理簿の返付欄に返付年月日及び返付事由を記入すること。

- (3) 請求者が返付された認定請求書を補正して再提出したときは、受付処理簿の受付（再提出）欄に再提出受付年月日を記入すること。

- (4) 認定請求書の記載及びその添付書類等に不備がないときは、受付処理簿の受理欄及び認定請求書の市区町村受付年月日欄に受理年月日を記入するとともに、請求者に認定請求書の請求年月日を記入させること。

- (5) 認定請求書の記載及びその添付書類等の内容を審査すること。

なお、請求に係る事実を明確にするため、特に必要があると認めるときは、法第 2 9 条の規定による調査を行い、又は、法第 3 0 条に規定する措置をとること。

- (6) 審査の結果、受給資格があるものと認定し、かつ、手当の全部を支給するものと決定したときは、次によること。

ア. 受付処理簿の審査結果欄に認定の旨を記入すること。

イ. 当該受給資格者についての番号を認定順に決定し、番号簿（準則様式第 2 号）に当該所定事項を記入すること。

ウ. 当該受給資格者につき、受給資格者台帳（準則様式第 3 号）を作成すること。

- エ. 当該受給資格者につき、台帳索引票（準則様式第 4 号）を作成し、台帳索引簿を整理すること。
 - オ. 当該受給資格者につき、児童扶養手当認定通知書（規則様式第 1 1 号）を作成し、これを交付すること。
 - カ. 当該受給資格者につき、児童扶養手当証書（規則様式第 1 1 号の 2）を作成し、これを交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。
 - キ. 受付処理簿の処理経過欄の処理済年月日を記入すること。
- (7) 審査の結果、受給資格があると認定した者であって、手当の全部又は一部を支給停止するものと決定したときは、次によること。
- ア. 受付処理簿の審査結果欄に認定及び手当の全部又は一部を支給停止する旨を記入すること。
 - イ. 当該受給資格者についての番号を認定順に決定し、番号簿に当該所定事項を記入すること。
 - ウ. 当該受給資格者につき、受給資格者台帳を作成すること。
 - エ. 当該受給資格者につき、台帳索引票を作成し、台帳索引簿を整理すること。
 - オ. 当該受給資格者につき、児童扶養手当認定通知書（規則様式第 1 1 号）を作成し、これを交付すること。
 - カ. 当該受給資格者につき、児童扶養手当支給停止通知書（規則様式第 1 1 号の 3）を作成し、これを交付すること。
 - キ. 当該受給資格者につき、児童扶養手当証書（規則様式第 1 1 号の 2）を作成し、これを交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。なお、全部支給停止者については、証書は作成しない。
 - ク. 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。
- (8) 審査の結果、受給資格がないものと決定したときは、次によること。
- ア. 受付処理簿の審査結果欄に却下の旨を記入すること。
 - イ. 認定請求却下通知書（規則様式第 1 2 号）作成し、これを請求者に交付すること。
 - ウ. 受付処理簿の処理経過欄に認定請求書却下通知書交付年月日を記入すること。

Ⅱ 手当額改定請求書

[規則第2条・様式第4号]

児童扶養手当の支給を受けている者が、母にあっては、新たに監護する児童、父にあっては、新たに監護し、かつ、これと生計を同じくしている児童、養育者にあっては、新たに養育する児童があるに至った場合の手当額の改定請求は、手当額改定請求書に下記の書類を添付し提出する。

1 手当額改定請求書に共通して必要な添付書類

書 類	説 明
(1) 戸籍抄本	・ 新たな対象児童のもの [規則第2条第1号] ・ 請求者が養育者の場合は、対象児童の父母の戸籍又は除かれた戸籍 [規則第2条第2号]
(2) 住民票※	・ 新たな対象児童の属する世帯全員のもの [規則第2条第1号]

※ マイナンバーによる情報連携により添付省略が可能な書類

2 個別の事情により必要となるもの

(注意事項)

○ I. 認定請求書を参照

支給要件の事由	説 明
(1) 請求者が母であって、児童と別居の場合	・ 別居監護している事実を明らかにする書類 [規則第2条第2号] → 本人の申立書 (学校長、寄宿舍の長、民生委員、児童委員等の証明が必要) [昭和48年児企第48号] (注意事項)

	○母が、他の市区町村に居住する児童を監護しているものとして認定する場合には、あらかじめ当該児童の住所地の都道府県等と連絡協議すること。[昭和51年児企第36号] ○母からの申請を受理した都道府県等は、児童の住民票所在地の都道府県等と連絡を取り児童の世帯の状況を確認するとともに、手当の二重支給とならないよう父の住民票所在地の都道府県等に当該父の児童扶養手当の受給の有無について確認すること。 ○別居監護申立書に附する証明は、別居監護の実態を母親の居住地の民生委員が知悉し、証明できる場合は母親の居住地の民生委員の証明で差しつかえない（別居先の証明をとるには要領をえないし、日数がかかり不便）が、児童が学校に通っている場合には、学校長又は寄宿舎の長の証明が望ましい。
(2) 受給資格者が父であって一時的に児童と別居している場合	・父が対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにする書類 →(1)注意事項参照。また、「生計を同じくしている」については、第2章Ⅱの10参照。
(3) 受給資格者が養育者の場合	・養育者が対象児童を養育していることを明らかにする書類 [規則第1条第3号] →本人の申立書(民生委員、児童委員等の証明が必要) [昭和48年児企第48号] (注意事項) ○養育者が、児童を養育するものとして認定する場合であって、児童の父又は母が他の市区町村に居住している場合には、あらかじめ当該父又は母の住所地の都道府県等と連絡協議すること。[昭和51年児企第36号] ○養育者からの申請を受理した都道府県等は、父及び母の住民票所在地の都道府県等と連絡を取り、当該地における手当の支給の有無について確認すること。
(4) 対象児童が政令	・医師又は歯科医師の診断書（様式第2号）

別表第1に定める 程度の障害にある 場合	[規則第2条第2号] ・政令の別表に定める傷病に係るものであるときはエックス線直接撮影写真[規則第2条第2号]
(5) 対象児童が公的 年金給付等を受 給できる場合	・公的年金給付等の支給を行う者の証明書 [規則第1条9号] →公的年金給付等受給証明書 [平成26年雇児福発1017第1号] (注意事項) ○額改定請求時に必要な添付書類は、新たに支給対象児童となる者に係る公的年金給付等の受給状況についての証明書※であること。[平成26年雇児福発1017第1号] ○受給者が受給できる公的年金給付等に変更があった場合には、併せて受給状況届及び当該受給者に係る公的年金給付等の受給状況についての証明書※の提出が必要となること。 [平成26年雇児福発1017第1号]

※ マイナンバーによる情報連携により添付省略が可能な書類

3 新たな対象児童の父母がその他の対象児童の父母と異なる場合に必要な添付書類

(注意事項) ○ I. 認定請求書を参照

支給要件の事由	説 明
(1) 父又は母障害	・医師又は歯科医師の診断書(様式第2号) [規則第2条第3号] ・省令の別表に定める傷病に係るものであるときはエックス線直接撮影写真[規則第2条第3号]
(2) 父又は母生死不	・父又は母の生死が明らかでない事実を明らかにする

明	書類〔規則第2条第3号〕 →福祉事務所、警察署、その他の官公署、関係会社等の証明書〔昭和48年児企第48号〕
(3) 父又は母遺棄	・父又は母が1年以上遺棄している事実を明らかにする書類〔規則第2条第3号〕 →・本人の申立書（福祉事務所長等の証明が必要）〔昭和48年児企第48号〕 ・遺棄調書〔令和4年子家発0318第1号〕
(4) 父又は母保護命令	・父又は母が保護命令を受けた事実を明らかにする書類〔規則第1条5号〕 →・保護命令決定書の謄本〔平成24年雇児福発0727第2号〕 ・確定証明書〔平成24年雇児福発0727第2号〕
(5) 父又は母拘禁	・父又は母が1年以上拘禁されている事実を明らかにする書類〔規則第2条第3号〕 →刑務所、拘置所、その他の官公署等の証明書〔昭和48年児企第48号〕
(6) 未婚の母	・事実婚解消等調書〔平成22年雇児福発0730第2号〕

4 手当額改定請求書の処理について〔準則〕

手当額改定請求書（規則様式第4号）の提出を受けたときは、おおむね、次により処理する。

- (1) 受付処理簿の件名（氏名）欄及び受付（再提出）欄に件名、氏名及び受付年月日を記入し、手当額改定請求書の記載及びその添付書類等に不備がないかどうか検討すること。

なお、添付書類等が省略されているときは、手当額改定請求書の余白に省略された書類の名称を記入すること。

- (2) 手当額改定請求書の記載に容易に補正できない程度の誤りがあるとき、又はその添付書類等に著しい不備があるときは、手当額改定請求書を受給

資格者に返付し、受付処理簿の返付欄に返付年月日及び返付事由を記入すること。

- (3) 受給資格者が返付された手当額改定請求書を補正して再提出したときは、受付処理簿の受付（再提出）欄に再提出受付年月日を記入すること。
- (4) 手当額改定請求書の記載及びその添付書類等に不備がないときは、受付処理簿の受理欄及び手当額改定請求書の市区町村受付年月日欄に受理年月日を記入するとともに、受給資格者に手当額改定請求書の請求年月日を記入させること。

- (5) 手当額改定請求書の記載及びその添付書類等の内容を審査すること。

なお、請求に係る事実を明確にするため、特に必要があると認めるときは、法第29条の規定による調査を行い、又は、法第30条に規定する措置をとること。

- (6) 審査の結果、手当額を改定すべきものと決定したときは、次によること。

ア. 受付処理簿の審査結果欄に改定の旨を記入すること。

イ. 受給資格者台帳につき所要事項を記入すること。

ウ. 手当額改定請求書に添えられた証書に、その改定に関する所要事項を記載し、又は新たな証書を作成する。

なお、新たな証書を作成したときは、従前の証書を廃棄すること。

エ. 当該受給資格者につき、手当額改定通知書（様式第13号）及び証書を交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。

ただし、全部支給停止者に係る証書の交付及び受給資格者台帳への記入は行わないこと。

オ. 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。

- (7) 審査の結果、請求に基づく手当額の改定をしないものと決定したときは、次によること。

ア. 受付処理簿の審査結果欄に却下の旨を記入すること。

イ. 当該受給資格者につき、手当額改定請求却下通知書（様式第14号）及び従前の証書を交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書返付年月日を記入すること。ただし、全部支給停止者に係る証書の交付及び受給資格者台帳への記入は行わないこと。

ウ. 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。

Ⅲ 手当額改定届

[規則第3条・様式第5号]

児童扶養手当の支給を受けている者が、母にあっては、その監護する児童、父にあっては、監護し、かつ、これと生計を同じくしている児童、養育者にあつては、養育する児童の数が減じた場合、手当額改定届を提出する。

1 手当額改定届の処理について[準則]

手当額改定届の提出を受けたときは、「Ⅱ. 手当額改定請求書」に準じて処理する。

なお、職権に基づいて手当額の減額の改定を決定したときは、おおむね、次の手続きによる。

- (1) 受付処理簿の審査結果欄に改定の旨を記入すること。
- (2) 受給資格者台帳に所要の事項を記入すること。
- (3) 当該受給資格者に手当額改定通知書を作成し、交付すること。
- (4) 手当額改定届に添えられた証書にその改定に関する所要事項を記載し、又は、新たな証書を作成し、これを交付すること。証書を提出させる必要がある場合は、証書提出命令書も併せて受給資格者に交付すること。なお、新たな証書を作成したときは、従前の証書を廃棄すること。
- (5) 証書提出命令書に基づき、受給資格者から証書の提出を受けたときは、次によること。

ア. 証書提出命令書に基づき提出された証書に、その改定に関する所要事項を記載し、又は新たな証書を作成すること。

なお、新たな証書を作成したときは、従前の証書を廃棄すること。

イ. 証書を受給資格者に交付し、受付処理簿の処理経過欄及び受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。

Ⅳ 支給停止関係届

[規則第3条の2・様式第5号の2]

受給者が、法第9条第1項、第10条又は第11条の規定により手当の全部又は一部の支給を受けないこととなる事由が生じたとき、14日以内に、支給停止関係届に下記の書類を添付し提出する。

受給資格者が、法第9条第1項の規定により手当の一部を受けないこととなっている事由が消滅したとき、14日以内に、支給停止関係届に下記の書類を添付し提出する。

1 手当の支給を受けない事由が生じたときの添付書類

所得に関する事項	説 明
〔所得の高い扶養義務者に扶養されるようになった場合の当該扶養義務者の前年所得についての添付書類〕 (1) 令第3条及び第4条による所得額 (2) 法第10条に規定する扶養親族等（同一生計配偶者及び扶養親族）の有無及び数 (3) 所得税法に規定する老人扶養親族の有無及び数 (4) やむを得ない理由により所得税法に規定する同一生計配偶者の有無についての市町村長の証明書を提出することができない場合 （扶養義務者の前年の所得	・市町村長の証明書※[規則第1条第8号イ] ・市町村長の証明書※[規則第1条第8号イ] ・市町村長の証明書※[規則第1条第8号イ] ・事実を明らかにする書類 [規則第1号第8号イ] →本人の申立書及び当該同一生計配偶者の所得の額についての市町村長の証明書※[昭和48年児企第48号] （ただし、同一生計配偶者の有無を公簿

が 1,000 万円超の場合)	等により確認できる場合は、省略可。)
(5) 令第 4 条第 2 項各号の規定に該当するとき	・市町村長の証明書※[規則第 1 条第 8 号ロ]
(6) 法第 12 条第 1 項の規定に該当するとき	・児童扶養手当被災状況書 (様式第 3 号) [規則第 1 条第 8 号ニ] →市町村長の証明が必要 [昭和 48 年児企第 48 号]

※ マイナンバーによる情報連携により添付省略が可能な書類

2 手当の支給を受けない事由が消滅したときの添付書類

(注意事項)
○ I. 認定請求書を参照

所得に関する事項	説 明
〔手当の全部又は一部を受けないこととなる事由が消滅したことを明らかにすることができる書類〕 (1) 所得の高い扶養義務者が拘禁された場合	・拘禁されている事実を明らかにする書類 →刑務所、拘置所、その他の官公署等の証明書 [昭和 48 年児企第 48 号]

3 支給停止関係届の処理について[準則]

支給停止関係届の提出を受けたときは、おおむね、次によって処理する。

- (1) 受付処理簿の件名 (氏名) 欄及び受付 (再提出) 欄に件名、氏名及び受付年月日を記入し、支給停止関係届の記載及びその添付書類等に不備がないかどうか検討すること。なお、添付書類等が省略されているときは、支給停止関係届の余白に省略された書類の名称を記入すること。

- (2) 支給停止関係届の記載に容易に補正できない程度の誤りがあるとき、又は添付書類等に著しい不備があるときは、支給停止関係届を受給資格者に返付し、受付処理簿の返付欄に返付年月日及び返付事由を記入すること。
- (3) 受給資格者が返付された支給停止関係届を補正して再提出したときは、受付処理簿の受付（再提出）欄に再提出受付年月日を記入すること。
- (4) 支給停止関係届の記載及びその添付書類等に不備がないときは、受付処理簿の受理欄及び支給停止関係届の市区町村受付年月日欄に受理年月日を記入するとともに受給資格者に支給停止関係届の届出年月日を記入させ、その内容を審査すること。

なお、届出に係る事実を明確にするため、特に必要があると認めるときは、法第29条の規定による調査を行い、又は、法第30条に規定する措置をとること。

- (5) 審査の結果、手当の全部を支給することと決定したときは、次によること。

ア. 受付処理簿の審査結果欄に支給停止解除の旨を記入すること。

イ. 受給資格者台帳の区分欄に所得の年を記入し、届出の有無欄の「有」・「関係届」の文字及び該・非欄の「非」の文字を○で囲み、所得欄に必要な事項を記入すること。

ウ. 証書未交付者については、新たに証書を作成し、又は交付していない証書に所要の事項を記入すること。また、支給停止関係届に証書が添付された場合においては、当該証書に所要事項を記載すること。

エ. 当該受給資格者につき、支給停止解除通知書（準則様式第5号）及び証書を交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。

オ. 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。

- (6) 審査の結果、手当の全部又は一部を支給停止とすることと決定したときは、次によること。

ア. 受付処理簿の審査結果欄に手当の全部又は一部を支給停止とする旨を記入すること。

イ. 受給資格者台帳の区分欄に所得の年を記入し、届出の有無欄の「有」・「関係届」の文字及び該・非欄の「該」又は「一部該」の文字を○で囲み、所得欄に必要な事項を記入すること。

ウ. 証書未交付者については、新たに証書を作成し、又は交付していない証書に所要事項を記載すること。また、支給停止関係届に証書が添付された場合においては、当該証書に所要事項を記載すること。

なお、新たな証書を作成したときは、従前の証書を廃棄すること。

- エ. 当該受給資格者につき、支給停止通知書及び証書を交付又は返付し、受給資格者台帳の証書交付欄に証書交付年月日又は返付年月日を記入すること。
 - オ. 受給資格者台帳の備考欄に支給停止通知書交付年月日を記入すること。
 - カ. 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。ただし、全部支給停止者については、証書の作成及び交付は行わず、受給資格者台帳の証書欄に未交付の旨記入すること。
- (7) 職権に基づいて手当の全部又は一部を支給停止とすることと決定したときは、おおむね、次によって処理するものとする。
- ア. 受給資格者台帳に所要の事項を記入すること。
 - イ. 当該受給資格者に支給停止通知書を交付し、受給資格者台帳の備考欄に支給停止通知書交付年月日を記入すること。
 - 証書を提出させる必要がある場合は、証書提出命令書（準則様式第5号）も併せて交付すること。
 - ウ. 証書提出命令書に基づき、受給者から証書の提出を受けたときは、次によること。
 - (ア) 証書提出命令書に基づき提出された証書に、手当の一部の支給停止に関する所要事項を記載し、又は新たな証書を作成すること。
 - なお、新たな証書を作成したときは、従前の証書を廃棄すること。
 - (イ) 当該受給資格者につき、証書を交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。

V 公的年金給付等受給状況届

[規則第3条の3・様式第5号の3]

受給者は、法第13条の2の規定により手当の全部又は一部の支給を受けないこととなる事由が生じたとき、消滅したとき又は当該事由の内容に変更が生じたとき、14日以内に、公的年金給付等受給状況届に下記の書類を添付し提出する。

※ 公的年金給付等受給状況届は、認定請求時の提出は不要である。

1 手当の支給を受けない事由が生じたとき等に必要な添付書類

書 類	説 明
(1) 公的年金給付等の支給を行う者の証明書 [規則第1条9号、10号]	・ 公的年金給付等受給証明書 [平成26年雇児福発1017第1号]

○公的年金給付等が既に支給され、その支給開始月が証明書における証明日現在の年金額（年額）の開始月よりも前であるため、証明書では公的年金給付等の額の変更内容が確認できない場合には、公的年金給付等の額が変更となった後の期間における給付額を確認できる書類※（公的年金給付等の支給機関により証明されたもの。様式任意。）を添付させること

○公的年金給付等が遡って変更（受給資格の発生及び消滅を含む）となった場合には、当該期間における本来支払われるべき給付額が確認できる書類※（公的年金給付等の支給機関により証明されたもの。様式任意。）を添付させること。

※ マイナンバーによる情報連携により添付省略が可能な書類

2 物価スライド等による公的年金給付等の額の改定について

[平成26年雇児福発1017第1号]

○公的年金給付等は、毎年4月などに物価スライド等により給付額の改定が行われるため、その額の変更が生じることに伴い受給状況届等の提出が必要となる。

○当該届出は郵送による提出でも差し支えない。

○添付書類は、年金事務所等から発行される改定後の給付額が分かる書類※

(年金額改定通知書の写しなど)を基本とし、当該書類が提出された場合は、当該書類の交付時期から1ヶ月を超えていても日本年金機構中央年金センター等に対し改めて照会する必要はない。なお、日本年金機構中央年金センター等への照会によりその受給状況が確認できるときは、当該書類を省略させることができる。

- 受給者が在職老齢年金又は雇用保険法等に基づく給付を受給している場合には、物価スライド等による給付額の改定の確認に加え、支給停止額が定期的に改定される毎年9月以降に改定後の給付額を確認する必要がある。
- 前回確認時の公的年金給付等の額と比較し、物価スライド等による給付額の改定以外の変更がないかどうかを確認する。確認の結果、物価スライド等による給付額の改定以外の変更があった場合には、その内容を確認した上で必要な事務処理を行う。また、当該受給者が資格喪失となる場合にも同様の確認を行う。
- 届出は受給者から提出してもらうことを原則とするが、物価スライド等による公的年金給付等の額の改定年度ごとに、事前に受給資格者に対してその同意を求め承諾を得た上で職権に基づいて手当額の改定を行った場合には、当該届出があったものとみなす。

※ マイナンバーによる情報連携により添付省略が可能な書類

3 公的年金給付等受給状況届の処理について[準則]

規則第3条の3の規定による公的年金給付等受給状況届(規則様式第5号の3)の提出を受けたときは、おおむね、次によって処理するものとする。

- (1) 受付処理簿の件名(氏名)欄及び受付(再提出)欄に件名、氏名及び受付年月日を記入し、公的年金給付等受給状況届の記載及びその添付書類等に不備がないかどうかを検討すること。なお、添付書類等が省略されているときは、公的年金給付等受給状況届の余白に省略された書類の名称を記入すること。
- (2) 公的年金給付等受給状況届の記載に容易に補正することができない程度の誤りがあるとき、又はその添付書類等に著しい不備があるときは、公的年金給付等受給状況届を受給資格者に返付し、受付処理簿の返付欄に返付年月日及び返付事由を記入すること。
- (3) 受給資格者が返付された公的年金給付等受給状況届を補正して再提出したときは、受付処理簿の受付(再提出)欄に再提出受付年月日を記入すること。
- (4) 公的年金給付等受給状況届の記載及びその添付書類等に不備がないときは、受付処理簿の受理欄及び公的年金給付等受給状況届の市区町村受付年

月日欄に受理年月日を記入するとともに、受給資格者に公的年金等受給届の届出年月日を記入させ、その内容を審査すること。なお、届出に係る事実を明確にするため、特に必要があると認めるときは、法第29条の規定による調査を行い、又は法第30条に規定する措置をとること。

(5) 審査の結果、手当の全額を支給することと決定したときは、次によること。

ア. 受付処理簿の審査結果欄に支給停止解除の旨を記入すること。

イ. 受給資格者台帳の区分欄に届出の年を記入し、届出の有無欄の「有」の文字を○で囲み、公的年金給付等欄に必要な事項を記入すること。

ウ. 証書未交付者については、新たに証書を作成し、又は交付していない証書に所要事項を記入すること。また、公的年金給付等受給状況届に証書が添付された場合においては、当該証書に所要事項を記載すること。

エ. 当該受給資格者につき、支給停止解除通知書及び証書を交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。

オ. 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。

(6) 審査の結果、手当の全部又は一部を支給停止とすることと決定したときは、次によること。

ア. 受付処理簿の審査結果欄に手当の全部又は一部を支給停止とする旨を記入すること。

イ. 受給資格者台帳の区分欄に届出の年を記入し、届出の有無欄の「有」の文字を○で囲み、本人受給、児童受給、加算対象児童の別欄の「本人」、「児童」又は「加算対象」の文字を○で囲み、公的年金給付等欄に必要な事項を記入すること。

ウ. 証書未交付者については、新たに証書を作成し、又は交付していない証書に所要事項を記載すること。また、公的年金等受給状況届に証書が添付された場合においては、当該証書に所要事項を記載すること。なお、新たな証書を作成したときは、従前の証書を廃棄すること。

エ. 当該受給資格者につき、支給停止通知書及び証書を交付又は返付し、受給資格者台帳の証書交付欄に証書交付年月日又は返付年月日を記入すること。

オ. 受給資格者台帳の備考欄に支給停止通知書交付年月日を記入すること。

カ. 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。ただし、全部支給停止者については、証書の作成及び交付は行わず、受給資格者台帳の証書欄に未交付の旨記入すること。

VI 一部支給停止適用除外事由 届

[規則第3条の4・様式第5号の4]

受給資格者（養育者を除く。）が、児童扶養手当の支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年を経過したとき（ただし、3歳未満の児童を監護している受給資格者にあつては、当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したとき）は、経過した日の属する月の翌月以降に支給すべき手当の額に2分の1を乗じて得た額（ただし、当該支給しない額は、その経過した日の属する月の翌月に当該受給資格者に支払うべき手当の額の2分の1に相当する額を超えることはできない。）を支給しないものとする。

[法第13条の3第1項、施行令第7条]

ただし、政令により、受給資格者が就業していることなどの一定の事由に該当する場合は一部支給停止の適用を除外することとしている。

[法第13条の3第2項、施行令第8条]

1. 一部支給停止の適用除外となる事由

- ①就業している。
- ②求職活動等自立を図るための活動をしている。
- ③身体上又は精神上の障害がある。
- ④負傷又は疾病等により就業することが困難である。
- ⑤受給資格者が監護する児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等があり、受給資格者が介護する必要があるため、就業することが困難である。

2. 一部支給停止適用除外事由届は、手当の支給開始後5年等を経過する月（以下「5年等満了月」という。）の属する年（5年等満了月が1月から6月までであるときは、5年等満了月の属する年の前年とする。以下「5年等満了月の属する年又は前年」という。）の8月1日から8月31日までに上記1の①から⑤のいずれかに該当する旨の証明を明らかにする書類を添付し手当の支給機関等に現況届と併せて、提出することを基本とする。（各手当の支給機関等においては、5年等満了月の属する年又は前年の6月中（受給者の実情等を考慮し、現況届の案内送付時にあわせて送付するなど可能。）に事前のお知らせを送付し、対象者に手続きを促すこと。）[平成20年雇児福発0331001号]

- ※ 一部支給停止適用除外事由に該当しないため、適用除外事由届出書及び関係書類を提出することができない受給資格者については、5年等満了月の属する年又は前年の8月1日から31日までの間に、手当の支給機関等より就業に向けた指導等を受け、就業活動等を行った場合は、5年等満了月の属する年又は前年の9月末日までに提出する。
- ※ 一部支給停止適用除外事由に該当するが、災害、病気、事故等のほか、就業に向けた指導等を受けた日や関係書類の取得日が8月末日であること等により、8月末日又は9月末日までに適用除外事由届出書及び関係書類を提出できないやむを得ない事情があり、その事情が消滅してから速やかに提出された場合には、8月末日又は9月末日までに提出されたものと同様に取り扱う。
- ※ 受給資格者が母の場合、平成15年4月1日以前に手当の支給要件に該当している者については、手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日とは、平成15年4月1日とする。
受給資格者が父の場合、平成22年8月1日以前に手当の支給要件に該当している者については、手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日とは、平成22年8月1日とする。
- ※ 平成26年12月1日時点において新たに受給資格を有することとなった公的年金給付等を受給できる者については、手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日とは、平成26年12月1日とする。
- ※ 障害基礎年金等を受けることができる受給資格者であって、令和3年6月30日までの間に手当の認定を請求し、同年3月分から手当の支給を受けることとなった者の手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日とは、令和3年3月1日とする。
- ※ ①の「就業している」場合の証明書は、雇用証明書だけでなく、賃金の支払い明細書や健康保険証の写し等でも差し支えない。[平成20年3月31日雇児発0331001号]
- ※ ②の「求職活動等自立を図るための活動をしている」場合については、提出月又はその前月の直近1か月以内において、母子家庭等就業・自立支援センター、公共職業安定所、民間職業紹介所の求職登録又は労働者派遣会社の労働者派遣登録が有効であることに加え、2回以上の求職活動を行っていることを確認すること。[平成28年8月1日雇児福発0801第1号]

3. 一部支給停止措置適用除外事由届出の処理について [準則]

規則第3条の4の規定による児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出

書（規則様式第五号の四。以下「適用除外事由届出書」という。）の提出を受けたときは、おおむね、次によって処理するものとする。

- (1) 受付処理簿の件名（氏名）欄及び受付（再提出）欄に件名、氏名及び受付年月日を記入し、適用除外事由届出書の記載及びその添付書類等に不備がないかどうかを検討すること。なお、規則第26条の規定により添付書類等が省略されているときは、適用除外事由届出書の余白に省略された書類の名称を記入する。
- (2) 適用除外事由届出書の記載に容易に補正することができない程度の誤りがあるとき、又はその添付書類等に著しい不備があるときは、適用除外事由届出書を受給資格者に返付し、受付処理簿の返付欄に返付年月日及び返付事由を記入すること。
- (3) 受給資格者が返付された適用除外事由届出書を補正して再提出したときは、受付処理簿の受付（再提出）欄に再提出受付年月日を記入すること。
- (4) 適用除外事由届出書の記載及びその添付書類等に不備がないときは、受付処理簿の受理欄及び適用除外事由届出書の市区町村受付年月日欄に受理年月日を記入し、その内容を審査すること。なお、届出に係る事実を明確にするため、特に必要があると認めるときは、法第29条の規定による調査を行い、又は法第30条に規定する措置をとること。
- (5) 審査の結果、一部支給停止適用除外とすることと決定したときは、次によること。
 - ① 受付処理簿の審査結果欄に一部支給停止適用除外の旨を記入すること。
 - ② 受給資格者台帳の一部支給停止適用除外事由届出書の届出書の有無欄の「有」の文字及び適用・適用除外の別欄の「除外」の文字を○で囲み、除外とする期間を括弧内に記入し、適用除外事由欄に該当する事由を○で囲むこと。
 - ③ 一部支給停止されていた者について手当の全額を支給することと決定した場合には、当該受給資格者につき、支給停止解除通知書を当該受給資格者に送付すること。
 - ④ 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。

（注意事項）

一部支給停止措置の適用除外を決定した場合には、当該受給資格者につき、その旨を当該受給資格者に通知することが望ましい。

- (6) 審査の結果、一部支給停止適用とすることと決定したときは、次によること。

- ① 受付処理簿の審査結果欄に一部支給停止適用とする旨を記入すること。
 - ② 受給資格者台帳の一部支給停止適用除外事由届出書の届出書の有無欄の「有」又は「無」の文字及び適用・適用除外の別欄の「適用」の文字を○で囲み、適用とする期間を括弧内に記入すること。
 - ③ 証書に所要事項を記載すること。
 - ④ 当該受給資格者につき、支給停止通知書及び証書を交付し、受給資格者台帳の証書交付欄に証書交付年月日を記入すること。
 - ⑤ 受給資格者台帳の備考欄に支給停止通知書交付年月日を記入すること。
 - ⑥ 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。ただし、全部支給停止者については、受給資格者台帳の証書欄に未交付の旨記入し、③及び④の手続きは必要ないこと。
-

(事 例) [平成20年1月25日事務連絡]

- 法第8条第1項による手当の額改定に係る認定の請求（増額の請求）は、法第6条第1項の規定の請求に含まれる。よって、一部支給停止措置は増額の請求をした日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したときに適用する。
- なお、3歳未満の児童について増額の認定請求をした場合においては、法第13条の3第1項の括弧書きが適用されるため、一部支給停止措置は、当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したときに適用となる。
- また、法第8条第3項による手当の額改定（減額の請求）については、児童扶養手当法施行規則第3条による届出事項であることから、法第6条第1項の規定による認定の請求には該当しない。
- ただし、3歳未満の児童や、受給資格者が母又は父かつ養育者であり、養育者として養育していた児童について、減額の請求を行った場合は、当該児童を監護等しなくなった日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したときに適用する。
- 受給資格者が母又は父かつ養育者である場合は、受給資格者が養育者として支給対象児童を養育している限りは、一部支給適用対象外となる。
- 3歳以上の児童を持つ母又は父が、新たに3歳未満の児童を監護することとなった場合は、法第13条の3第1項に基づき、新たに監護することとなった児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を算定する。
- 3歳未満の児童を持つ母又は父が、新たに3歳以上の児童を監護するこ

ととなった場合は、法第13条の3第1項に基づき、3歳未満の児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を算定する。

Ⅳ 所得状況届

[規則第3条の5・様式第5号の5]

7月から9月までの間に法第6条の規定による認定の請求をした者は、所得状況届に下記の書類を添付し提出する。

1 所得に関する添付書類

(注意事項)

○ I. 認定請求書を参照

所得に関する事項	説 明
〔 受給資格者の前年の所得についての添付書類 〕 (1) 令第3条及び第4条による所得額 (2) 法第9条又は第9条の2に規定する扶養親族等（同一生計配偶者及び扶養親族）の有無及び数 (3) 所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数 (4) やむを得ない理由により所得税法に規定する同一生計配偶者の有無及び当該同一生計配偶者が70歳以上であるかの別についての市町	・市町村長の証明書※[規則第1条第7号イ] ・市町村長の証明書※[規則第1条第7号イ] ・市町村長の証明書※[規則第1条第7号イ] ・事実を明らかにする書類 [規則第1号第7号イ] →本人の申立書及び当該同一生計配偶者の所得の額についての市町村長の証明書※[昭和48年児企第48号]

村長の証明書を提出することができない場合 (受給資格者の前年の所得が1,000万円超の場合) (5) 令第4条第2項各号の規定に該当するとき (6) 受給資格者が所得税法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)を有するとき ・当該控除対象扶養親族が、法第10条又は11条に規定する扶養親族でないとき (7) 前年の12月31日においてその者の法第9条及び9条の2に規定する扶養親族等でない児童の生計を維持したとき ・受給資格者が前年の12月31日において児童の生計を維持したとき ・児童が障害の場合にある場合 配偶者がある受給資格者又は法第10条に規定する扶養義務者がある父若しくは母である受給資格者若しくは法第11条に規定する扶養義務者がある養育者であ	(ただし、同一生計配偶者の有無を公簿等により確認できる場合は、省略可。) ・市町村長の証明書※[規則第1条第7号ロ] ・当該控除対象扶養親族の数を明らかにする書類[規則第1条第7号ニ] →16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 [平成30年子家発0928第3号] (ただし、扶養親族の数を公簿等により確認できる場合は、省略可。) ・市町村長の証明書[規則第1条第7号ニ] ・事実を明らかにする書類 [規則第1条第7号ホ] →本人の申立書(民生委員、児童委員等の児童証明が必要)[昭和48年児企第48号] ・Iの3の(5)と同じ
--	---

（る受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得についての添付書類）	
(1) 令第 3 条及び第 4 条による所得額	・市町村長の証明書※[規則第 1 条第 8 号イ]
(2) 法第 10 条に規定する扶養親族等（同一生計配偶者及び扶養親族）の有無及び数	・市町村長の証明書※[規則第 1 条第 8 号イ]
(3) 所得税法に規定する同一生計配偶者（70 歳以上の者に限る）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数	・市町村長の証明書※[規則第 1 条第 8 号イ]
(4) やむを得ない理由により所得税法に規定する同一生計配偶者の有無及び当該同一生計配偶者が 70 歳以上であるかの別についての市町村長の証明書を提出することができない場合 （配偶者又は扶養義務者の前年の所得が 1,000 万円超の場合）	・事実を明らかにする書類 [規則第 1 号第 8 号イ] →本人の申立書及び当該同一生計配偶者の所得の額についての市町村長の証明書※[昭和 48 年児企第 48 号] （ただし、同一生計配偶者の有無を公簿等により確認できる場合は、省略可。）
(5) 令第 4 条第 2 項各号の規定に該当するとき	・市町村長の証明書※[規則第 1 条第 8 号ロ]
（受給資格者が母であり、前夫からの児童の養育に必要な費用に関し受取人が母若しくは児童の場合又は受給	

〔 資格者が父であり、前妻からの児童の養育に必要な費用に関し受取人が父若しくは児童の場合の添付資料 〕 (1) 法第 9 条第 2 項及び令第 3 条に規定する当該費用	・ 養育費等に関する申告書 [平成 1 4 年雇児発第 0726003 号]
--	---

※ マイナンバーによる情報連携により添付省略が可能な書類

2 所得状況届の処理について[準則]

所得状況届の提出を受けたときは、おおむね、次によって処理するものとする。

- (1) 受付処理簿の件名（氏名）欄及び受付（再提出）欄に件名、氏名及び受付年月日を記入し、所得状況届の記載及びその添付書類等に不備がないかどうか検討すること。

なお、添付書類等が省略されているときは、所得状況届の余白に省略された書類の名称を記入すること。

- (2) 所得状況届の記載に容易に補正できない程度の誤りがあるとき、又はその添付書類等に著しい不備があるときは、所得状況届を受給資格者に返付し、受付処理簿の返付欄に返付年月日及び返付事由を記入すること。
- (3) 受給資格者が返付された所得状況届を補正して再提出したときは、受付処理簿の受付欄に再提出受付年月日を記入すること。
- (4) 所得状況届の記載及びその添付書類等に不備がないときは、受付処理簿の受理欄及び所得状況届の市区町村受付年月日欄に受理年月日を記入するとともに、受給資格者に所得状況届の届出年月日を記入させること。
- (5) 所得状況届の記載及びその添付書類等の内容を審査すること。

なお、届出に係る事実を明確にするため、特に必要があると認めるときは、法第 2 9 条の規定による調査を行い、又は法第 3 0 条に規定する措置をとること。

- (6) 審査の結果、引き続いて手当の全部支給を行うものと決定したときは、次によること。

ア. 受付処理簿の審査結果欄に継続支給の旨を記入すること。

イ. 受給資格者台帳の区分欄に所得の年を記入し、届出の有無欄の

「有」・「関係届」の文字及び該・非欄の「非」の文字を○で囲み、所得欄に必要な事項を記入すること。

- ウ. 当該受給資格者につき、新たな証書を作成すること。
 - エ. 当該受給資格者につき、証書を交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。
 - オ. 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。
- (7) 審査の結果、手当の全部又は一部の支給停止を受けていた者につき、手当の全額を支給することを決定したときは、次によること。
- ア. 受付処理簿の審査結果欄に支給停止解除の旨記入すること。
 - イ. 受給資格者台帳の区分欄に所得の年を記入し、届出の有無欄の「有」・「関係届」の文字及び該・非欄の「非」の文字を○で囲み、所得欄に必要な事項を記入すること。
 - ウ. 当該受給資格者につき、新たな証書を作成すること。
 - エ. 当該受給資格者につき、証書を交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。
 - オ. 当該受給資格者につき、支給停止解除通知書を交付すること。
 - カ. 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。
- (8) 審査の結果、手当の全部又は一部を支給停止することを決定したときは、次によること。
- ア. 受付処理簿の審査結果欄に手当の全部又は一部を支給停止とする旨を記入すること。
 - イ. 受給資格者台帳の区分欄に所得の年を記入し、届出の有無欄の「有」・「関係届」の文字及び該・非欄の「該」又は「一部該」の文字を○で囲み、所得欄に必要な事項を記入すること。
 - ウ. 当該受給資格者につき、支給停止通知書を交付すること。
 - エ. 当該受給資格者につき、新たな証書を作成すること。
 - オ. 当該受給資格者につき、証書を交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。
 - カ. 当該全部支給停止者については証書は作成せず、受給資格者台帳の証書欄に未交付の旨記入すること。
 - キ. 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。

Ⅷ 現況届

[規則第4条・様式第6号]

受給資格者は、毎年8月1日から8月31日までに、現況届に下記の書類を添付し提出する。

(注意事項)

○現況届については、特段の事情(※)がない場合、対面による手続きを行うこと。(※受給者の傷病等や居住地が離島であることなど来庁することが著しく困難な場合)なお、所得による全部支給停止は特段の事情には当たらないが、全部支給停止者であって、既にひとり親や児童に対する支援が十分に行き届いており、かつ、受給資格の変更や支給停止の解除の検討に必要な状況が不要であり、対面の必要性がないと判断した場合は、対面によらない手続きを行っても差し支えない。

[平成28年6月16日雇児福発0616第1号]

○受給資格者は、現況届及び施行規則第4条に定める添付書類について、対面による手続きに先駆け、マイナポータルにおいて事前送信することが可能である。

市区町村は、マイナポータルにて、現況届及び施行規則第4条に定める添付書類を受信した場合であっても、「児童扶養手当市等事務取扱準則」

[平成14年7月4日雇児発第0704003号]第6及び「児童扶養手当町村事務取扱準則」[昭和60年8月21日児発第706号]第6に基づき、審査等行うこと。

また、以下の1～4に掲げる添付書類をスキャン又は写真撮影によってデータとして添付するに当たっては、署名用電子証明書による電子署名を必要とすること。(なお、添付書類は情報連携の対象外である。)

なお、上記の対面の必要性がないと判断した場合については、対面によらない手続きが可能であることから、対面によらない手続きを行う場合は、事前送信を行わず、児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第4条の規定に基づき、8月1日から同月31日までの間に電子申請を行うこととする。

○現況届の提出依頼や補正依頼、結果通知等をマイナポータルのお知らせ機能を用いて行う場合は、マイナポータルの「お知らせ機能(アンケート付き)」により、事前に受給者の同意を取ること。

○受給資格者が定時の現況届を提出しない場合における取扱い

定時の現況届は、施行規則第4条の規定に基づくものであるので、児童扶養手当法上の根拠規定は第28条である。したがって現況届を提出しない受給資格者については、法第15条の規定に基づき、手当の支払の一時差止めが行われることとなるが、現況届を提出しないことを理由として受給資格喪失の処分を行うことはできない。しかし、現況届未提出者の当該所得を職権により調査し、その所得額がそれぞれの支給制限額を超えること又は以上であることを確認した場合においては、支給停止の処分を行うことができる。

○現況届の審査の時に再婚や支給対象児童の児童福祉施設への措置入所などの実態が明らかに確認できた場合、資格喪失届の提出がなくても職権で資格喪失してよい。また、債権が発生している場合も同様に取り扱ってよい。[昭和55年児企第29号第6問6]

○現況届時については、公的年金給付等受給状況届及び公的年金給付等受給証明書の提出は不要とする。[平成26年雇児福発1017第1号]

○地域における新型コロナウイルス感染症の感染状況や実施されている感染対策等を踏まえ、地方自治体における組織的判断の下、必ずしも対面による手続きを前提とすることなく、郵送による受付を原則とする等の柔軟な対応を取ることは差し支えないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるひとり親家庭に対しては、必要な支援を行き届かせることが求められていることから、児童扶養手当受給者を取り巻く現下の状況等についても十分に踏まえられた上で、適切な対応をお願いしたい。

1 現況届に共通して必要な添付書類

書 類	説 明
(1)住民票※	・受給資格者及び対象児童の属する世帯全員のもの [規則第4条]

※ マイナンバーによる情報連携により添付省略が可能な書類

2 支給要件事由により個別に必要な添付書類

(注意事項)

○ I. 認定請求書を参照

支給要件の事由	説 明
(1) 父又は母生死不明	・ 父又は母の生死が明らかでない事実を明らかにする書類 [規則第 4 条第 4 号] → 福祉事務所、警察署、その他の官公署、関係会社等の証明書 [昭和 55 年児発第 488 号]
(2) 父又は母遺棄	・ 父又は母が 1 年以上遺棄している事実を明らかにする書類 [規則第 4 条第 5 号] → 本人の申立書 (民生・児童委員、福祉事務所長、市区町村等の証明が必要) [令和 4 年子家発 0318 第 1 号]
(3) 父又は母拘禁	・ 父又は母が 1 年以上拘禁されている事実を明らかにする書類 [規則第 4 条第 6 号] → 刑務所、拘置所、その他の官公署等の証明書 [昭和 55 年児発第 488 号]
(4) 母が児童を懐胎した当時の事情が不明な児童 (棄児等)	・ 児童の戸籍の謄本 (抄本) [規則第 4 条第 7 号]

3 その他個別の事情により必要となるもの

支給要件の事由	説 明
(1) 受給資格者が母であって、児童と別居の場合	・ 別居監護している事実を明らかにする書類 [規則第 4 条第 2 号] → 本人の申立書 (学校長、寄宿舎の長、民生委員、児童委員等の証明が必要) [昭和 55 年児発第 488 号]

(2) 受給資格者が父であって一時的に児童と別居している場合	・父が対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにする書類[規則第4条第1の2号] →本人の申立書（学校長、寄宿舎の長、民生委員、児童委員等の証明が必要） また、「生計を同じくしている」については、第2章Ⅱの10参照。
(3) 受給資格者が養育者の場合	・養育者が対象児童を養育していることを明らかにする書類 [規則第4条第3号] →本人の申立書(民生委員、児童委員等の証明が必要) [昭和55年児企発第488号]
(4) 受給資格者が孤児等養育者の場合	・対象児童の父又は母が死亡しているときは、当該児童の父又は母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本（抄本） [規則第4条第3の2号]
	(注意事項) ○既に上記書類を提出しているときは、添付を要しない。 [規則第4条]
	・対象児童の父又は母の生死が明らかでないときは、その事実を明らかにすることができる書類 →2－(1) 参照 ・対象児童の父又は母が、1年以上拘禁されているときは、その事実を明らかにすることができる書類 →2－(3) 参照 ・対象児童の父又は母が明らかでないときは、当該児童の戸籍の謄本（抄本）
(5) 受給資格者の住民票上の住所地と現実の住所地が違う場合 [昭和60年児	・受給資格者の申立書（民生委員、福祉事務所長、申請者が入所している母子生活支援施設の施設長等の証明が必要） (注意事項)

企第 3 7 号]	○現況届に添付される住民票の記載地が変更していないことを確認すること。
-----------	--

4 所得に関する添付書類

(注意事項) ○ I . 認定請求書を参照

所得に関する事項	説 明
〔 受給資格者の前年の所得についての添付書類 〕 (1) 令第 3 条及び第 4 条による所得額 (2) 法第 9 条又は第 9 条の 2 に規定する扶養親族等（同一生計配偶者及び扶養親族）の有無及び数 (3) 所得税法に規定する同一生計配偶者（70 歳以上の者に限る）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数 (4) やむを得ない理由により所得税法に規定する同一生計	・市町村長の証明書※[規則第 1 条第 7 号イ] ・市町村長の証明書※[規則第 1 条第 7 号イ] ・市町村長の証明書※[規則第 1 条第 7 号イ] ・事実を明らかにする書類 [規則第 1 号第 7 号イ]

配偶者の有無及び当該同一生計配偶者が70歳以上であるかの別についての市町村長の証明書を提出することができない場合 (受給資格者の前年の所得が1,000万円超の場合) (5) 令第4条第2項各号の規定に該当するとき (6) 受給資格者が所得税法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)を有するとき ・当該控除対象扶養親族が、法第10条又は11条に規定する扶養親族でないとき (7) 前年の12月31日においてその者の法第9条及び9条の2に規定する扶養親族等でない児童の生計を維持したとき ・受給資格者が前年の12月31日において児童の生計を維持したとき ・児童が障害の状態にある場合 〔配偶者がある受給資格者又は法第10条に規定する扶養義務者がある父又は母で	→本人の申立書及び当該同一生計配偶者の所得の額についての市町村長の証明書※[昭和48年児企第48号] (ただし、同一生計配偶者の有無を公簿等により確認できる場合は、省略可。) ・市町村長の証明書※[規則第1条第7号ロ] ・当該控除対象扶養親族の数を明らかにする書類 [規則第1条第7号ニ] →16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 [平成30年子家発0928第3号] (ただし、扶養親族の数を公簿等により確認できる場合は、省略可。) ・市町村長の証明書※[規則第1条第7号ニ] ・事実を明らかにする書類 [規則第1条第7号ホ] →本人の申立書(民生委員、児童委員等の証明が必要) [昭和48年児企第48号] ・Iの3の(5)と同じ
--	--

ある受給資格者若しくは法第 11 条に規定する扶養義務者がある養育者である受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得についての添付書類	
(1) 令第 3 条及び第 4 条による所得額	・市町村長の証明書※[規則第 1 条第 8 号イ]
(2) 法第 10 条に規定する扶養親族等（同一生計配偶者及び扶養親族）の有無及び数	・市町村長の証明書※[規則第 1 条第 8 号イ]
(3) 所得税法に規定する老人扶養親族の有無及び数	・市町村長の証明書※[規則第 1 条第 8 号イ]
(4) やむを得ない理由により所得税法に規定する同一生計配偶者の有無についての市町村長の証明書を提出することができない場合 （配偶者又は扶養義務者の前年の所得が 1,000 万円超の場合）	・事実を明らかにする書類 [規則第 1 号第 8 号イ] →本人の申立書及び当該同一生計配偶者の所得の額についての市町村長の証明書※ [昭和 48 年児企第 48 号] （ただし、同一生計配偶者の有無を公簿等により確認できる場合は、省略可。）
(5) 令第 4 条第 2 項各号の規定に該当するとき	・市町村長の証明書※[規則第 1 条第 8 号ロ]
受給資格者が母であり、前夫からの児童の養育に必要な費用に関し受取人が母若しくは児童の場合又は受給資格者が父であり、前妻か	

らの児童の養育に必要な費用に関し受取人が父若しくは児童の場合の添付書類	
(1) 法第 9 条第 2 項及び令第 3 条に規定する当該費用	・ 養育費等に関する申告書 [平成 14 年雇児発第 0726003 号]

※ マイナンバーによる情報連携により添付省略が可能な書類

5 現況届の処理について[準則]

現況届の提出を受けたときは、おおむね、次によって処理するものとする。

- (1) 受付処理簿の件名（氏名）欄及び受付（再提出）欄に件名、氏名及び受付年月日を記入し、現況届の記載及びその添付書類等に不備がないかどうか検討すること。

なお、添付書類等が省略されているときは、現況届の余白に省略された書類の名称を記入すること。

- (2) 現況届の記載に容易に補正できない程度の誤りがあるとき、又はその添付書類等に著しい不備があるときは、現況届を受給資格者に返付し、受付処理簿の返付欄に返付年月日及び返付事由を記入すること。
- (3) 受給資格者が返付された現況届を補正して再提出したときは、受付処理簿の受付欄に再提出受付年月日を記入すること。
- (4) 現況届の記載及びその添付書類等に不備がないときは、受付処理簿の受理欄及び現況届の市区町村受付年月日欄に受理年月日を記入するとともに、受給資格者に現況届の届出年月日を記入させること。
- (5) 現況届の記載及びその添付書類等の内容を審査すること。

なお、届出に係る事実を明確にするため、特に必要があると認めるときは、法第 29 条の規定による調査を行い、又は、法第 30 条に規定する措置をとること。

- (6) 審査の結果、引き続いて手当の全部支給を行うものと決定したときは、次によること。

ア. 受付処理簿の審査結果欄に継続支給の旨を記入すること。

イ. 受給資格者台帳の区分欄に所得の年を記入し、届出の有無欄の「有」・「現況届」の文字及び該・非欄の「非」の文字を○で囲み、所得欄に必要な事項を記入すること。

ウ. 当該受給資格者につき、新たな証書を作成すること。

- エ. 当該受給資格者につき、証書を交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。
- オ. 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。
- (7) 審査の結果、手当の全部又は一部の支給停止を受けていた者について、手当の全額を支給することを決定したときは、次によること。
 - ア. 受付処理簿の審査結果欄に支給停止解除の旨を記入すること。
 - イ. 受給資格者台帳の区分欄に所得の年を記入し、届出の有無欄の「有」・「現況届」の文字及び該・非欄の「非」の文字を○で囲み、所得欄に必要な事項を記入すること。
 - ウ. 当該受給資格者につき、新たな証書を作成すること。
 - エ. 当該受給資格者につき、証書を交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。
 - オ. 当該受給資格者につき、支給停止解除通知書(様式第5号)を交付すること。
 - カ. 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。
- (8) 審査の結果、手当の全部又は一部を支給停止することを決定したときは、次によること。
 - ア. 受付処理簿の審査結果欄に手当の全部又は一部を支給停止とする旨を記入すること。
 - イ. 受給資格者台帳の区分欄に所得の年を記入し、届出の有無欄の「有」・「現況届」の文字及び該・非欄の「該」又は「一部該」の文字を○で囲み、所得欄に必要な事項を記入すること。
 - ウ. 当該受給資格者につき、支給停止通知書を交付すること。
 - エ. 当該受給資格者につき、新たな証書を作成すること。
 - オ. 当該受給資格者につき、証書を交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。
 - カ. 当該全部支給停止者については証書は作成せず、受給資格者台帳の証書欄に未交付の旨記入すること。
 - キ. 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。

Ⅸ 障害の状態の届出

[規則第4条の2・様式第2号(一)～(六)]

児童扶養手当の支給が行われている児童が、政令別表第1に定める程度の障害の状態にあるときは、当該児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき、速やかに障害の状態に関する届出を行う。

1 障害の状態の届出に必要な書類

当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書。

(注意事項)

- 規則第1条第6号、又は規則第2条第2号の規定により、当該児童の障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書が提出されているときは必要ない。
- I. 認定請求書を参照

2 障害の状態の届出の処理について[準則]

障害診断書の提出を受けたときは、おおむね、次により処理する。

- (1) 受付処理簿の件名(氏名)欄及び受付(再提出)欄に件名、氏名及び受付年月日を記入し、障害診断書に不備がないかどうか検討すること。
なお、障害診断書が省略されているときは、受給資格者台帳の備考欄に省略事由及び省略した旨を記入すること。
- (2) 障害診断書に不備があるときは、障害診断書を受給資格者に返付し、受付処理簿の返付欄に返付年月日及び返付事由を記入すること。
- (3) 受給資格者が返付された障害診断書を補正して再提出したときは、受付処理簿の受付(再提出)欄に再提出受付年月日を記入すること。
- (4) 障害診断書に不備がないときは、受付処理簿の受理欄に受理年月日を記入して、その内容を審査すること。
なお、障害診断書の事実を確認するため、特に必要があると認めるときは、法第29条の規定による調査を行い、又は、法第30条に規定する措置をとること。
- (5) 審査の結果、当該児童分について引き続き手当の支給を行うものと決定したときは、次によること。
 - ア. 受付処理簿の審査結果欄に当該児童分継続支給の旨を記入すること。
 - イ. 受給資格者台帳に所要の補正を行うこと。

ウ．障害診断書に添えられた証書に継続支給に関する所要事項を記載し、又は新たな証書を作成すること。

なお、新たな証書を作成したときは、従前の証書を廃棄すること。

エ．証書を受給資格者に交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。

オ．受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。

(6) 審査の結果、当該児童分について引き続き手当の全部又は一部を支給停止とすることを決定したときは、おおむね、次により処理すること。

ア．受付処理簿の審査結果欄に改定の旨を記入すること。

イ．受給資格者台帳に所要の事項を記入すること。

ウ．障害診断書に添えられた証書に改定に関する所要事項を記載し、又は新たな証書を作成すること。

なお、新たな証書を作成したときは、従前の証書を廃棄すること。

エ．手当額改定通知書及び証書を受給資格者に交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。

ただし、全部支給停止者に対しては、証書を作成しないこと。

オ．受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。

(7) 審査の結果、当該児童分について引き続き手当の支給を行わないことにより受給資格がないものと決定したときは、おおむね、次により処理すること。

ア．番号簿の当該備考欄に受給資格喪失の旨を記入し、当該部分の全体に斜線（朱書）を付すこと。

イ．受給資格者台帳の受給資格喪失欄に当該所定事項を記入し、これを支給廃止簿に編入すること。

ウ．当該台帳索引票の備考欄に受給資格喪失の旨を記入し、これを台帳索引簿から除去すること。

エ．障害診断書に添えられた証書を廃棄すること。

オ．資格喪失通知書（規則様式第15号）を受給資格者に交付すること。

カ．受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。

X 氏名変更の届出

[規則第5条]

受給資格者（※）は、氏名を変更したときは、14日以内に氏名変更の届出をする。

※対象児童の氏名変更も上記取扱いに準じて行うこと。

1 氏名変更の届出に必要な書類

受給資格者の戸籍抄本。

(注意事項)

○ I. 認定請求書を参照

2 氏名変更の届出の処理について[準則]

氏名変更届の提出を受けたときは、おおむね、次により処理するものとする。

- (1) 受付処理簿の件名（氏名）欄及び受付（再提出）欄に件名、氏名及び受付年月日を記入し、氏名変更届の記載及びその添付書類等に不備がないかどうか検討すること。
- (2) 氏名変更届の記載に容易に補正することができない程度の誤りがあるとき、又はその添付書類に著しい不備があるときは、氏名変更届を受給資格者に返付し、受付処理簿の返付欄に返付年月日及び返付事由を記入すること。
- (3) 受給資格者が返付された氏名変更届を補正して再提出したときは、受付処理簿の受付（再提出）欄に再提出受付年月日を記入すること。
- (4) 氏名変更届の記載及びその添付書類に不備がないときは、受付処理簿の受理欄及び氏名変更届の市区町村受付年月日欄に受理年月日を記入するとともに、受給資格者に氏名変更届の届出年月日を記入させ、その内容を審査すること。
- (5) 番号簿の氏名欄を訂正し、備考欄に訂正年月日を記入すること。
- (6) 受給資格者台帳及び台帳索引票の氏名欄を訂正すること。
- (7) 氏名変更届に添えられた証書の氏名欄を訂正すること。
- (8) 証書を受給資格者に返付し、受給資格者台帳の証書欄に証書返付年月日を記入すること。
- (9) 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入する。ただし、全部支給停止者の場合、上記のうち(7)及び(8)の手続は行わないこと。

※※第		号	
※経 由 町 村 名			※市区町村 受付年月日
令和 年 月 日			令和 年 月 日
※町 村 提 出	令和 年 月 日 第 号	※町 村 再 提 出	令和 年 月 日 第 号
児童扶養手当氏名変更届			
(ふりがな) 氏 名	変 更 前		変 更 後
証 書 番 号			
住 所			
上記のとおり、児童扶養手当氏名変更について届け出ます。 令和 年 月 日 都道府県知事（福祉事務所長） 市町村長（福祉事務所長） 殿 氏名			

- ◎ ※の欄は記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。

X I 住所変更の届出

[規則第6条、昭和60年児発第662号]

受給資格者が、手当の支給機関の変更を伴う住所の変更をしようとするときは、あらかじめ、変更前の住所地の手当の支給機関に住所変更の届出を行う。

また、受給資格者が住所を変更したときは、14日以内に、手当の支給機関（手当の支給機関の変更を伴う住所の変更をした時は、変更後の住所地の手当の支給機関）に住所変更の届出を行う。

（なお、住所変更に伴い、支払金融機関に変更がある場合は、住所変更後の支給機関に支払金融機関の変更に係る届出を行う。）

1 住所変更の届出に必要な書類

手当の支給機関の変更を伴う住所の変更したときは、変更後の住所地の世帯全員の住民票。

（注意事項）

○ I. 認定請求書を参照

2 住所変更の届出の処理について[準則]

住所変更届又は支払金融機関変更届（以下「住所変更届等」という。）の提出を受けたときは、おおむね、次により処理するものとする。

[手当の支給機関の変更を伴わない住所変更]

- (1) 受付処理簿の件名（氏名）欄及び受付（再提出）欄に件名、氏名及び受付年月日を記入し、住所変更届等の記載に不備がないかどうか検討すること。
- (2) 住所変更届等の記載に容易に補正することができない程度の誤りがあるときは、住所変更届等を受給資格者に返付し、受付処理簿の返付欄に返付年月日及び返付事由を記入すること。
- (3) 受給資格者が返付された住所変更届等を補正して再提出したときは、受付処理簿の受付（再提出）欄に再提出受付年月日を記入すること。
- (4) 住所変更届等の記載に不備がないときは、受付処理簿の受理欄及び住所変更届等の市区町村受付年月日に受理年月日を記入するとともに、受給資格者も住所変更届等の届出年月日を記入させ、その内容を審査すること。
- (5) 証書の住所欄若しくは支払金融機関欄を訂正し、又は新たな証書を作成すること。

- (6) 受給資格者台帳の住所欄又は支払金融機関を訂正すること。
- (7) 証書を当該受給資格者に返付し、受給資格者台帳の証書欄に証書返付年月日を記入すること。
- (8) 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。ただし、全部支給停止者の場合、上記のうち(5)及び(7)の手続は行わないこと。

[手当の支給機関の変更を伴う住所変更]

○変更前の住所地の都道府県等の事務

上記の(1)から(4)の事務を行う。

- (5) 受給資格者台帳の備考欄に転出予定の旨を記入すること。なお、新住所地の都道府県等から通知があるまでは、手当の支払いは行わないこと。
- (6) 変更後の都道府県等から、当該受給資格者の受給資格者台帳の写しの送付を求められたときは、台帳の写しを送付し、その旨を受給資格者台帳の備考欄に記入すること。
- (7) 証書の返付を受けたときは、番号簿の当該備考欄に移管の旨を記入し、当該部分の全体に斜線（朱書）を付すこと。
- (8) 受給資格者台帳の証書欄に証書の返付を受けた年月日を、備考欄に移管の旨をそれぞれ記入しこれを支給廃止簿に編入すること。
- (9) 当該台帳索引票の備考欄に移管の旨を記入し、これを台帳索引簿から除去すること。ただし、全部支給停止者の場合、上記の(7)の手続は行わないこと。

○変更後の住所地の都道府県等の事務

上記の(1)から(4)の事務を行う。

- (5) 変更前の都道府県等に対して当該受給資格者の受給資格者台帳の写しの送付を求めるとともに、文書で変更前後住所・証書の番号・転入年月日並びに新たな支払金融機関を通知すること。
- (6) 住所変更届等に添えられた従前の証書に「無効」の印を押印し変更前の都道府県等に返付し、受付処理簿の備考欄に証書返付年月日を記入すること。
- (7) 受給資格者台帳の写しの送付を受けたときは、当該受給資格者についての当該都道府県等の番号を決定し、番号簿に当該所定事項を記入すること。
- (8) 当該受給資格者につき、当該都道府県等の受給資格者台帳を作成すること。この場合、備考欄に変更前の都道府県等から移管された旨を記入すること。

- (9) 当該受給資格者につき、台帳索引票を作成し、台帳索引簿を整理すること。
 - (10) 当該受給資格者につき、新たに証書を作成すること。
 - (11) 当該受給資格者につき、証書を当該受給者に交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。
 - (12) 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。ただし、全部支給停止者の場合、受給資格者台帳の備考欄に移管された旨を記入するが、上記のうち(10)及び(11)の手続は行わないこと。
- 変更前の自治体から変更後の自治体に受給資格者台帳等の写しを送付する際には、個人番号の部分にマスキング（黒塗りして見えなくすること）等を行い、特定個人情報に該当しないよう加工した上で送付すること。

〔平成27年12月25日事務連絡〕

- 他の都道府県等に転出した受給者で、住所変更等の届出をしていないものに対しては、都道府県等が相互に連絡をとり変更後の住所地の市町村を通じて住所変更届を提出するよう受給者に通知されたい。

〔昭和48年児企第28条第8問8〕

- 他の都道府県等より転入した者（移管手続は完了していない）について調査したところ変更前の住所地在住時より事実婚があったことが判明した。この場合資格喪失、返納金等の手続きは変更前の住所地の都道府県等で処理する。〔昭和48年児企第28条第8問20〕

- 自治体間の変更を伴う転居を行い、これと同時に事実婚となった場合については、資格喪失届の受理及び資格喪失手続を転出先において行うこととしているが、こうしたケースにおいて、受給者より申出があった事実婚となった日と公簿上の転出日及び転入日が一致した場合に限り、転出先の自治体による支給要件該当の確認をもって、転出元の自治体において、資格喪失届の受理及び資格喪失手続を行って差し支えないこととする。

〔平成30年3月23日事務連絡〕

(注意事項)

- 住所変更届の記載事項及び添付書類に不備がないものとして受理された場合は、届出としての効力が生じるものと解釈される。よって、不備がないにもかかわらず受理しないことや受理後に届出を却下することはできない。
- 手当の支給機関の変更を伴う住所の変更をした場合、変更後の自治体に対して提出すべき住所変更届の添付書類については施行規則第6条第2項において「変更後の住所地の世帯の全員の住民票の写し」としており、当

該書類以外の添付書類の提出を求め、提出されるまで上記（5）に記した台帳移管処理を行わない対応は適切ではない。

※※第		号	
※経 由 町 村 名		※市区町村 受付年月日	令和 年 月 日
※町 村 提 出	令和 年 月 日 第 号	※町 村 再 提 出	令和 年 月 日 第 号
児童扶養手当住所（転出・転入）・支払金融機関変更届			
(ふりがな) 氏 名		個人番号	
		証書番号	
児童の氏名 個人番号		児童の氏名 個人番号	
児童の氏名 個人番号		児童の氏名 個人番号	
扶養義務者又は配偶者の 氏名及び個人番号		(氏名) (個人番号)	
扶養義務者又は配偶者の 氏名及び個人番号		(氏名) (個人番号)	
住 所	変更前		
	変更後		
金 融 機 関	変更前		
	変更後		
		☐ 公金受取口座該当	
転 入 日		令和 年 月 日	
上記のとおり、児童扶養手当住所・支払金融機関変更について届け出ます。 令和 年 月 日 都道府県知事（福祉事務所長） 市町村長（福祉事務所長） 殿 氏名			

- ◎ ※の欄は記入する必要がありません。
- ◎ 転出時の届出の場合は「転出」を、転入時の届出の場合は「転入」を○で囲んで下さい。
- ◎ 転出時の届出の場合は、個人番号を記入する必要がありません。
- ◎ 手当の受取口座として公金受取口座（※）を利用する場合（変更前も手当の受取口座として公金受取口座を利用している場合を含みます。）は「公金受取口座該当」のチェックボックスに「レ」マークを記入して下さい。
- なお、公金受取口座を利用する場合は、変更後の金融機関を記入する必要がありません。
- ※ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座である公金受取口座を言います。
- ◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。

X II 証書再交付の申請及び証書亡失の届出

[規則第9・10条]

受給者は、証書を破り又は汚したときは、その証書を添え証書の再交付の申請を行う。また、証書を失ったときは、証書亡失の届出を行い、届出後、失った証書を発見したときは、これを返納する。

1 証書再交付の申請及び証書亡失の届出の処理について[準則]

証書の再交付の申請書又は証書亡失届（様式第8号）（以下「証書亡失届等」という。）の提出を受けたときは、おおむね、次によって処理するものとする。

- (1) 受付処理簿の件名（氏名）欄及び受付（再提出）欄に件名、氏名及び受付年月日を記入し、証書亡失届等の記載に不備がないかどうか検討すること。
- (2) 証書亡失届等の記載に容易に補正することができない程度の誤りがあるときは、証書亡失届等を受給資格者に返付し、受付処理簿の返付欄に返付年月日及び返付事由を記入すること。
- (3) 当該受給資格者が返付された証書亡失届等を補正して再提出したときは、受付処理簿の受付（再提出）欄に再提出受付年月日を記入すること。
- (4) 証書亡失届等の記載に不備がないときは、受付処理簿の受理欄及び証書亡失届等の受付年月日欄に受理年月日を記入するとともに、その内容を審査すること。
- (5) 証書亡失届の場合は、番号簿、受給資格者台帳及び台帳索引票の証書の番号の欄に「第 号の2」のごとき枝番号を追記すること。
- (6) 当該受給資格者につき、新たな証書を作成し、証書再交付申請書に添えられた証書を廃棄すること。
- (7) 証書を受給資格者に交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。
- (8) 番号簿の備考欄に再交付年月日を記入すること。
- (9) 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。

※※第		号	
※経 由 町 村 名		※市区町村 受付年月日	令和 年 月 日
※町 村 提 出	令和 年 月 日 第 号	※町 村 再 提 出	令和 年 月 日 第 号
児童扶養手当証書再交付申請書			
(ふりがな) 氏 名		証 書 番 号	第 号
上記のとおり、児童扶養手当証書再交付について届け出ます。 令和 年 月 日 都道府県知事（福祉事務所長） 市町村長（福祉事務所長） 殿 氏名			

- ◎ ※の欄は記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。

XIII 受給資格喪失の届出及び死亡の届出

[規則第11・12条]

受給資格者は、法第4条の支給要件に該当しなくなったときは、資格喪失の届出を行う。

また、受給資格者が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、14日以内に、死亡の届出を行う。

(参 考)

戸籍法第87条（届出義務者）

下記の者は、その順序に従って、死亡の届出をしなければならない。但し、順序にかかわらず届出をすることができる。

第1 同居の親族

第2 その他の同居者

第3 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人

②死亡の届出は、同居の親族以外の親族も、これを行うことができる。

(注意事項)

○手当に係る受給資格喪失時点について〔昭和60年児企第34号〕

手当に係る受給資格喪失については、受給者からの受給資格喪失届等により確認することとされているが、受給資格喪失時点については、受給資格喪失事由に係る戸籍、住民票等の関係公簿による確認等により、その正確な把握に努められたい。

○事実婚等で資格喪失日が関係公簿で確認できない場合には、受給者からの聞き取りや実態調査等の記録を添付するなど、資格喪失日の正確な把握に努められたい。

○18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了する児童の取扱い等について〔平成8年児家第10号〕

・資格喪失及び手当額改定の事務処理

18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了する児童の受給資格者から、資格喪失届または手当額改定届の提出がなくとも、公簿等によりその事由が明らかな場合には、職権に基づいて資格喪失及び手当額改定の事務処理を行うことができる。

なお、職権に基づいて資格喪失及び手当額改定の通知を行う場合は、施

行規則第4条の2の規定による障害の状態の届出について附記し、該当する場合は一定の期間内に速やかに関係書類を提出するよう指導し、当該届出があり、当該児童が政令で定める程度の障害の状態にある場合には、引き続き手当の支給を行う。

1 受給資格者死亡の届出に必要な書類

受給資格者の死亡を証する書類。

2 資格喪失届及び受給資格者の死亡の届書の処理について[準則]

資格喪失届（様式第9号）又は受給資格者の死亡の届書（以下「資格喪失届等」という。）の提出を受けたときは、おおむね、次によって処理するものとする。

- (1) 受付処理簿の件名（氏名）欄及び受付（再提出）欄に件名、氏名及び受付年月日を記入し、資格喪失届等の記載に不備がないかどうか検討すること。
- (2) 資格喪失届等の記載に容易に補正することができない程度の誤りがあるときは、資格喪失届等を受給資格者等に返付し、受付処理簿の返付欄に返付年月日及び返付事由を記入すること。
- (3) 受給資格者等が返付された資格喪失届等を補正して再提出したときは、受付処理簿の受付（再提出）欄に再提出受付年月日を記入すること。
- (4) 資格喪失届等の記載及びその添付書類等に不備がないときは、受付処理簿の受理欄及び資格喪失届等の受付年月日に受理年月日を記入するとともに、その内容を審査すること。

なお、届出に係る事実を確認するため、特に必要があると認められるときは、法第29条の規定による調査を行い、又は、法第30条に規定する措置をとること。

- (5) 番号簿の当該備考欄に受給資格喪失の旨を記入し、当該部分の全体に斜線（朱書）を付すること。
- (6) 受給資格者台帳の受給資格喪失欄に当該所定事項を記入し、これを支給廃止簿に編入すること。
- (7) 当該台帳索引票の備考欄に受給資格喪失の旨を記入し、これを台帳索引簿から除去すること。
- (8) 資格喪失届等に添えられた証書を破棄すること。
- (9) 当該受給資格者につき、資格喪失通知書（様式第15号）を交付すること。

- (10) 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。ただし、全部支給停止者であった者については、上記の(8)の手続は行わないこと。
- (11) 職権に基づいて受給資格が消滅したものと決定したときは、おおむね、次の手続をとるものとする。
- (ア) 番号簿の当該備考欄に受給資格喪失の旨を記入し、当該部分の全体に斜線（朱書）を付すること。
- (イ) 受給資格者台帳の受給資格喪失欄に当該所定事項を記入し、これを支給廃止簿に編入すること。
- (ウ) 当該台帳索引票の備考欄に受給資格喪失の旨を記入し、これを台帳索引票から除去すること。

※※第		号	
※経 由 町 村 名		※市区町村 受付年月日	令和 年 月 日
※町 村 提 出	令和 年 月 日 第 号	※町 村 再 提 出	令和 年 月 日 第 号
児童扶養手当受給資格者死亡届			
(ふりがな) 氏 名		証 書 番 号	第 号
死 亡 年 月 日	令和 年 月 日		
上記のとおり、届け出ます。 令和 年 月 日 都道府県知事（福祉事務所長） 市町村長（福祉事務所長） 殿 氏名			

- ◎ ※の欄は記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。

XIV 添付書類の省略

[規則第26条]

戸籍謄本又は戸籍抄本（以下「戸籍謄（抄）本」という。）や住民票、課税証明書等に記載される内容を公簿等により確認することができる場合には、認定請求書、手当額改定請求書、現況届、氏名変更届及び住所変更届（以下「請求書等」という。）にこれらの書類の添付を省略させることができる。

なお、認定請求書及び手当額改定請求書（以下「認定請求書等」という。）については、戸籍謄（抄）本、住民票のどちらかの書類の記載内容を認定請求書等を受理する前に確認することができる場合に限り、両方の書類の添付を省略させることができる。

[児童扶養手当の認定等に関する事務の移譲等に伴う児童扶養手当の事務取扱いについて（平成14年雇児福発第0730001号）]

支給機関等	説 明
都道府県知事である場合	町村長において戸籍謄（抄）本や住民票、課税証明書等の記載内容を確認できる場合は、請求書等に戸籍謄（抄）本や住民票、課税証明書等を添付することを省略させることができる。その際、町村長は請求書等に戸籍謄（抄）本や住民票、課税証明書等の記載内容を確認できた旨を記載する。
市長又は福祉事務所を管理する町村長である場合	戸籍謄（抄）本や住民票、課税証明書等の記載内容を確認できる場合は、請求書等に戸籍謄（抄）本や住民票、課税証明書等を添付することを省略させることができる。
既認定者等の場合	市町村長が戸籍謄（抄）本や住民票、課税証明書等の記載内容を確認できる場合は、請求書等に戸籍謄（抄）本や住民票、課税証明書等を添付することを省略させることができること。その際、市町村長は、請求書等に戸籍謄（抄）本や住民票、課税証明書等の記載内容を確認できた旨を記載する。

(注意事項)

○戸籍謄(抄)本又は住民票を省略できる場合は、手当の支給機関が戸籍謄(抄)本又は住民票の記載内容を確認できる場合に限られており、例えば、本籍地や住所地が異なる場合や受給資格者が転居した場合などにより手当の支給機関が記載内容を確認できない場合、従来どおり戸籍謄(抄)本や住民票の提出が必要である。

○手当の支給機関が住民票を確認する場合は、受給資格者について確認するのみならず、省令第1条第1号等に規定されているとおり、受給者及び対象児童の属する世帯の全員について確認する必要があること。

○後日、事実関係を確認する必要がある場合には、確認した戸籍謄(抄)本や住民票の記載内容については、請求書等の保存期間(認定請求書等については5年間。現況届については3年間。氏名変更届及び住所変更届については1年間。)中は、再度確認できるようにする。

なお、確認日、確認者の氏名、確認者の署名、捺印を記載しておくこと。

○情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークとの関係について

添付書類の省略については、上記のとおりであるが、公簿の中には情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークも含まれるものである。

○情報連携により、添付書類の提出等を省略できる事務手続は、全て情報連携を活用して事務処理を行うことが基本である。したがって、個別の行政機関の判断で、特定の手続について情報連携によって省略可能な添付書類の提出を求め続けることは不適切であると考える。

[平成29年11月8日付け内閣官房番号制度推進室・総務省大臣官房個人番号企画室Q&A]

○認定請求者等が認定請求書等にマイナンバーを記載していない場合、記載・提出が必要であることを説明し、補正を求める等の対応をとること。なお、記載を求めても認定請求者等が記載を拒否する場合は、情報連携を行わず、認定請求者等に添付書類の提出を求めることが適切である。

[平成29年11月8日付け内閣官房番号制度推進室・総務省大臣官房個人番号企画室Q&A]

○本人からの申出等により、認定請求者等がDV・虐待等被害者であることが把握された場合には、その情報提供等記録をマイナポータルで加害者が確認すること等により被害者の所在地につながる情報が伝わらないよう、不開示コードを付した上で、情報連携を行う必要がある。

[平成 29 年 11 月 8 日付け内閣官房番号制度推進室・総務省大臣官房個人番号企画室 Q & A]

- 認定請求者が支給対象児童等に係る個人番号等をまとめて認定請求を行うこととなるが、その場合当該請求者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者となるため、支給対象児童等の個人番号の確認については、当該請求者が行うこととなる。
- 「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」については、養育費など本人の申告に基づくものや、既存の地方税システムにおいてシステム化されていないために、データ標準レイアウトの情報連携項目として規定できないものなど、情報連携のみでは確認できない事項が含まれるため、情報連携開始以降も必要に応じて添付書類や本人の申告等により確認を行うこと。なお、当該情報の照会に当たっては、受給資格者等の同意は不要である。

第 4 章 その他留意事項

I 所得

1 所得による支給の制限〔法第9条から第11条〕

受給資格者、孤児等の養育者、配偶者又は扶養義務者の前年（1月から9月までの間に請求する者は前々年）の所得が政令で定める額以上の場合は、その年の11月から翌年の10月（1月から9月までに認定請求の者は、その年の10月）までの手当の全部又は一部を支給しない。

- ・法第9条 母、父又は養育者（孤児等の養育者を除く）の所得による支給制限
- ・法第9条の2 孤児等の養育者の所得による支給制限
- ・法第10条 母又は父の配偶者又は扶養義務者の所得による支給制限

（注意事項）

○受給資格者たる母に係る扶養義務者等の所得審査については、住民票上同一世帯にある者のほか、生計同一の実態が想定される扶養義務者等について、受給資格者との生計関係を十分調査し、受給資格者と当該扶養義務者等との生計同一関係が認められる場合には、当該扶養義務者等の所得状況の把握を図ること。

〔昭和60年児企第34号〕

※ 受給資格者が父の場合も同様とする。

2 所得制限の適用にあたっての留意点〔昭和36年児発第1356号〕

(1) 受給資格者の扶養親族等でない児童

法第3条第1項の要件を満たす者であれば手当の支給対象児童でなくともこの対象となり、その数及び生計維持関係は前年又は前々年の12月31日において認定し、その後の異動にかかわらないこと。

（注意事項）

○受給資格者が「扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したもの」を現実に監護している場合にあっては、前年の12月31日において受給資格者が当該児童の生計を維持していたことを住民票、保険証等で確認した上で、当該児童を法第9条1項及び第9条の2に規定する「受給資格者の扶

養親族等でない児童で当該受給資格者が前年１２月３１日において生計を維持したもの」に該当するものとして取り扱って差し支えない。〔平成１５年雇児福発第０７３１００１号〕

(2) 受給資格者の配偶者及び扶養義務者

法第１０条及び第１１条に規定する法第４条の支給要件に該当する者の配偶者、扶養義務者の有無の状況については、その所得に関しては前年又は前々年のものによることになっているが、この場合は現在時点においてその状況を認定すること。

(3) 母又は父と生計を同じくする母又は父の扶養義務者

法第１０条において母又は父と生計を同じくする母又は父の扶養義務者かどうかは、住民票その他の公簿等の同居の関係によって認定するが、この生計を同じくする者が２人以上ある場合においてもそれらの所得を合算せず、これらのうち、少なくとも１人がこれに該当するかどうかで認定すること。

(4) 養育者の生計を維持するもの

法第１１条において、養育者の生計を維持するものとは、直接又は間接に養育者の生計費のおおむね大半を負担している者のことをいうが、このような者が２人以上ある場合は最も多額の費用を負担している者を生計を維持しているものとする。

3 孤児等の養育者〔法第９条、法第９条の２、政令第２条の３、昭和６０年児発第６６２号〕

孤児等の養育者については、児童の監護養育責任を第一に負うべき父母が監護できる状態にない場合に父母に代わって児童を養育している者であること等から、他の養育者とは区別し、別の支給制限を設けることとしている。なお、所得の計算方法は、他と同様であること。

この支給の制限においては、一部支給停止は行わないこととし、また、全部支給停止となる所得の限度額は、扶養義務者に係るものと同様であること。

孤児等の範囲については、次のとおりである。

- (1) 父（母が児童を懐胎した当時事実婚の状態にあった者を含む。以下同じ。）が死亡し又は生死不明であって、かつ、母がない児童（母が死亡し若しくは生死不明であるか又は戸籍上母がない児童をいう。）

〔法第９条第１項〕

(2) 母が死亡し又は生死不明であって、かつ、父がない児童（父が死亡し若しくは生死不明であるか又は明らかでない児童をいう。）

〔法第9条第1項〕

(3) 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童であって、母がないもの又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されているもの

〔政令第2条の3第1号、第4号〕

(4) 母が婚姻（事実婚を含む。）によらないで懐胎した児童であって、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの

〔政令第2条の3第2号〕

(5) いわゆる「棄児」〔政令第1条の2第5号、第2条第5号に該当する児童〕

(6) 父がない児童であって、母が法令により引き続き1年以上拘禁されているもの〔政令第2条の3第3号〕

4 低所得者の取扱い

市町村民税の申告をしていない者については、地方税の均等割非課税の場合であっても、児童扶養手当の一部支給の対象となる場合が生じることから、こうした場合には支給額を決定するため、受給資格者の源泉徴収票や事業主の所得証明書等所得の確認ができる書類を提出させることとし、所得を証明できる書類がない場合には、受給資格者に所得を申告させ、その額で所得を認定すること。

- 所得の申告義務があるにもかかわらず、市町村民税について税務部局に申告していない場合（課税台帳で所得を確認できない場合）については、受給資格者に申告するよう求め、認定請求書や現況届に添付させることになる。
- 地方税法第317条の2第1項の規定により所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち当該市町村の条例で定めるものについては、市町村民税の申告の義務がないが、このような者については、課税台帳等により所得を確認できる場合は、その額により所得等を認定することとし、それ以外の場合には、所得がないものとして取り扱われたい。

5 養育費〔法第9条、政令第2条の4、政令第4条〕

受給資格者が母である場合で、その監護する児童が父から支払を受けたその児童の養育に必要な経費の金額及び母がその監護する児童の父から支払を受けた児童の養育に必要な経費の金額のそれぞれ80%に相当する金額をそれぞれ所得に加算する。

受給資格者が父である場合で、監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から支払を受けた児童の養育に必要な経費の金額及び父がその監護

し、かつ、生計を同じくする児童の母から支払を受けた児童の養育に必要な経費の額の金額のそれぞれ80%に相当する金額をそれぞれ所得に加算する。

※ 養育費とは、支給要件が婚姻解消の場合は離婚後、未婚（認知あり）の場合は児童の出生後に受け取った金銭をいう。

（１）養育費の範囲

「養育費」に該当するには、次の要件をすべて満たしている必要があること。

- ア．金品等の支払いの名義人が、受給資格者が母である場合には児童の父、受給資格者が父である場合には児童の母であること
- イ．金品等の受取りの名義人が、受給資格者が母である場合には母又は児童、受給資格者が父である場合には父又は児童であること
- ウ．父から母又は児童に給付されたもの、母から父又は児童に給付されたものが、金銭、有価証券（小切手、手形、株券、商品券など）（以下「現金等」という。）であること
- エ．父から母又は児童への現金等の給付、母から父又は児童への現金等の給付が、手渡し（代理人を介した手渡しを含む。）、郵送、母名義、父名義又は児童名義の金融機関の口座への振込みであること
- オ．給付の名目が「養育費」、「仕送り」、「生活費」、「自宅などローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱費」、「教育費」等、児童の養育に係る経費として支払われていること

したがって、次のようなものは「養育費」には含まれない。

- （ア）母親が監護している児童の父親以外の者から支払われたもの
- （イ）父親が監護し、かつ、これと生計を同じくしている児童の母親以外の者から支払われたもの
- （ウ）母、父又は児童以外の者が受け取っているもの
- （エ）支払われたものが、不動産（土地、建物等）、動産（車、家財道具等）の場合
- （オ）支払方法が、母、父又は児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込によるもの
- （カ）「慰謝料」、「財産分与」として支払われるもの

（事 例）

○ 養育費に該当するもの

- ・ 父が母又は児童に、母が父又は児童に対して「住宅ローン、家賃

の支払い、保育料等の支払いに充てるため」として現金を手渡しや母親名義、父親名義又は児童名義の口座に振り込んでいる場合。

- ・ ギャンブルの払戻金や宝くじの当選金などの臨時収入を原資として支払った場合でも、養育費の要件を満たせば、養育費に該当する。
- ・ 父が父名義の口座のキャッシュカードを母に、母が母名義の口座のキャッシュカードを父に又は児童に預けている場合、養育費に関する取り決め書があれば、養育費として取り扱って差し支えない。

○ 養育費に該当しないもの

- ・ 父又は母が直接、銀行等の金融機関、貸し主、保育園等に支払っている場合
- ・ 父又は母の保育園への送り迎えは、金銭や有価証券の給付ではなく、労務の提供に当たるので、該当しない。
- ・ 「慰謝料」は、離婚に伴い発生した支払いであり、児童の養育のための経費ではないので該当しない。
- ・ 「食料品」、「衣類」、「ランドセル」、「机」、「ピアノ」、「パソコン」など児童のための物品を受け取った場合。
- ・ 住宅の所有名義が父であり、母が使用している場合は、住宅の譲渡や賃借料相当額の利益の供与などに該当するが、いずれの場合も、金銭や有価証券の給付ではない。
- ・ 母が監護している児童を父が自らの健康保険の被扶養者としている場合。
- ・ 父又は母が子のために学資保険に加入し、その保険料を支払っている場合。
- ・ 婚姻中、父が母から借金をして、離婚後、月々の借金の返済として父が母の口座に送金している場合。
- ・ 母が住んでいる借家の家賃を父が直接大家の銀行口座に振り込んでいる場合や父の口座から引き落とす場合。
- ・ 正式に離婚する前に別居状態が続いており、その間に金銭を受け取っていた場合には、養育費に該当しない。

○ その他

- ・ 母が父名義又は父が母名義の口座のキャッシュカード、通帳、印鑑を預かっている場合、父と母の生計等の諸状況を総合的に勘案し、①事実婚に該当しないか、②父又は母と生計を同じくしていないか、③母の配偶者に養育されていないかなど手当の支給要件により判断する。

(2) 「養育費等に関する申告書」について

ア. 目的及び必要性

「養育費等に関する申告書」は、母又は父である請求者又は受給資格者が、前年に、監護している児童の父親である前夫（以下「前夫」という。以下同じ。）、又は監護し、かつ、これと生計を同じくしている児童の母親である前妻（以下「前妻」という。以下同じ。）から養育費を受け取っている場合又は児童が養育費を受け取っている場合にはその額を申告するためであること。

当該申告書は、請求者又は受給資格者が母又は父である場合に認定請求書又は現況届の添付書類として提出を求めるものであり、養育者である場合には添付する必要はないが、請求者又は受給資格者が養育者と母又は養育者と父の両方の立場である場合には、添付する必要があること。

以上のように、原則として、母又は父である請求者又は受給資格者の全員が添付すべき書類であるが、前年の所得（養育費を除く。）から明らかに全部支給停止である場合や、明らかに前夫又は前妻から養育費を受け取る可能性のない場合、例えば、父の死亡により児童扶養手当の受給資格を取得した場合や未婚の母として児童扶養手当の受給資格を取得した場合（児童の父から認知を受けている場合を除く。）などには、提出を省略することができること。

イ. 内容・様式について

別添で定める「養育費等に関する申告書」は、「養育費等に関する申告書」の雛型であり、養育費の額について申告できるものであれば、その内容・様式は各自治体の実情にあった内容・様式として差しつかえないこと。

ウ. 「養育費等に関する申告書」についての説明等

「養育費等に関する申告書」を請求者又は受給資格者に交付し、記入を求める際には、その趣旨・目的及び記入要領についても併せて交付又は説明すること。

(3) 養育費の認定

ア. 必要経費

児童扶養手当法上の所得を計算する際に、就業状況や家族の状況等を考慮して、給与所得控除や各種控除などを控除されていることから、養育費についても受け取った金額の全額ではなく、養育費の取得に要する

費用（弁護士費用、裁判費用など）を考慮し、受け取った養育費の額の2割を控除した額を児童扶養手当上の所得に算入することとなる。

この控除は一律に控除するものである。

イ．所得の認定

養育費として所得に算入する額は、前年に受け取った額である。前年に多額の養育費を一括して受け取った場合でも、算入する額に上限はないので、その額の80%を所得に加算する。

前年に受け取った額 × 80% = 所得に算入する額

（1円未満は四捨五入）

支給要件が婚姻解消の場合は離婚後、未婚（認知あり）の場合は児童の出生後に受け取った金銭のみを算入するので、特に認定請求時や初回現況届時の養育費の確認にあたっては、必ず離婚日、児童の出生日の確認も行うこと。

（事 例）

- 途中で養育費の額が変更されたり、取り決め通り支払われなかったり、調停中で養育費の額が確定していない場合には、実際に受け取った額を所得に算入し、途中で額が変更になった場合でも、その年に受け取った額を算入する。
- 父の違う児童を監護する場合には、それぞれの養育費を合算した額の80%を所得に算入する。
- 請求者又は受給資格者が母又は父かつ養育者である場合は、母又は父として監護する児童が父又は母から支払を受けたその児童の養育に必要な経費の金額及び母又は父がその監護する児童の父又は母から支払を受けた児童の養育に必要な経費の金額のそれぞれ80%に相当する金額をそれぞれ所得に加算する。
- 昨年2人の子について30万円ずつ計60万円の養育費を受け取ったが、今年の初めに1人の子は父の元に転出した場合、児童扶養手当における所得は前年の所得であるため、60万円が対象となる。この場合の所得制限限度額を適用する際の扶養親族等の数は2人、手当額は1人分となる。

6 障害基礎年金等を受給する受給資格者〔政令第3条、政令第4条、政令第6条の7〕

受給資格者が法第13条の2第3項の規定の適用を受ける場合について

は、所得の範囲等の特例が適用される。

(1) 所得の範囲

公的年金給付及び遺族補償等のうち非課税所得であるものを加える。

(2) 所得の額の計算方法

地方税法に規定する総所得金額の計算に当たっては、非課税公的年金給付等（公的年金給付又は遺族補償等であって、地方税法第4条第2項第1号に掲げる道府県民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得に係るものをいう。以下同じ。）については、所得税法第35条第3項に規定する公的年金等とみなし、公的年金等控除等を適用して算定した額を他の収入に係る総所得金額に加算することとなる。

また、非課税公的年金給付等に係る所得及び給与所得がある場合、上記の控除及び租税特別措置法に基づく所得金額調整控除が適用される。

7 所得制限の仕組み

手当の所得による支給制限は、政令で定める計算により求められた受給者等の所得（※１）が、受給者等の扶養親族の数に応じて政令で定める所得制限限度額（※２）以上であるときに行われる。

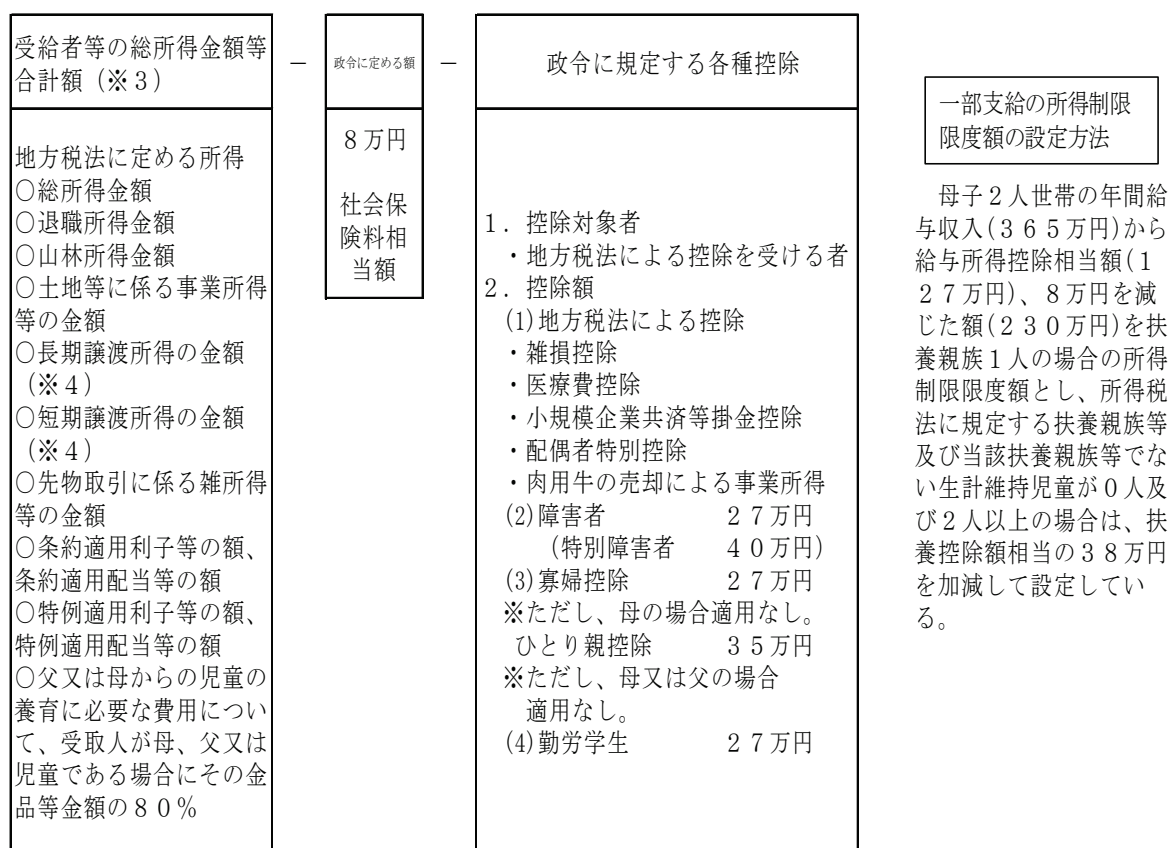
※１

児童扶養手当施行令により計算される受給者等の所得

※２

扶養親族数別の
所得制限限度額

≧



※３ 受給者等の総所得金額等合計額は、給与所得の場合、給与所得控除額を減じた額。

また、受給者等の総所得金額には、母子家庭高等職業訓練終了支援給付金等は除く。

所得税法第２８条第１項に規定する給与所得又は同法第３５条第３

項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合計した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算し、総所得金額を算出する。

受給資格者が法第13条の2第3項の規定の適用を受ける場合は、非課税公的年金給付等については、所得税法第35条第3項に規定する公的年金等とみなし、公的年金等控除等を適用して算定した額を他の収入に係る総所得金額に加算する。

- ※4 租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項（長期譲渡所得に限る。）、第35条の3第1項（長期譲渡所得に限る。）又は第36条の規定の適用がある場合には、その額を控除した額。

（注） 所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族、特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者についての限度額（所得ベース）は、次の額を加算した額とする。

- 1 本人の場合は、
 - ①同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族1人につき10万円
 - ②特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）1人につき15万円
- 2 孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円

令和 3 年度児童扶養手当所得制限限度額表

(単位：円)

扶 養 親族等 の 数	受 給 資 格 者 本 人				孤児等の養育者 配 偶 者 扶 養 義 務 者	
	全部支給		一部支給		収入額	所得額
	収入額	所得額	収入額	所得額		
0	1, 220, 000	490, 000	3, 114, 000	1, 920, 000	3, 725, 000	2, 360, 000
1	1, 600, 000	870, 000	3, 650, 000	2, 300, 000	4, 200, 000	2, 740, 000
2	2, 157, 000	1, 250, 000	4, 125, 000	2, 680, 000	4, 675, 000	3, 120, 000
3	2, 700, 000	1, 630, 000	4, 600, 000	3, 060, 000	5, 150, 000	3, 500, 000
4	3, 243, 000	2, 010, 000	5, 075, 000	3, 440, 000	5, 625, 000	3, 880, 000
5	3, 763, 000	2, 390, 000	5, 550, 000	3, 820, 000	6, 100, 000	4, 260, 000

(注) 1. 受給資格者の収入から給与所得控除等を控除し、養育費の 8 割相当額を加算した所得額と上表の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定する。

2. 所得税法に規定する同一生計配偶者（70 歳以上の者に限る）、老人扶養親族、特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19 歳未満の者に限る）がある者についての限度額（所得ベース）は、上記の額に次の額を加算した額とする。

（1）本人の場合は、

①同一生計配偶者（70 歳以上の者に限る）又は老人扶養親族 1 人につき 10 万円

②特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19 歳未満の者に限る）1 人につき 15 万円

（2）孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族 1 人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち 1 人を除いた老人扶養親族 1 人につき）6 万円

3. 政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

Ⅱ 公的年金給付等による支給制限

- 1 公的年金給付又は遺族補償等（以下「公的年金給付等」という。）による支給制限〔法第13条の2〕

第2章Ⅱ．7「公的年金」及び8「遺族補償」参照。

- 2 差額支給月額の計算方法等について〔平成26年雇児福発1017第1号〕
差額支給月額の計算方法等については、おおむね、次の流れとなる。

（1）児童扶養手当の手当額の算出

法第9条第1項及び第9条の2から第11条までの規定に基づく所得制限により算定された受給資格者に支給されるべき手当額（児童が2人以上である場合の加算額を含む）を算出する。

この結果、手当額が全部支給停止となる場合は、差額支給月額の計算は不要となる。

（2）公的年金給付等の額の把握

差額計算の対象となる公的年金給付等の額については、以下の点に留意する。

○ 公的年金給付等の対象範囲について

- ・ 公的年金給付等に加算又は加給が行われた後の額（児童が加算の対象になっている父又は母が支給を受けている公的年金給付についてはその加算の額とし、受給資格者が受けている障害基礎年金等については子を有する者に係る加算の額とする。）を対象とする。

なお、障害基礎年金等とは、次の公的年金給付をいう。

（ア）国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条第1項の規定に基づく障害基礎年金

（イ）同法第30条の2第1項の規定に基づく障害基礎年金

（ウ）同法第30条の3第1項の規定に基づく障害基礎年金

（エ）同法第30条の4第1項の規定に基づく障害基礎年金

（オ）国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の国民年金法の規定に基づく障害年金

（カ）国民年金法等の一部を改正する法律附則第78条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

- の規定に基づく障害年金（障害の程度が同法別表第一に定める 1 級又は 2 級に該当する者に支給されるものに限る。）
- (キ) 恩給法（大正 12 年法律第 48 号）の規定（他の法律において準用する場合を含む。）に基づく増加恩給、傷病年金及び特別傷病恩給
- (ク) 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）附則第 39 条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第 4 条の規定による改正前の船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）の規定に基づく障害年金
- (ケ) 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和 27 年法律第 127 号）の規定に基づく障害年金
- (コ) 未帰還者留守家族等援護法（昭和 28 年法律第 161 号）の規定に基づく留守家族手当
- (サ) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定に基づく障害補償年金、傷病補償年金、複数事業労働者障害年金、複数事業労働者傷病年金、障害年金及び傷病年金
- (シ) 国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）の規定（他の法律において準用する場合を含む。）に基づく傷病補償年金及び障害補償年金
- (ス) 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の規定に基づく傷病補償年金及び障害補償年金並びに同法第 69 条第 1 項の規定に基づく条例の規定に基づく補償でこれらに相当するもの
- (セ) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく条例の規定に基づく傷病補償年金及び障害補償年金
- (ソ) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第 37 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）第 1 条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。以下「旧国共済法」という。）の規定に基づく障害年金（障害の程度が旧国共済法別表第三に定める 1 級又は 2 級に該当する者に支給されるものに限る。）

(タ) 平成二十四年一元化法附則第61条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定に基づく障害年金（障害の程度が同法別表第三に定める1級又は2級に該当する者に支給されるものに限る。）

(チ) 平成二十四年一元化法附則第79条の規定によりなおその効力を有するものとされた私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第106号）第1条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）の規定に基づく障害年金（障害の程度が同法第25条第1項において準用する旧国共済法別表第三に定める1級又は2級に該当する者に支給されるものに限る。）

(ツ) 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成18年法律第1号）附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和33年法律第70号）第2条第1項の互助年金のうち公務傷病年金及び国会議員互助年金法を廃止する法律附則第11条第1項の公務傷病年金

(テ) 執行官法の一部を改正する法律（平成19年法律第18号）による改正前の執行官法（昭和41年法律第111号）附則第13条の規定に基づく年金たる給付のうち増加恩給

- ・ 2人以上の受給権者が共同して公的年金給付等を受給できる場合には、その給付の額を受給権者の数で除して得た額を対象とする（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする）。
- ・ 公的年金給付等の支給において、過払いが発生し内払調整が行われている場合には、内払調整前の額を対象とする。
- ・ 障害（厚生・基礎）年金又は遺族（厚生・基礎）年金の受給により労働者災害補償保険制度の年金の額が減額され支給されている場合等、公的年金給付等の額が他の公的年金給付等との併給調整により減額されている場合は、減額後の公的年金給付等の額を対象とする。

(注意事項)

○以下に掲げる公的年金給付等に係る取扱いについては、事務処理要領（平成26年雇児福発1017第1）を確認すること。

- ・在職老齢年金又は雇用保険法等に基づく給付により老齢厚生年金の支給停止が行われる場合
- ・労働者災害補償保険制度の年金等に係る前払一時金の支払いを受けている場合
- ・厚生年金基金又は企業年金連合会が支給する年金
- ・国民年金法による付加年金、国民年金基金

(3) 公的年金給付等の月額相当額の算出

(2) で把握した公的年金給付等の額が年額である場合、その額を12（遺族補償等については給付総額を72）で除し、公的年金給付等の月額相当額を算出する（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする）。

また、差額計算は月を単位として行い、公的年金給付等の額の対象月は、児童扶養手当の支給対象月に対応する月とする。ただし、証明書等における公的年金給付等の額が証明日現在の支給年額である場合、当該額をもって児童扶養手当の支給開始月以降の支給年額として取り扱う。

(4) 差額支給月額の決定

手当の請求月の翌月から翌年の10月（請求月が1月から9月の場合、その年の10月）までの差額支給月額を決定する。

公的年金給付等と児童扶養手当との具体的な差額の計算方法については、以下により算出する。

○受給資格者が障害基礎年金等を除く公的年金給付等のみを受給できる場合であって、児童が公的年金給付等を受給できる又は父若しくは母の公的年金給付の加算対象となっている場合（法第13条の2第1項及び第2項の適用がある（法第13条の2第3項の適用がない）場合）

(ア) それぞれの児童に係る当該児童又は父若しくは母の公的年金給付等の月額相当額について計算する。それぞれの児童が2以上の公的年金給付等を受給できる又は父若しくは母の公的年金給付の加算対象となっている場合は、それぞれの児童ごとに、その額を合計す

る。

(イ) (ア) の額が最も低い児童 1 人 (0 円の者を含み、最も低い児童が 2 人以上いるときは、そのうちの 1 人) については、(ア) の額を支給停止額とする。

(ウ) 次に、(ア) の額が (イ) の児童を除いて最も低い児童 1 人 (0 円の者を含み、最も低い児童が 2 人以上いるときは、そのうちの 1 人) については、(ア) の額が 5 千円以上の場合は 5 千円を、5 千円未満の場合は (ア) の額を支給停止額とする。

(エ) (イ)、(ウ) で比較を行った以外の児童については、(ア) の額が 3 千円以上の場合は 3 千円を、3 千円未満の場合は (ア) の額を支給停止額とする。

(オ) (イ) ~ (エ) の額を合計する。

(カ) (オ) の額に 5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げる。

(キ) (カ) の額と (1) の額とで比較を行い、(カ) の額が (1) の額以上の場合は、(1) の額を支給停止額とし、(カ) の額が (1) の額未満の場合は、(カ) の額を支給停止額とする。

(ク) (1) の額から (キ) の額を差し引き、差引後の手当額を算出する。

(ケ) 受給資格者の障害基礎年金等を除く公的年金給付等の月額相当額について計算する。受給資格者が 2 以上の公的年金給付等を受給できる場合は、その額を合計する。

(コ) (ケ) の額に 5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げる。

(サ) (コ) の額と (ク) の額とで比較を行い、(コ) の額が (ク) の額以上の場合は、(ク) の額を支給停止額とし、(コ) の額が (ク) の額未満の場合は、(コ) の額を支給停止額とする。

(シ) (ク) の額から (サ) の額を差し引き、手当の差額支給月額を算出する。

○受給資格者が障害基礎年金等を除く公的年金給付等及び障害基礎年金等を受給できる場合であって、児童が公的年金給付等を受給できる又は父若しくは母の公的年金給付の加算対象となっている場合 (法第 13 条の 3 第 1 項から第 3 項までの適用がある場合)

(ア) それぞれの児童に係る当該児童又は父若しくは母の公的年金給付等の月額相当額について計算する。それぞれの児童が 2 以上の公的

年金給付等を受給できる又は父若しくは母の公的年金給付の加算対象となっている場合は、その額を合計する。

(イ) (ア) の額が最も低い児童1人(0円の者を含み、最も低い児童が2人以上いるときは、そのうちの1人)については、(ア) の額を支給停止額とする。

(ウ) 次に、(ア) の額が(イ) の児童を除いて最も低い児童1人(0円の者を含み、最も低い児童が2人以上いるときは、そのうちの1人)については、(ア) の額が5千円以上の場合は5千円を、5千円未満の場合は(ア) の額を支給停止額とする。

(エ) (イ)、(ウ) で比較を行った以外の児童については、(ア) の額が3千円以上の場合は3千円を、3千円未満の場合は(ア) の額を支給停止額とする。

(オ) (イ) ～ (エ) の額を合計する。

(カ) (オ) の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

(キ) (カ) の額と(1) の額とで比較を行い、(カ) の額が(1) の額以上の場合は、(1) の額を支給停止額とし、(カ) の額が(1) の額未満の場合は、(カ) の額を支給停止額とする。

(ク) ①の額から(カ) の額を差し引き、差引後の手当額を算出する。

(ケ) それぞれの児童に係る受給資格者の障害基礎年金等を除く公的年金給付等(子を有する者に係る加算に係る部分に限る。)の月額相当額について計算する。なお、遺族補償等の給付の額は0円とし、また、障害基礎年金等を除く公的年金給付等に子を有する者に係る加算がない場合には、0円とする。

(コ) (ケ) の額が最も低い児童1人(0円の者を含み、最も低い児童が2人以上いるときは、そのうちの1人)については、(ケ) の額を支給停止額とする。

(サ) 次に、(ケ) の額が(コ) の児童を除いて最も低い児童1人(0円の者を含み、最も低い児童が2人以上いるときは、そのうちの1人)については、(ケ) の額が5千円以上の場合は5千円を、5千円未満の場合は(ケ) の額を支給停止額とする。

(シ) (コ)、(サ) で比較を行った以外の児童については、(ケ) の額が3千円以上の場合は3千円を、3千円未満の場合は(ケ) の額を支給停止額とする。

(ス) (コ) ～ (シ) の額を合計する。

(セ) (ス) の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円

- 以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- (ソ) (セ) の額と (ク) の額とで比較を行い、(セ) の額が (ク) の額以上の場合は、(ク) の額を支給停止額とし、(セ) の額が (ク) の額未満の場合は、(セ) の額を支給停止額とする。
- (タ) (ク) の額から (ソ) の額を差し引き、差引後の手当額を算出する。
- (チ) それぞれの児童に係る受給資格者の障害基礎年金等（子を有する者に係る加算に係る部分に限る。）の月額相当額について計算する。なお、障害基礎年金等に子を有する者に係る加算がない場合には、0円とする。
- (ツ) (チ) の額が最も低い児童1人（0円の者を含み、最も低い児童が2人以上いるときは、そのうちの1人）については、(チ) の額を支給停止額とする。
- (テ) 次に、(チ) の額が (ツ) の児童を除いて最も低い児童1人（0円の者を含み、最も低い児童が2人以上いるときは、そのうちの1人）については、(チ) の額が5千円以上の場合は5千円を、5千円未満の場合は (チ) の額を支給停止額とする。
- (ト) (ツ)、(テ) で比較を行った以外の児童については、(チ) の額が3千円以上の場合は3千円を、3千円未満の場合は (チ) の額を支給停止額とする。
- (ナ) (ツ) ～ (ト) の額を合計する。
- (ニ) (ナ) の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- (ヌ) (ニ) の額と (タ) の額とで比較を行い、(ニ) の額が (タ) の額以上の場合は、(タ) の額を支給停止額とし、(ニ) の額が (タ) の額未満の場合は、(ニ) の額を支給停止額とする。
- (ホ) (タ) の額から (ヌ) の額を差し引き、手当の差額支給月額を算出する。

(注意事項)

○児童が障害基礎年金の子の加算の対象である場合の事務処理

[平成26年雇発1017第1号]

平成26年11月分以前の障害基礎年金の子の加算に係る児童扶養手当の支給事務の取扱いについては、「障害基礎年金の子の加算の運用の見直しに伴う児童扶養手当支給事務の取扱いについて（平

成 2 3 年雇児福発第 0 2 2 1 第 1 号)」によるものとする。

Ⅲ 支給期間及び支払期月

1 支給期間〔法第7条第1項〕

児童扶養手当の支給は、受給資格者が法第6条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わること。

2 支払期月〔法第7条第3項〕

児童扶養手当は、毎年1月、3月、5月、7月、9月及び11月の6期に、それぞれ前月までの分を支払う（定時払い）。ただし、前支払期月に支払うべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその月分までの手当は、その支払期月でない月であっても支払うものとする（随時払い）。

- ・前支払期月に支払うべきであった手当

現実に支払期月がきているにもかかわらず、支払を受けないでいる場合の手当のことである。例えば、3月に請求して4月分の手当から支給を受けることとなっている場合、4月分の手当は5月の支払期月に支払われるのに支払を受けなかったときは、4月分の手当は次の7月期を待たずいつでも支払が受けられることになる。

- ・支給すべき事由が消滅した場合におけるその月分までの手当

例えば3月に児童を監護しなくなったため、母が支給を受けていた手当の支給事由が消滅した場合における5月期に支払うべきである手当つまり3月の1か月分の手当のことである。この1か月分の手当は、本来なら5月に支払うこととなるが、5月の支払期月を待たず支払を受けることができるものとされている。

3 支払開始期月の特例〔法第7条第2項〕

児童扶養手当は、原則として認定の請求をした日の属する月の翌月から支給され支給要件該当時にさかのぼらないのであるが、唯一の例外として災害等の理由で請求できなかったときは、災害等の理由により認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から支給される。

「災害その他やむを得ない理由」とは、震災、風水害等の自然災害はもちろん、火災などの災害のほか、急病、出産、死亡、交通事故等によって認定の請求ができない場合をいう。このような特別の事情で請求できなかったと

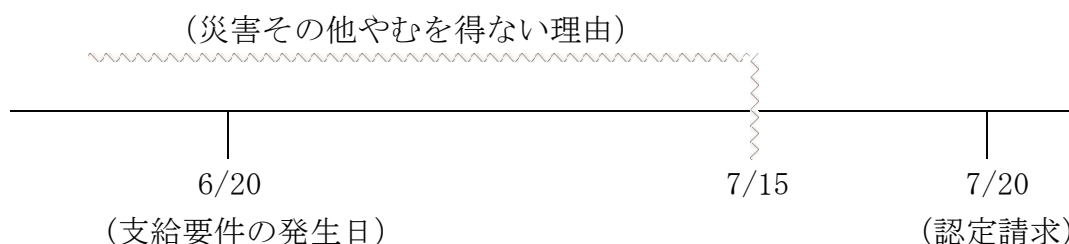
きは、その理由がやんだ後 15 日以内に請求しなければならないが、「理由がやんだ」というのは、台風が去ったとき、火災が鎮火したとき、あるいは病気が全快し床上げをしたときと解される

なお、「やむを得ない理由」とは、自然災害等で物理的にみて申請が不可能な場合に限定されるので、離婚の如く人為的な場合は、含まれないと解する。[昭和 55 年児企第 29 号]

また、「やむを得ない理由」は、受給者本人に係るものでなければならぬ。ただし、受給者本人以外の者、例えば支給対象児童等に係る災害等が、受給者本人に係る「やむを得ない理由」に該当する場合がありますが、その適用に当たっては、十分その間の事情を調査することが必要である。

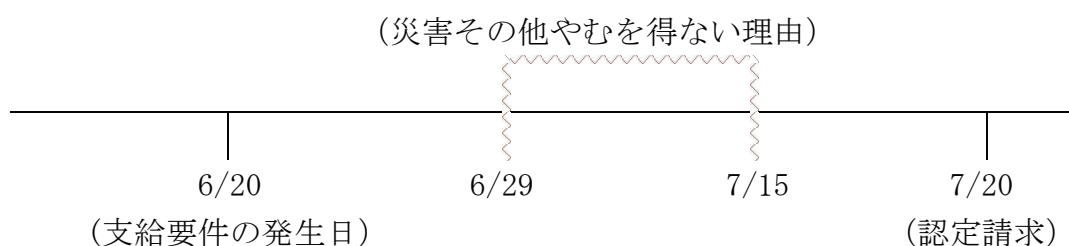
(参考)

[ケース 1]



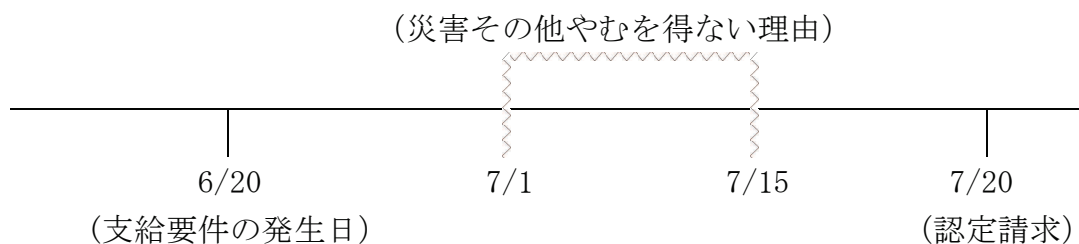
「やむを得ない理由」がやんだ後 15 日以内に認定請求を行っているので、手当は 7 月分から支給する。

[ケース 2]



「やむを得ない理由」がやんだ後 15 日以内に認定請求を行っているので、手当は 7 月分から支給する。

[ケース 3]



「やむを得ない理由」により認定の請求をすることができなくなった日は7月1日なので、手当は8月分から支給される。

4 受給者が都道府県等の区域を超えて住所変更をした場合〔昭和60年児発第662号〕

変更前の住所地の都道府県知事等は、変更後の住所地への転入年月日の属する月分までの手当を支給し、変更後の住所地の都道府県知事等は、転入年月日の属する月の翌月分から手当を支給するものであること。この場合、前者の手当については、変更後の都道府県知事等からの転入に関する通知を受けた後、失権の場合に準じて、随時払いの取り扱いを行うこと。また、後者の手当については、受給者からの届出により転入を確認した上支払うこととする。

5 児童扶養手当支給停止関係届等による場合 [昭和60年児発第662号]

児童扶養手当支給停止関係届等により、新たに手当の全部若しくは一部の支給を停止し、又は手当の支給停止を解除することとしたときは、異動の発生した月の翌月から当該措置をとること。

6 支払の開始期日

手当の支払期日を定めるに当たっては、既認定者等との均衡を考慮して、既認定者等についての支払期日（支払期月の１１日（その日が日曜日若しくは土曜日又は休日（以下「日曜日等」という。）に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日）〔児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給に関する規則第３条〕）と著しい間隔が生じないように配慮されたい。

[昭和60年兎発第662号]

Ⅳ 支給制限の災害特例

[法第12条]

法第12条は、児童扶養手当の支給を受けることができる母、父又は養育者本人、その配偶者及び扶養義務者の所得による支給制限についての災害特例に関する規定である。すなわち、所得制限は、前年と同様の所得がその年も引き続きあるだろうという推定にたって技術的見地から前年の所得によって行われるが、その年に災害があったため財産に損害を受けたときは、通常所得の減少をもたらし、前述の推定は成り立たなくなるので、特例的に前年の所得による支給制限を解除し、後日災害を受けた年に所定以上の所得があったことが判明したときは、解除によって支給された手当を返還することとしたものである。

1 対象となる災害

災害特例の対象となる災害は、災害救助法が適用されるような大災害にかぎらず災害一般をいい、例えば野中の一軒家が火災によって焼失した場合も含まれる。「その他これらに類する災害」とは、例えば津波、落雷等の非常災害を指し、冷害、干害、獣害、虫害などのような災害あるいは倒産などのような人為的災害は含まない。

2 災害特例の対象者

本人所得制限の場合における母、父又は養育者、配偶者所得制限における配偶者、扶養義務者所得制限における扶養義務者及びこれらの者の扶養親族で、所有する財産についてその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた者。

3 被災財産の種類

- ・住宅、家財 [法第12条]
- ・主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋 [政令第5条]
- ・機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。） [昭和36年厚生省告示第402号]

4 被災金額について

被災金額は、火災保険金や第三者行為に基づく損害賠償金あるいは農業共済による給付金等により補充された金額を除いて価格のおおむね2分の1以上でなければならない。この場合被害金額が2分の1以上であるかどうかは、住宅、家財等の財産を総額について認定するのではなく、各財産の種別

ごとに認定し、いずれか一つの種類の財産について被害金額がその全体の価格のおおむね2分の1以上であれば、たとえ他の種類の財産が無傷であっても被災者に該当する。

5 所得制限が行われない期間

災害特例の対象となる期間は、損害を受けた月から翌年の10月までである。最長22か月（1月に災害を受けたとき）、最短11か月（12月に災害を受けたとき）である。

6 所得制限の適用

受給資格者である母又は父自身が被災者であるときは、受給資格者である母又は父自身の所得による支給制限は行われないが、その母又は父に配偶者又は扶養義務者がおり、これらの者が所得制限に該当するときは支給されない。

7 手当の返還について

災害特例の適用を受けた場合において、被災者が損害を受けた年に所定以上の所得を有していることが翌年になってわかったときは、災害特例の対象となった期間の手当で既に支給を受けていたものの全部又は一部を都道府県等に返還することとなる。

8 返還額の基準〔政令第6条〕

手当額の返還は、災害が生じなかったとした場合に、前年（又は前々年）の所得に照らして、いくら支給を受けていたかを計算して、その額を超過して支給を受けた額を返還することとなる。

V 未支払の手当

[法第16条]

未支払の手当は、死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払われていなかったもの（死亡当時受給資格があった場合は、死亡した日の属する月までの分）であり、死亡当時当該手当につき支払期月が到来していたかどうかにかかわらないものである。[昭和37年児発第574号]

1 支払い時期 [昭和36年児発第1356号]

法第16条は、手当の受給者の死亡した場合の規定であるが、この場合には、法第7条第3項ただし書の規定により、その死亡した日の属する月までの分の手当は、その支払期月でない月であっても支払うものであること。

2 未支払の手当の請求者 [昭和37年児発第574号]

未支払の手当の請求者は、当該手当につき支給の対象とされていた者であること。

なお、かかる児童が2人以上ある場合は、1人が全員を代表して請求するものであるが、そのうちの最も年長の者が請求を行うよう指導すること。

未支払の手当の請求者が幼少等のため意思能力がない場合は、その保護者は未支払児童扶養手当請求書の備考欄に記名押印し、当該保護者が手当の指定受取人となること。

3 未支払児童扶養手当請求書（規則様式第十号。以下「未支払手当請求書」という。）の提出を受けたときは、概ね、次の手続をとるものとする。[準則]

- (1) 受付処理簿の件名（氏名）欄及び受付（再提出）欄に件名、氏名及び受付年月日を記入し、未支払手当請求書の記載に不備がないかどうか検討すること。
- (2) 未支払手当請求書の記載に不備がないときは、受付処理簿の受理欄に受理年月日を記入すること。
- (3) 支給廃止簿に編入されている受給資格者台帳の記号及び番号欄に「第 号の2」のごとき枝番号を追記すること。
- (4) 当該請求書につき、児童扶養手当支払通知書を作成すること。
- (5) 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。

VI 時 効

○時効の解釈及び取り扱い等について

[昭和47年児企第33号、令和元年11月7日事務連絡]

1 各支払期月の受給権の時効

受給者は、法第7条第3項に規定する支払期月の支払日（以下「支払期日」という。）が到来することによって、手当の支払いを受けることができることとなるが、受給権を行使しない期間が2年間継続した場合においては、各支払期月の受給権が時効により消滅する。

この場合の時効の起算日は、支払期日であり、時効が完成するのは、当該支払期日から2年が経過した時点である。

2 現況届未提出者の取り扱い

(1) 現況届未提出者の時効について

現況届未提出者（以下「未提出者」という。）は、法第15条の規定に基づき手当の支払を一時差し止められることとなるが、現況届未提出の状況が長期間継続する場合には、法第6条に規定する認定を受けて法第4条の支給要件を満たす状態が確認できないとして、時効により受給権を失う取扱いとなっている。毎年、現況届が未提出の場合には、現況届の実務上の取扱いを踏まえ、以下の表の「受給権を失う月」から受給権を失う取扱いとなっているので、そのつど職権により受給資格喪失の処理を行う。

なお、この場合の資格喪失日は、「受給権を失う月」の支払期日であること。

現況届の未提出年度 (現況届の提出月)	当該現況届に基づく 支払開始月	受給権を失う月
令和 α 年度 (令和 α 年8月)	令和 $\alpha+1$ 年1月 (令和 α 年11月分～)	令和 $\alpha+3$ 年1月 (令和 $\alpha+2$ 年11月分～)

(2) 未提出者の権利をできる限り保全するため、次の事項に十分留意し、必要な事務処理を確実に行うこと。

ア. 未提出者については、その名簿を作成し、かつ、それに基づいて未提出者の追跡調査を行うことにより、できうるかぎりその把握に努めること。

なお、明らかに支給要件に該当しないことを確認したときは、職権に

より資格喪失の処理を行うこと。

イ．現況届の提出期限である８月３１日までに現況届の提出がない者に対しては、別紙様式１による督促を未提出者に対し行うこと。

なお、督促は郵送に代えて電話により行っても差し支えない。

ウ．現況届未提出の状況が長期間継続する場合には、時効により受給権を失う取扱いとなっていることから、受給資格喪失の処理を行う前に別紙様式２による命令書を未提出者に対し行うなど、未提出者の権利をできる限り保全されたい。

なお、郵送の際には配達証明など受給者（または同居する家族）が命令書を受け取ったことを確認できる方法が望ましい。

(3) その他の留意事項

受給資格者に対しては、できうるかぎり現況届の提出を励行するよう指導するとともに事務処理上もそれに応じた体制をととのえ、未提出者についていやしくも、安易に時効による受給資格の消滅を待つことのないよう努められたい。

(別紙様式 1)

児童扶養手当現況届未提出のおしらせ

○ ○ ○ ○ 殿

あなたは、平成・令和 年度の児童扶養手当現況届を提出していませんので、速やかに市町村窓口に提出して下さい。

なお、 年 月 日までに上記の現況届を提出しなかった場合には、令和○年 1 月期以降の児童扶養手当の支払が一時差しとめされますので御了知ください。

令和 年 月 日

都道府県又は市町村担当部局

(別紙様式 2)

児童扶養手当現況届提出命令書

○ ○ ○ ○ 殿

あなたは、平成・令和 年度の児童扶養手当現況届を提出していませんので、令和 年 月 日までに提出するよう児童扶養手当法第 29 条第 1 項の規定に基づいて命令します。

なお、上記の現況届を提出しなかった場合には、児童扶養手当法第 22 条の規定に基づいて手当の支給を受ける権利が、2 年を経過した時から時効によって消滅することになります。また、受給資格の喪失に繋がりますので、御了知ください。

Ⅶ 外国人

[平成24年雇児福発0621第1号]

1 受給資格

住民基本台帳に記録されている外国人を「日本国内に住所を有する」ものとして、手当の支給対象と取り扱う。

2 事務処理

(1) 一般的事項

外国人に係る事務処理については、原則として日本人に対する取扱いと同様に行う。

(2) 受給資格の認定

外国人に係る受給資格の認定は、当該外国人の住所地の都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は福祉事務所を管理する町村長が行うものであるが、その住所地は、住民基本台帳による。

(3) 認定請求書等の添付書類

戸籍の謄本又は抄本に代えて、必要に応じ、本人の申立書、民生委員・児童委員の証明書等、受給資格等に係る事実を明らかにすることができる書類を添付させる。

(4) 認定請求書、手当証書、各種届書、台帳等の記載要領について

外国人である受給資格者及び児童の氏名、生年月日、住所及び受給資格者と児童との続柄等の確認は、住民基本台帳をもって行う。

ア. 氏名

本名により管理するが、証書以外の認定請求書、各種届書等で事務処理上通称名も管理することが適当な場合は、括弧書又は備考欄に通称名を記載させることができる。（氏名・通称名にフリガナを付すこと）

イ. 生年月日

受給資格者等が記載するに当たっては、西暦等によって差し支えないが、台帳等の生年月日欄は、元号により記載する。

ウ. 外国人表示

外国人の受給者については、台帳等の様式の欄外に「外」の朱印を押印し、外国人の受給者に係る分を分類整理すること。

(5) 住民基本台帳担当部門との連携強化について

市町村においては例えばあらかじめ外国人受給者一覧表等を住民基本台帳担当部門に提出し、外国人の受給者や児童の事実関係に変動があつ

た場合には、速やかに、児童扶養手当の担当部門に通報する体制を確立する等、市町村における事務処理体制にあった方法により、住民基本台帳担当部門との連携強化を図り、円滑・適正な事務処理に努めること。

3 外国人が出国した場合の受給権に関する事項

(1) 基本的取扱い

児童扶養手当の受給者又は児童である外国人が出国する場合には、当該外国人に係る住民票が消除された日をもって当該児童扶養手当の受給権を消滅させること。

(2) 外国人の住民票が消除されないまま出国している場合

① 再入国の許可を受けて出国している場合について

児童扶養手当の受給者である外国人が、出入国管理及び難民認定法第26条に規定する再入国の許可を受けて出国した場合は、当該外国人の受給権は消滅しない。

ただし、当該外国人が再入国の許可の有効期間内に再入国しなかった場合には、当該外国人に係る住民票が消除された日をもって受給権は消滅する。

なお、当該外国人の出国した日を把握した場合には、児童扶養手当の受給権は当該外国人が出国した日に遡及して消滅させ、手当の返還請求を行う取扱いとして差し支えない。

また、児童扶養手当に係る外国人である児童が、再入国の許可を受けて出国した場合は、当該児童については、他の支給要件を満たす限り、児童扶養手当に係る児童と取り扱う。

ただし、当該児童が再入国の許可の有効期間内に再入国しなかった場合には、当該児童に係る住民票が消除された日をもって、当該児童について、児童扶養手当に係る児童でないものとして取り扱う。

なお、当該児童の出国した日を把握した場合には、当該児童が出国した日に遡及して児童扶養手当に係る児童でないものとする取扱いとして差し支えない。

② 再入国の許可を受けないで出国した場合について

児童扶養手当の受給者である外国人が再入国の許可を受けないで出国した場合は、当該外国人に係る住民票が消除された日をもって児童扶養手当の受給権は消滅する。

また、児童扶養手当に係る外国人である児童が再入国の許可を受けないで出国した場合は、当該児童に係る住民票が消除された日をもって、当該児童について、児童扶養手当に係る児童でないものとして取り扱う。

う。

(3) 外国人の出国に伴う過払の防止

児童扶養手当の受給者及び児童である外国人が本邦を出国することにより児童扶養手当の過払が行われることのないよう、現況届時の厳重なチェック、現況届後の実態の把握、外国人の在留状況の把握等、工夫すること。

4 所得制限に関する事項

外国人に係る所得制限については、日本人の場合と同様その者の都道府県民税に係る前年（1月から9月までに請求するときは前々年）の所得の額を基礎として行う。

VII 職 権

○職権により処分できる範囲は、支給要件に該当していない事実が戸籍謄本等の公簿等により確認できるとき（児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日になった、等の場合）である。職権の根拠は、支給要件に該当しない場合は、当然資格喪失となるのであって、申請に基づく資格喪失の場合と同様であり、法第4条に基づくものである。

[昭和48年児企第28号第8問10]

○現況届の審査の時に再婚や支給対象児童の児童福祉施設への措置入所などの実態が明らかに確認できた場合、資格喪失届の提出がなくても職権で資格喪失してよい。また、債権が発生している場合も同様に取り扱いについてよい。[昭和55年児企第29号]

Ⅸ プライバシーの保護

[昭和 55 年児企第 46 号、令和元年子家 0930 第 1 号]

○児童扶養手当は、その支給要件が離婚、遺棄、DV、拘禁、事実婚の解消、未婚の母、事実婚の不存在等個人の秘密に属する事項に関わるため、受給資格の認定に当たっては、プライバシーの問題に触れざるを得ないところであるが、児童扶養手当の事実婚等の支給要件の確認に際しては、以下の点を含め、プライバシーの保護に配慮した事務運営を行うこと。

1 支給要件に関し、受給資格者の生活実態の確認に際しては、厚生労働省令や国が定める通知で提出を求めている書類等と重複する内容や、必要以上にプライバシーの問題に立ち入る内容、さらには支給要件の確認には必ずしも必要とは考えにくい情報等の記載を求める独自の調書や申立書の提出は求めないなど、受給資格者の負担軽減とプライバシーの確保に十分配慮する必要があること。

【一律の提出は不要と考えられる独自の調書・申立書の例】

○生計維持方法確認調書

- ・生活保護の扶助費、預貯金額等について記載を求めるもの

○家屋名義確認調書

- ・持ち家の一戸建て・マンションの区別、名義人の氏名・住所、ローンの有無、月々の返済額等について記載を求めるもの

○居住建物（賃貸借物件）に関する申立書

- ・家賃・共益費・駐車場代の内訳、連帯保証人の氏名・住所・続柄、物件所有者又は仲介業者の氏名（名称）・住所等について記載を求めるもの

○未婚であることの申立書

- ・児童の父又は母と出会った時期・場所・経緯、児童の父又は母の家族構成・勤務先、児童の出産費用の支払者、児童の父又は母と別れた時期等について記載を求めるもの

○妊娠の状況確認書

- ・相手の独身・既婚の別や生年月日、連絡（訪問を除く。）の頻度等について記載を求めるもの

【確認が不要な事項の例】

○養育費等に関する申告書

- ・養育費の支払者である前夫又は前妻が 1 人である場合に、当該支払者の氏名、現住所を確認すること

- 2 プライバシーに関わる事項についての確認は一律に行うのではなく、確認が必要と個別に判断した者に必要な事項についてのみ行うべきものであり、また、確認の必要性について理解が得られるよう、確認内容と児童扶養手当の支給要件との関係について十分に説明をした上で行うこと。
- 3 プライバシーに関する事項の聞き取りをする場合には、聞き取り専用の部屋において、衝立のあるブースを一定の間隔を空けて配置した上で、他の来庁者や隣接するブースに聞き取りの内容が聞こえないようにするなど、プライバシーの保護に配慮すること。
- 4 新型コロナウイルスの影響が長期化する中、困窮するひとり親世帯が増加している状況を踏まえ、その労苦をいたわる声かけやニーズを踏まえた支援策の紹介等、ひとり親の立場を踏まえた配慮を行うこと。

○職務上知りえた個人の秘密を漏らすことは、地方公務員法によっても禁止されているところなので、かかることのないよう十分留意されたい。

○遺棄調書（令和4年子家発0318第1号）、事実婚解消等調書（平成22年7月30日雇児福発0730第2号）の取扱いについては、プライバシーの保護に配慮するとともに、父の暴力を逃がれて家出した母子が、居所を知られたため父に暴力を受けるという事例もあるので、たとえ児童の父と言えども不用意に母子の居所等を漏らすことのないよう留意されたい。

X. 調査権

○法第29条は、手当の公正な支給を図るため、行政庁が、その必要があると認めたときには、受給資格の有無及び手当の額の決定に必要な事項について確認するための行政庁の調査権を規定したものである。

○調査権を行使できるのは、手当の受給資格の有無及び手当額の決定に必要な事項に関するものだけであって、その他のことを調査することはできない。また、法第4条の手当の支給要件に該当する者であっても、手当を請求しない者にまで調査権を行使することはできない。

○また、行政庁による受給資格の有無等についての調査権は、受給資格者の権利関係に及ぼす影響が極めて大であり、これを濫用することは、厳に慎まなければならない。質問又は診断を行う職員は、自己の身分を明らかにする証明書を常に携帯し、関係人から提示を求められたなら、速やかにこれを提示しなければならない。

○第29条の規定に基づく調査については、受給資格の有無及び手当額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件の提出を命ずること、職員が受給資格者、児童その他の関係人に質問をすること、児童や児童の父母に医師の診断を受けさせること等が職権で行使できる旨が規定されているが、受給資格者の自宅等へ立ち入って調査を行う権限は含まれていない。

このため、自宅内を含めた調査で必要な場合には、同条に基づく調査でなく、受給資格者の同意を得て行う必要がある。調査に当たっては、真に確認が必要かの必要性について慎重に個別判断するとともに、必要と判断した場合においては、必ず丁寧に調査の趣旨を説明し、受給資格者の同意を得た上で、調査される側の状況や立場を考慮し調査担当者や調査日時を設定するなど、プライバシーに十分配慮し、対応する必要がある。

なお、受給資格者が自宅内等への調査に応じないことのみをもって、法第14条の規定に基づく支給停止を行うことは不適當である。[令和元年子家発0930第2号]

XI 支払調整

○内払調整に基づく減額支給について [昭和 37 年児発第 582 号]

1 内払調整について

手当が正当支払金額より多く支払われた場合は、法第 31 条の規定により、その後支払われるべき手当の内払とみなし、次期以降の支払期月の支払額を減額調整して差し支えないものであるが、かかる場合を例示すれば次のとおりである。

- (1) 支給開始年月を正當年月より前の年月と誤認した場合
- (2) 支給対象児童の数を多く誤認した場合
- (3) 一期支払額を多く誤算した場合
- (4) 減額改定の事由が発生したにもかかわらず、受給者が児童扶養手当額改定届を提出しなかったため、手当額の改定が行われなかった場合

2 内払調整の事務処理

市等における内払調整の事務処理としては、受給資格及び手当額を誤認定した場合には、その処分を取消して是正するか、又は新たな処分を行うこととなる。

☆解 説

○内払調整は、手当の支給が継続しているとき以外に行うことができない。

XII 適正受給

- 児童扶養手当の適正な受給を確保するため、これまでも本マニュアルや通知等により、受給資格確認のために必要な書類や確認に当たっての留意事項等を示しているところであるが、以下のとおり、効果的と考えられる確認方法等を改めて整理したので、適正受給のための取組の一層の強化に努められたい。

<適正受給確保の取組>

各場面に応じて、次のような取組を実施すること。

○事前の取組

- ・市等の窓口で配布するパンフレットやリーフレット、広報誌、ホームページ等において手当の支給要件とあわせて資格喪失要件を周知。

○認定請求時（転入時・増額改定時等を含む）

- ・戸籍謄（抄）本、住民票及び受給者が提出する事実婚解消等調書等を確認。
- ・直接受給者と面談する機会を利用し、資料を渡しながら資格喪失要件を周知。また、必要に応じて事実関係の聞き取りを実施。
- ・疑いのある事案については、市等の職員、民生委員等による現地調査を実施。

○現況届時

- ・現況届、住民票及び受給者が提出する別居監護申立書等を確認。
- ・直接受給者と面談による現況の聞き取りを実施。
- ・同住所検索等の実施により公簿の異動を確認。
- ・疑いのある事案については市等の職員、民生委員等による現地調査を実施。

○定時支払時

- ・同住所検索等の実施により公簿の異動を確認。
- ・疑いのある事案については市等の職員、民生委員等による現地調査を実施。

○住民や関係機関からの通報・情報提供時

- ・受給者本人への面談による事実関係の聞き取り調査を実施。
- ・疑いのある事案については市等の職員、民生委員等による現地調査を実施。

提出書類の確認にあたっては、市等の職員、民生委員等が協力して、実態調査や現地調査を実施すること。[平成28年雇児福発0616第1号]

なお、児童扶養手当の支給要件は、離婚、遺棄、DV、拘禁、事実婚の解消、未婚の母など個人の秘密に属する事項に関わるため、受給資格の認定にあたっては、プライバシーの問題に触れざるを得ないところであるが、児童扶養手当の事実婚等の支給要件の確認に際しては、以下の点を含め、プライバシーの保護に配慮した事務運営を行うこと。

- 1 支給要件に関し、受給資格者の生活実態の確認に際しては、厚生労働省令や国が定める通知で提出を求めている書類等と重複する内容や、必要以上にプライバシーの問題に立ち入る内容、さらには支給要件の確認には必ずしも必要とは考えにくい情報等の記載を求める独自の調書や申立書の提出は求めないなど、受給資格者の負担軽減とプライバシーの確保に十分配慮する必要があること。

【一律の提出は不要と考えられる独自の調書・申立書の例】

○生計維持方法確認調書

- ・生活保護の扶助費、預貯金額等について記載を求めるもの

○家屋名義確認調書

- ・持ち家の一戸建て・マンションの区別、名義人の氏名・住所、ローンの有無、月々の返済額等について記載を求めるもの

○居住建物（賃貸借物件）に関する申立書

- ・家賃・共益費・駐車場代の内訳、連帯保証人の氏名・住所・続柄、物件所有者又は仲介業者の氏名（名称）・住所等について記載を求めるもの

○未婚であることの申立書

- ・児童の父又は母と出会った時期・場所・経緯、児童の父又は母の家族構成・勤務先、児童の出産費用の支払者、児童の父又は母と別れた時期等について記載を求めるもの

○妊娠の状況確認書

- ・相手の独身・既婚の別や生年月日、連絡（訪問を除く。）の頻度等について記載を求めるもの

【確認が不要な事項の例】

○養育費等に関する申告書

- ・養育費の支払者である前夫又は前妻が1人である場合に、当該支払者の氏名、現住所を確認すること

- 2 プライバシーに関わる事項についての確認は一律に行うのではなく、確認が必要と個別に判断した者に必要な事項についてのみ行うべきもの

であり、また、確認の必要性について理解が得られるよう、確認内容と児童扶養手当の支給要件との関係について十分に説明をした上で行うこと。

3 プライバシーに関する事項の聞き取りをする場合には、聞き取り専用の部屋において、衝立のあるブースを一定の間隔を空けて配置した上で、他の来庁者や隣接するブースに聞き取りの内容が聞こえないようにするなど、プライバシーの保護に配慮すること。

4 新型コロナウイルスの影響が長期化する中、困窮するひとり親世帯が増加している状況を踏まえ、その労苦をいたわる声かけやニーズを踏まえた支援策の紹介等、ひとり親の立場を踏まえた配慮を行うこと。

また、事実婚等受給資格に疑いがある事案について、法第 14 条の規定に該当する場合には、必要に応じて手当の支給停止を行うなど適切に対応すること。（ただし、当該停止期間が徒に長期化しないよう留意すること。）

○児童扶養手当法第 23 条に規定する偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた場合の取扱いの対象となるものは、児童扶養手当受給資格者が積極的に不正を行った場合にはもちろんのこと、消極的に真実を歪曲し、又はかくすことによって不正を行い手当の支給を受けた場合をいうものであって、その例をあげれば次のような場合が考えられる。

[昭和 37 年 5 月 7 日児企第 89 号]

- 1 受給資格を偽って認定を受けた場合
- 2 他人の名義を登用して認定請求を行ったことにより手当の支給を受けた場合
- 3 認定請求書に添付すべき戸籍抄本、住民票等を偽造し、又は記載事項を改変した場合
- 4 医師に不実の申立てをして、障害認定診断書に不実の記載をなさしめた場合
- 5 所得、身分関係及び生計維持関係等の事実に関する市町村長等の証明書を偽造し、若しくはその内容を改変し、又は市町村長等の印鑑を偽造し、若しくは不正に使用した場合
- 6 児童扶養手当証書を偽造し、若しくはその内容を改変し、又は拾得・窃盗・横領等の証書によって手当の支払を受けた場合
- 7 受給資格の喪失又は手当額改定の事由に該当することを知っているにもかかわらず届出をしないで手当の支給を受けた場合

○児童扶養手当法第 23 条第 2 項の不正利得の徴収に係る延滞金の割合について

て、令和４年１月１日以降の滞納期間に対応する延滞金を算出するにあたっては、年８．７％とする。〔令和４年１月６日事務連絡〕

○新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のための児童扶養手当業務における対応〔令和２年６月１９日事務連絡〕

１ 認定請求における柔軟な対応について

児童扶養手当の認定請求（増額改定を含む。）への対応については、「必ずしも対面による手続きを前提とすることなく、郵送による受付を前提とする、対面による手続きを行う場合であっても認定に当たって直接必要な情報のみ対面で聴取し、その他の情報は後日電話等により聴取するなど、柔軟な対応をお願いしたい」旨を示している。この点現下の状況においても、引き続き地方自治体における組織的判断の下、引き続き、上記を踏まえた対応を取っていただいて差し支えない。

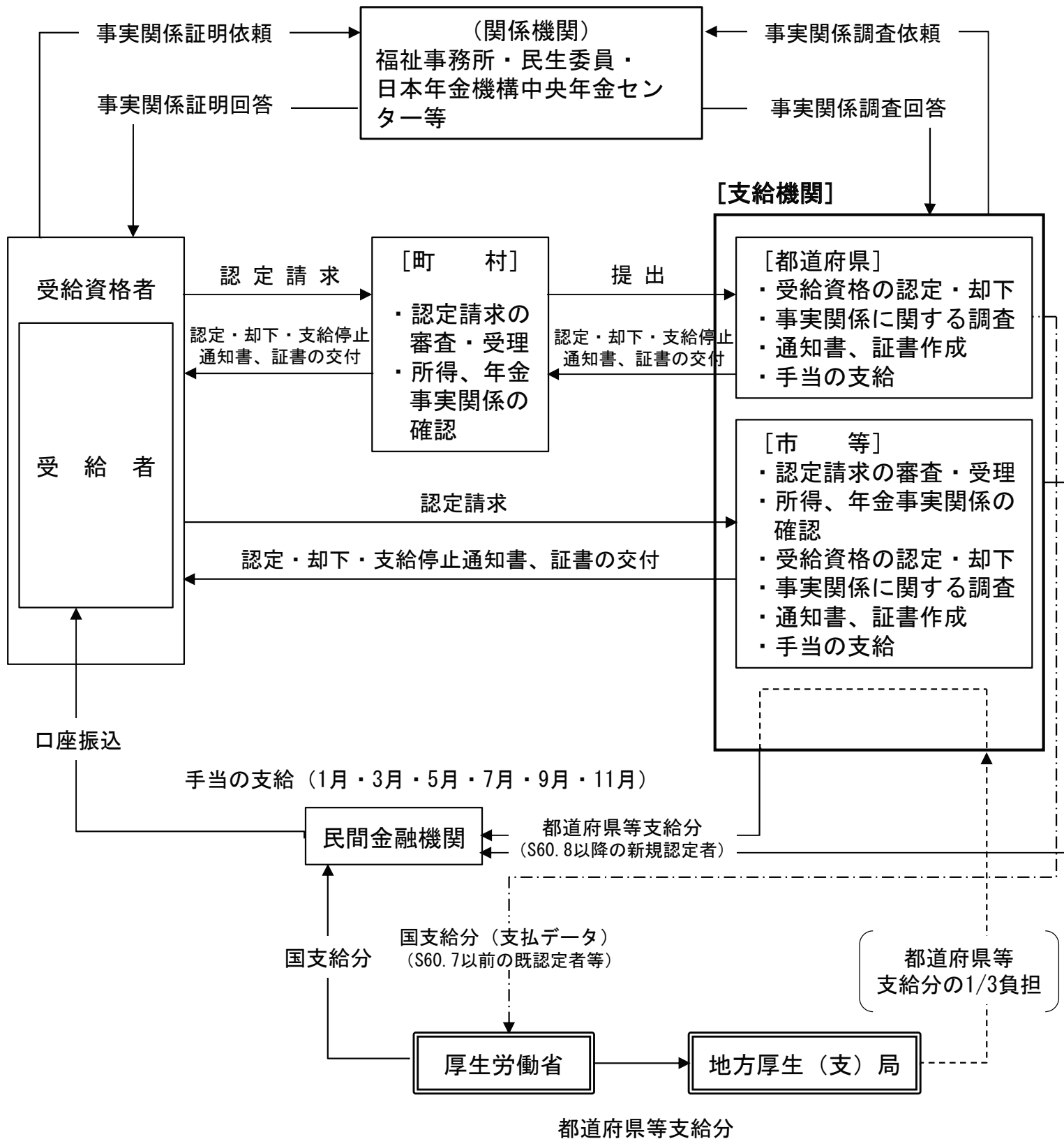
２ 現況届における柔軟な対応について

児童扶養手当の現況届についても、当該地域における感染状況や実施されている感染対策等を踏まえ、地方自治体における組織的判断の下、認定請求における対応と同様に、柔軟な対応を行うことは差し支えない。

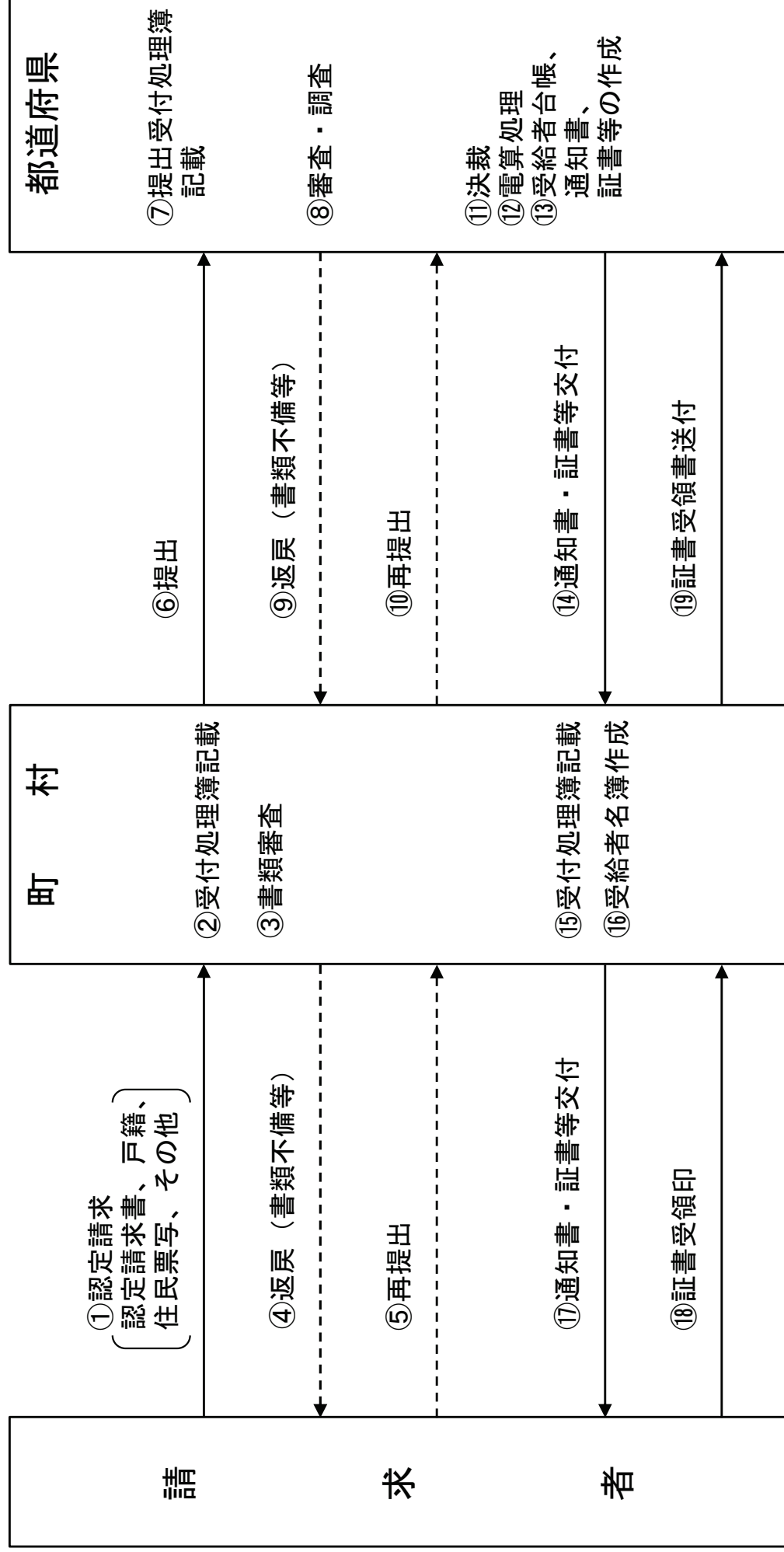
なお、かねてより児童扶養手当の現況届について特段の事情（受給者の傷病等や居住地が離島であることなど来庁することが著しく困難な場合）がない場合には対面による手続きを行っていただいている趣旨としては、毎年８月の児童扶養手当の現況届の時期等を集中相談期間として設定し、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制を構築する〔平成２８年雇児福発０６１６第１号〕ためであり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるひとり親家庭に対しては、現下の状況においてより一層こうした支援を行き届かせることが必要とされていることなど、児童扶養手当受給者を取り巻く現下の状況等についても十分に踏まえられた上で、適切な対応をお願いしたい。

参 考 資 料

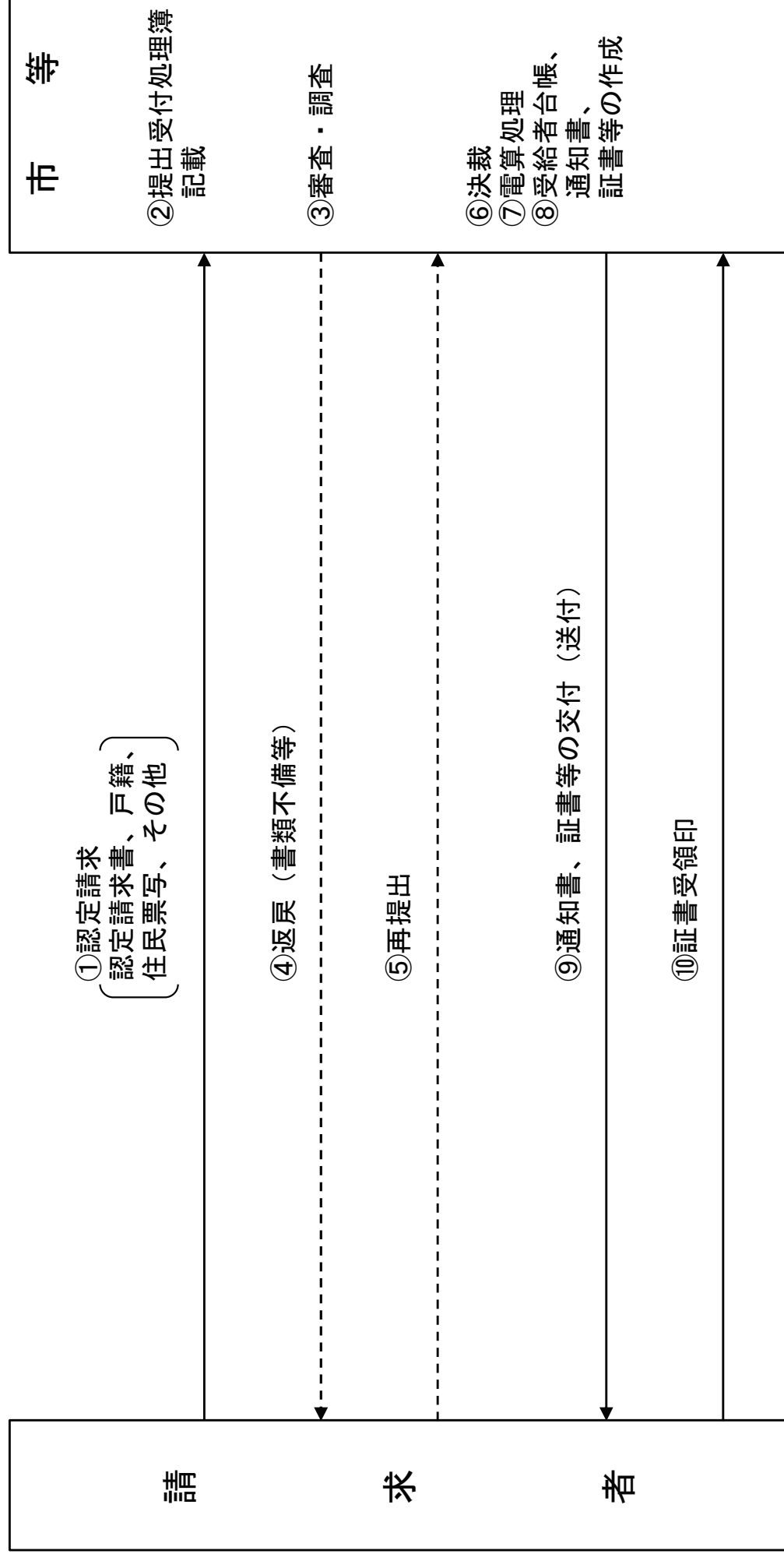
児童扶養手当支給認定事務の流れ (平成19年10月1日以降)



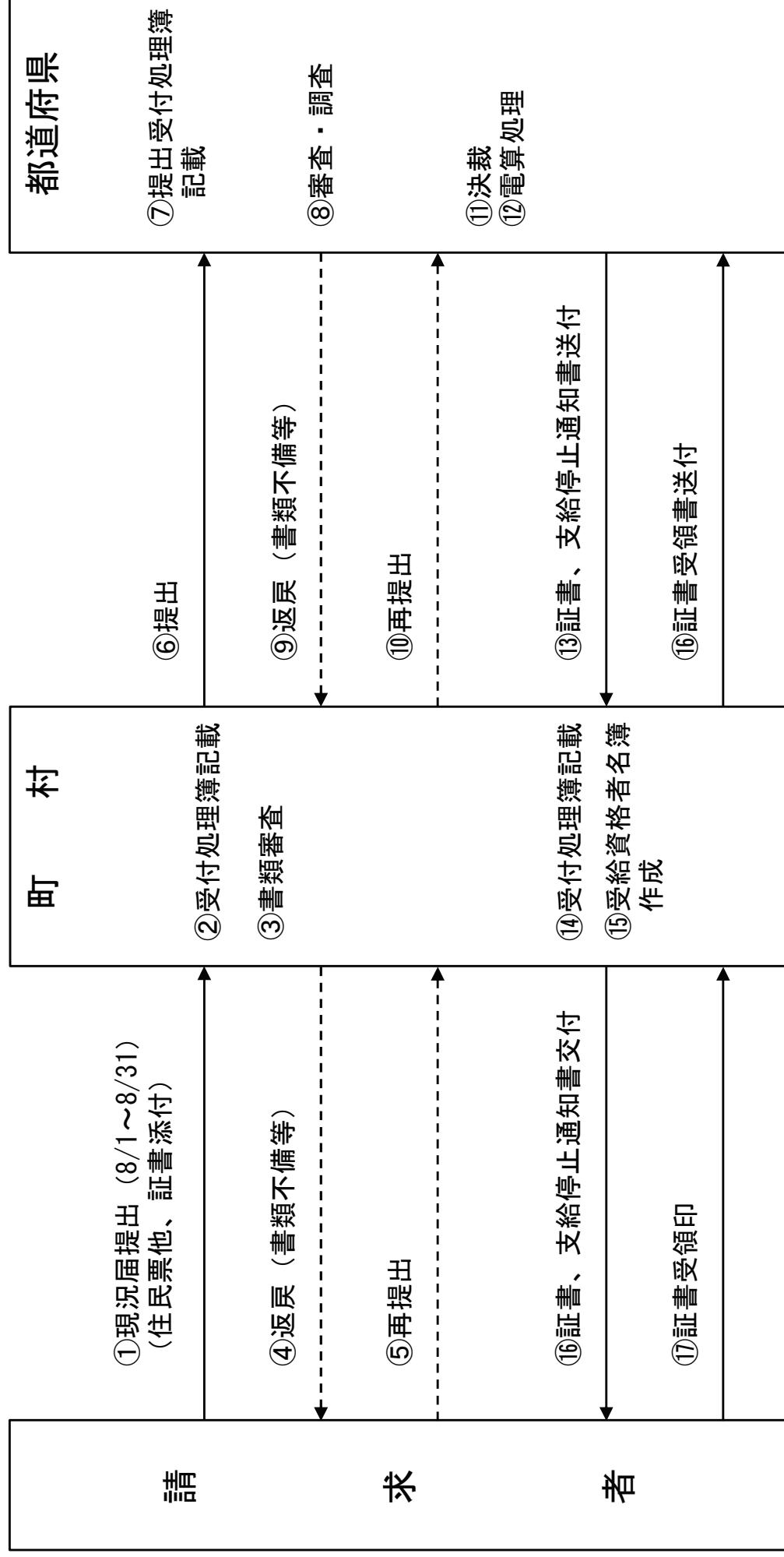
児童扶養手当の新規認定請求書の事務フロー (町村の場合)



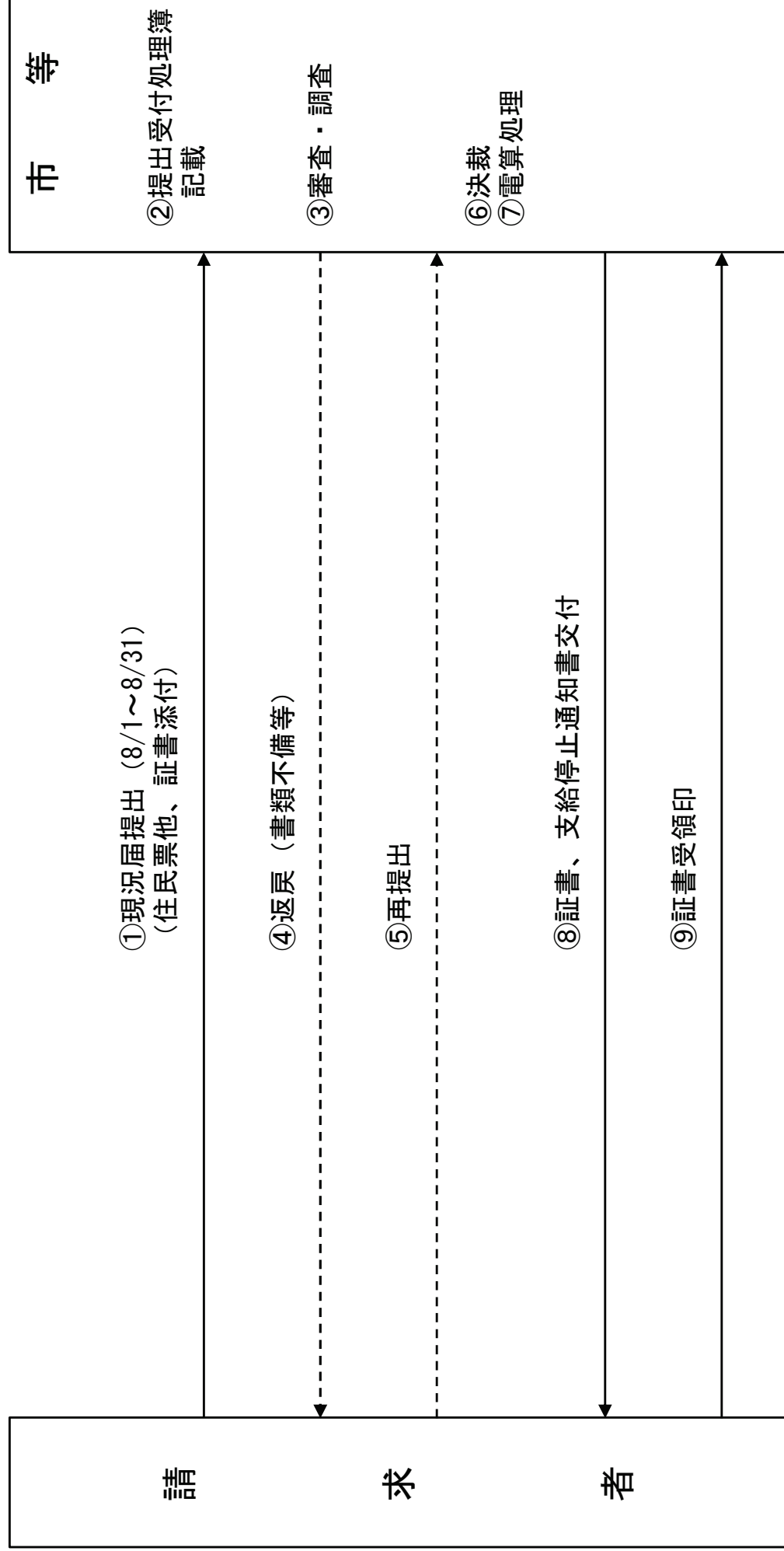
児童扶養手当の新規認定請求書の事務フロー (市等の場合)



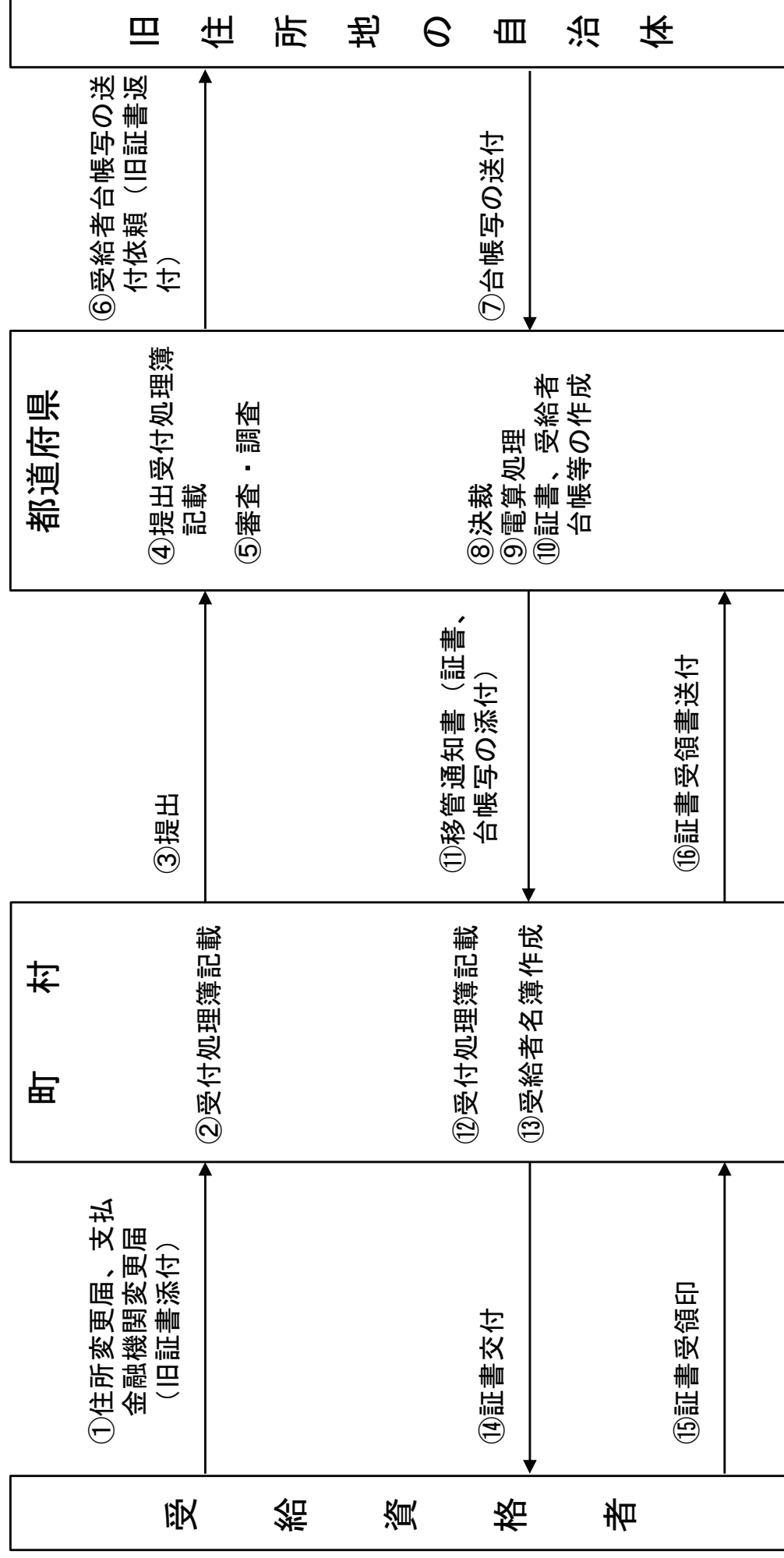
児童扶養手当の現況届の事務フロー (町村の場合)



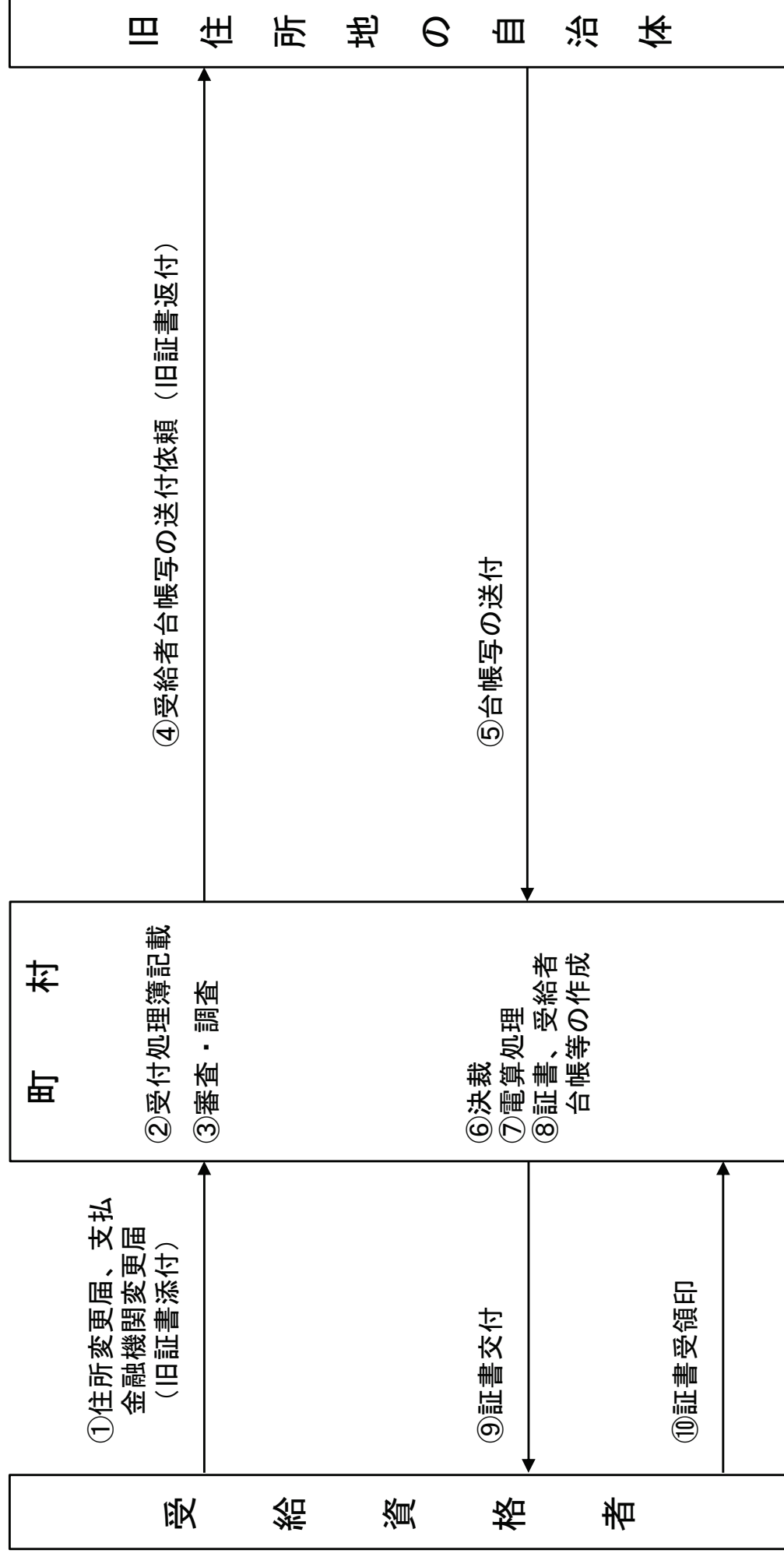
児童扶養手当の現況届の事務フロー (市等の場合)



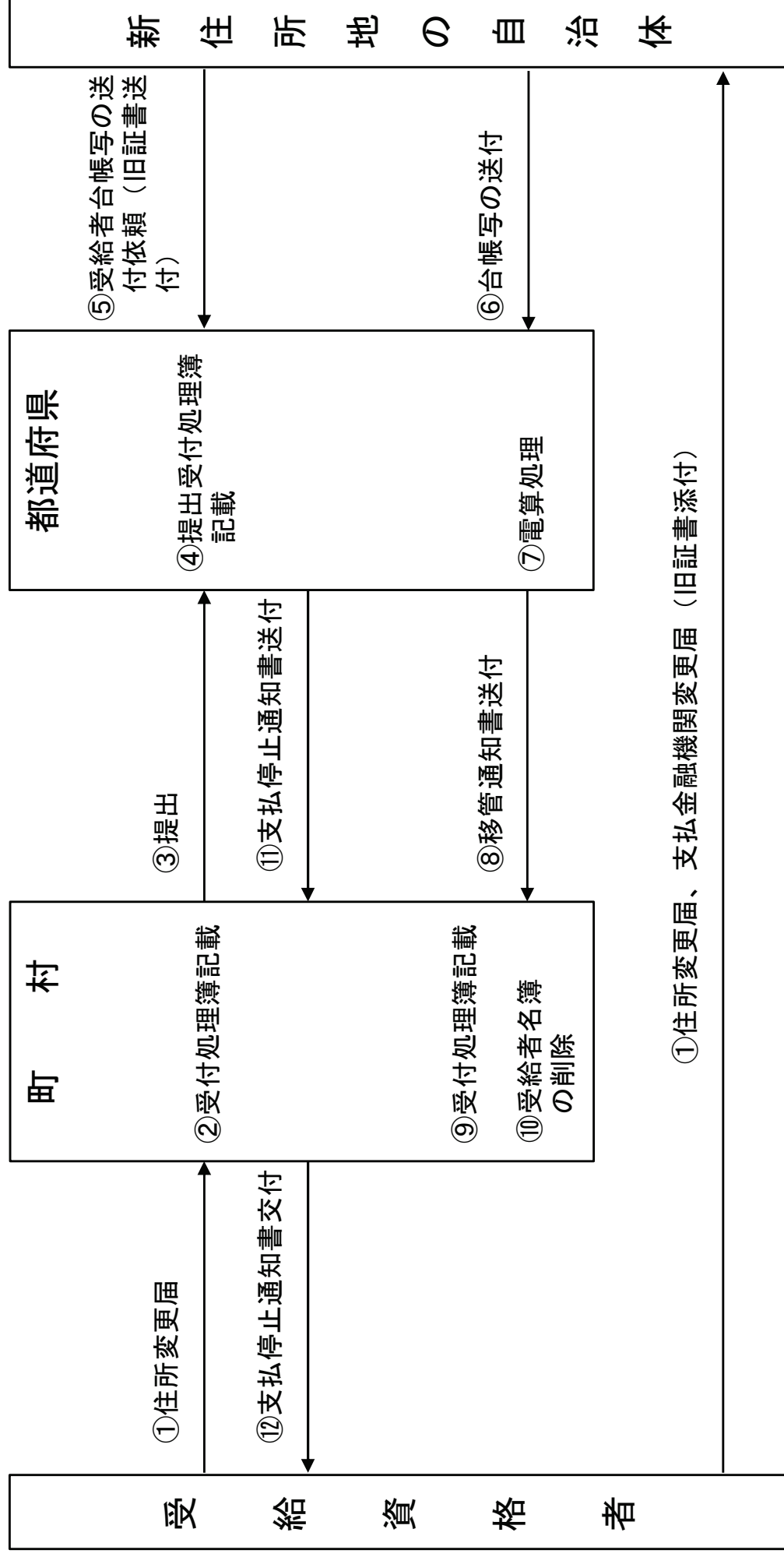
児童扶養手当の転入の場合の事務フロー
(他の都道府県からの転入)



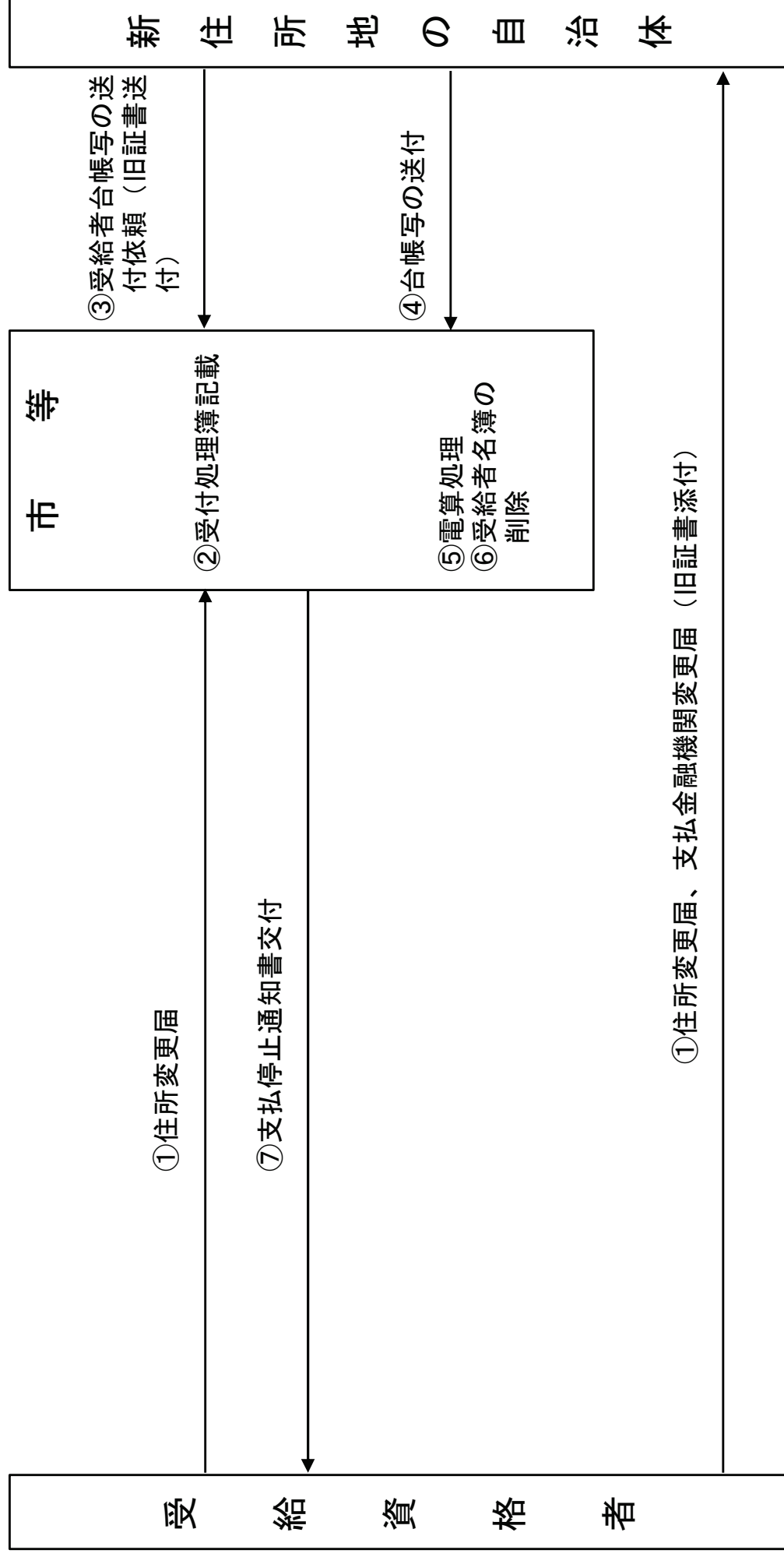
児童扶養手当の転入の場合の事務フロー（市等の場合） （他の都道府県からの転入）



児童扶養手当の転出の場合の事務フロー（町村の場合） （他の都道府県への転出）



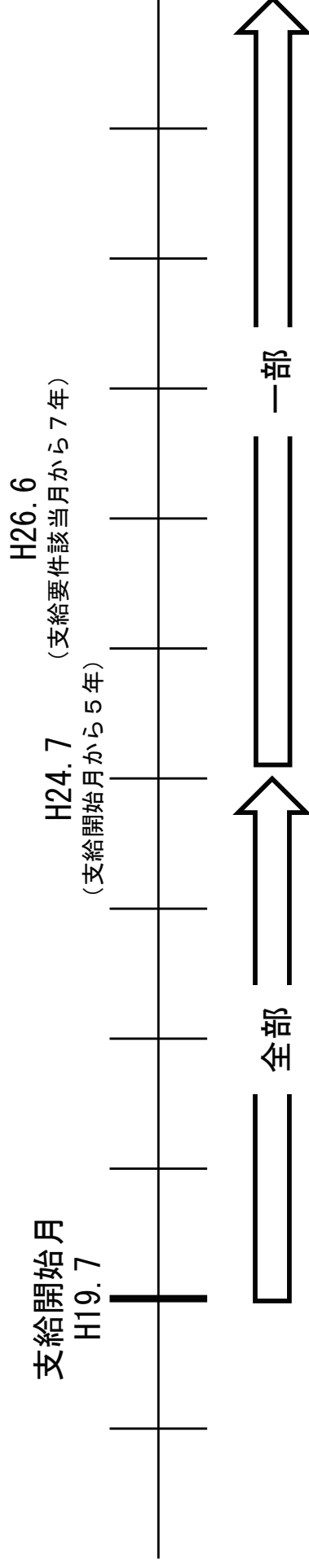
児童扶養手当の転出の場合の事務フロー（市等の場合） （他の都道府県への転出）



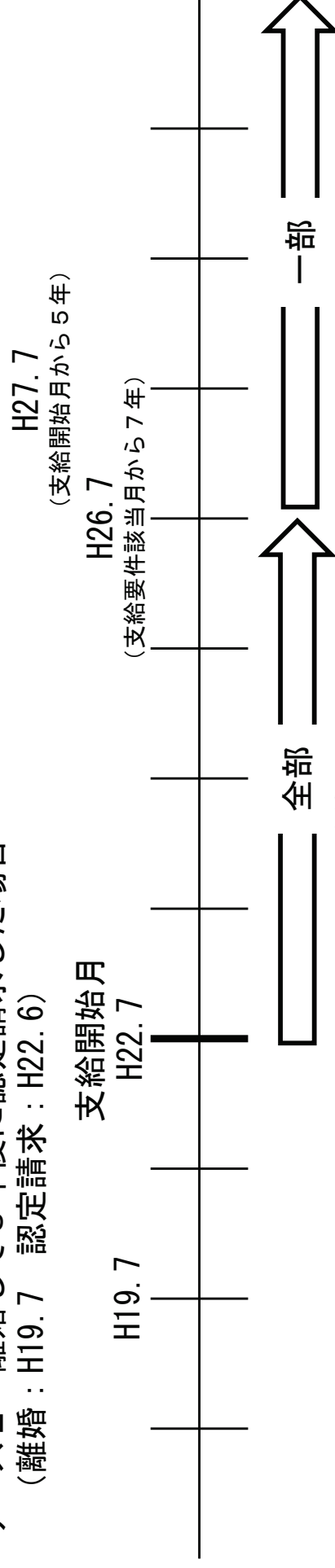
受給期間が5年等を越える場合の一部支給停止措置の取扱いについて

考え方：「支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から7年」と「支給開始月の初日から起算して5年」のいずれか早い日の属する月から減額となる。

- ケース1 離婚してすぐに認定請求した場合
(離婚：H19.6 認定請求：H19.6)



- ケース2 離婚して3年後に認定請求した場合
(離婚：H19.7 認定請求：H22.6)



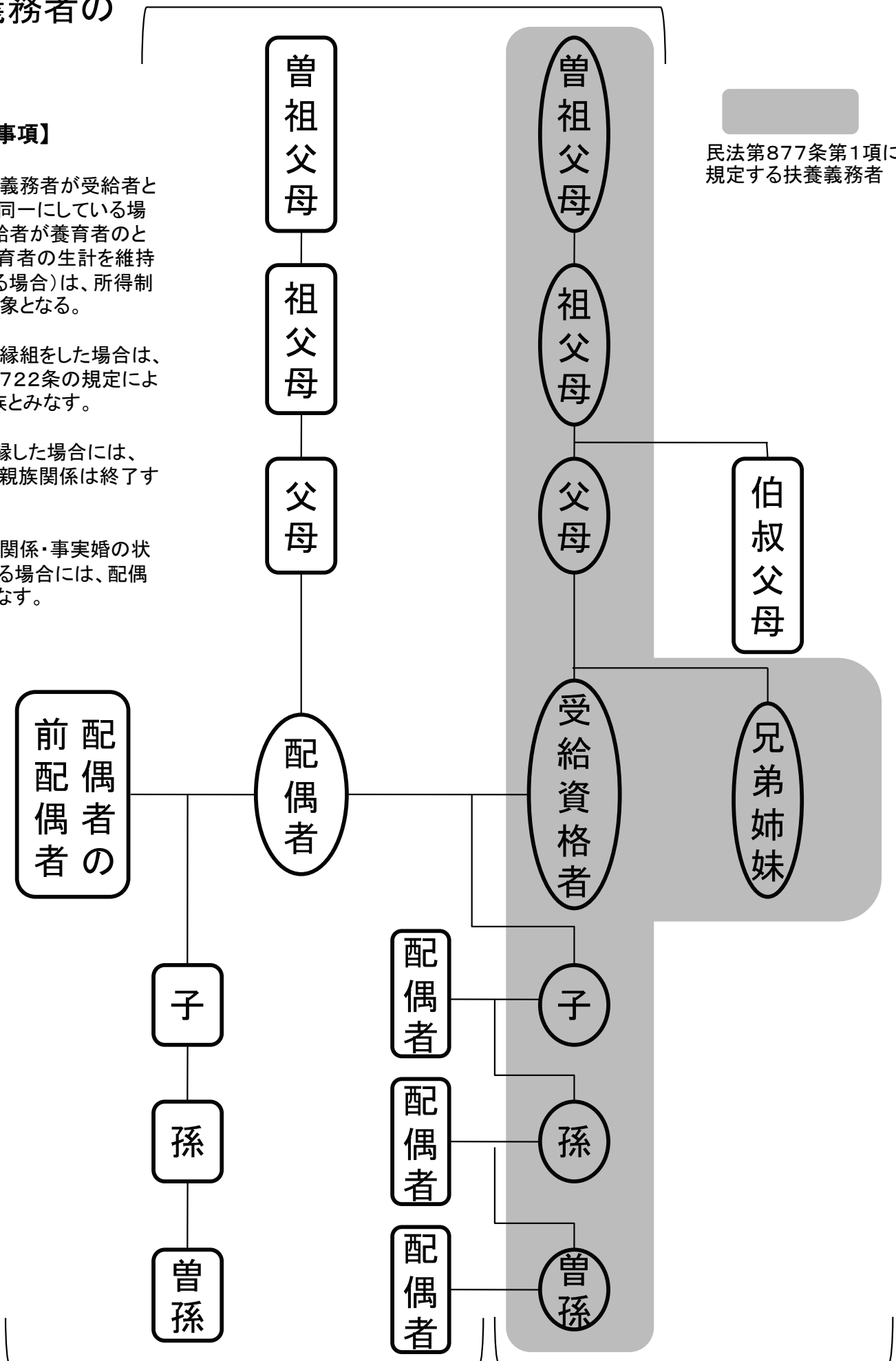
扶養義務者の
範囲

【留意事項】

- ① 扶養義務者が受給者と生計を同一にしている場合（受給者が養育者のときは養育者の生計を維持している場合）は、所得制限の対象となる。
- ② 養子縁組をした場合は、民法第722条の規定により、血族とみなす。
- ③ 離縁した場合には、当然に親族関係は終了する。
- ④ 内縁関係・事実婚の状態にある場合には、配偶者とみなす。

直系

民法第877条第1項に
規定する扶養義務者



姻族

血族

児童扶養手当の適正受給のための取組について

児童扶養手当の適正な受給の確保については、適切に対応いただいているところですが、適正受給の確保のために、これまでも本マニュアルや通知等により、受給資格確認のために必要な書類や確認に当たっての留意事項等を示しているところであるが、以下のとおり、効果的と考えられる確認方法等を改めて整理したので、適正受給のための取組の参考とされたい。

<適正受給確保の取組>

各場面に応じて、次のような取組を実施すること。

●事前の取組

- ・市等の窓口で配布するパンフレットやリーフレット、広報誌、ホームページ等において手当の支給要件とあわせて資格喪失要件・支給停止要件及び過払い金の返還を周知。

(資格喪失要件文例)

- ① 日本国内に住所がない（児童、父、母、又は養育者）
- ② 児童福祉施設などに入所しているとき、または里親に養育されているとき
- ③ 父又は母の配偶者（事実婚も含む）に養育されているとき（児童）

(支給停止要件文例)

- ① 父又は母の死亡による公的年金や労災による遺族補償を受けることができる。
(児童)
- ② 父又は母に障害があり、支給される公的年金給付の額の加算対象となっている。
(児童)
- ③ 公的年金を受けることができるとき（父、母、養育者）

●認定請求時（転入時・増額改定時等を含む）

- ・戸籍謄（抄）本、住民票及び必要に応じて受給資格者が提出する事実婚解消等調書等の書類の確認により、支給要件の確認を行い疑義のある場合は聞き取りを行う。

(主な確認書類)

- ① 事実婚等解消調書
- ② 事実婚解消の申立書（民生委員・児童委員の証明）
- ③ 遺棄申立書（福祉事務所長等の証明）
- ④ 別居監護申立書（民生委員、学校長等の証明）
- ⑤ 養育申立書（民生委員・児童委員の証明）
- ⑥ 診断書（医師・歯科医師）等

- ・直接受給者と面談する機会を利用し、資料(※)を渡しながら資格喪失要件を周知。また、必要に応じて事実関係の聞き取りを実施。

※受給資格、資格喪失要件や過払い時の返還について記載

- ・疑いのある事案については、市等の職員、民生委員等が協力して実態調査や現地調査を実施。

●現況届時

- ・現況届、住民票及び受給者が提出する申立書等の書類の確認により支給要件の確認を行う。
(主な申立書)
遺棄、別居監護、養育者等（民生委員・児童員等の証明）
- ・直接受給者と面談による現況の聞き取り（※）を実施。
※世帯分離した同居者の有無や生計維持状況等の聞き取りを通じて支給要件の確認を行う。
- ・同住所検索等の実施により公簿の異動を確認。
- ・疑いのある事案については、市等の職員、民生委員等が協力して実態調査や現地調査を実施。

●定時支払時

- ・同住所検索等の実施により公簿の異動を確認。
- ・疑いのある事案については、市等の職員、民生委員等が協力して実態調査や現地調査を実施。

●住民や関係機関からの通報・情報提供時

- ・受給者本人への面談による事実関係の聞き取り調査（※）を実施。
※通報等のあった内容の事実の有無や交際の状況について、通報等と照らしあわせて聞き取りを行う。
- ・疑いのある事案については、市等の職員、民生委員等が協力して実態調査や現地調査を実施。

提出書類の確認にあたっては、市等の職員、民生委員等が協力して実態調査や現地調査の実施を徹底すること。

なお、児童扶養手当の支給要件は、離婚、遺棄、拘禁、DV、事実婚の解消、未婚の母など個人の秘密に属する事項に関わるため、受給資格の認定に当たっては、プライバシーの問題に触れざるを得ないところであるが、児童扶養手当の事実婚等の支給要件の確認に際しては、以下の点を含め、プライバシーの保護に配慮した事務運営を行うこと。

- 1 支給要件に関し、受給資格者の生活実態の確認に際しては、厚生労働省令や国が定める通知で提出を求めている書類等と重複する内容や、必要以上にプライバシーの問題に立ち入る内容、さらには支給要件の確認には必ずしも必要とは考えにくい情報等の記載を求める独自の調書や申立書の提出は求めないなど、受給資格者の負担軽減とプライバシーの確保に十分配慮する必要があること。

【一律の提出は不要と考えられる独自の調書・申立書の例】

○生計維持方法確認調書

- ・生活保護の扶助費、預貯金額等について記載を求めるもの

○家屋名義確認調書

- ・持ち家の一戸建て・マンションの区別、名義人の氏名・住所、ローンの有無、月々の返済額等について記載を求めるもの

○居住建物（賃貸借物件）に関する申立書

- ・家賃・共益費・駐車場代の内訳、連帯保証人の氏名・住所・続柄、物件所有者又は仲介業者の氏名（名称）・住所等について記載を求めるもの

○未婚であることの申立書

- ・児童の父又は母と出会った時期・場所・経緯、児童の父又は母の家族構成・勤務先、児童の出産費用の支払者、児童の父又は母と別れた時期等について記載を求めるもの

○妊娠の状況確認書

- ・相手の独身・既婚の別や生年月日、連絡（訪問を除く。）の頻度等について記載を求めるもの

【確認が不要な事項の例】

○養育費等に関する申告書

- ・養育費の支払者である前夫又は前妻が1人である場合に、当該支払者の氏名、現住所を確認すること

2 プライバシーに関わる事項についての確認は一律に行うのではなく、確認が必要と個別に判断した者に必要な事項についてのみ行うべきものであり、また、確認の必要性について理解が得られるよう、確認内容と児童扶養手当の支給要件との関係について十分に説明をした上で行うこと。

3 プライバシーに関する事項の聞き取りをする場合には、聞き取り専用の部屋において、衝立のあるブースを一定の間隔を空けて配置した上で、他の来庁者や隣接するブースに聞き取りの内容が聞こえないようにするなど、プライバシーの保護に配慮すること。

4 新型コロナウイルスの影響が長期化する中、困窮するひとり親世帯が増加している状況を踏まえ、その労苦をいたわる声かけやニーズを踏まえた支援策の紹介等、ひとり親の立場を踏まえた配慮を行うこと。

また、事実婚等受給資格に疑いがある事案について、法第14条の規定に該当する場合には、必要に応じて手当の支給停止を行うなど適切に対応すること。（ただし、当該停止期間が徒に長期化しないよう留意すること。）

児童扶養手当提出書類一覧表

※以下は代表的なケースについて示したものである。個々のケースに応じて対応されたい。

添付書類 支給要件等		戸籍謄本又は抄本		世帯全員の住民票 ※1		所得証明書	公的年金調書		事実婚の解消		医師又は 歯科医師 の診断書	児童の父又は母の生死が明らかでないことの証明書		遺棄 ※3			場合 命令又は母がD V保護 を受けた児童の 保護命令決定書の謄 ※4 確定証明書 ※4		児童の父又は母の拘禁証明書		養育費等に関する申 告書	請求者が児童を別居 している場合		請求者が養育者の場 合		児童扶養手当証書					
		請求者	児童	請求者	児童	市 ※2村長の証明	申立書	証明書 証生 明書委員・児童委員	事実婚解消等調書	程度 （政令で定める 場合）	父又は母が障 害の場	遺棄調書	証明書	申立書	前年に受領	別居監護申立書	養育申立書	証生 明書委員・児童委員	父及び母の戸籍（除 籍）												
請求書及び届出	認定請求書 ※5	父母が婚姻（法律婚）解消																													
		父母が婚姻（事実婚）解消																													
		父又は母が死亡																													
		父又は母が障害																													
		父又は母が生死不明																													
		父又は母が遺棄している																													
		父又は母がDV保護命令を受けた																													
現況届	1	父又は母がDV保護命令を受けた																													
		父又は母が遺棄している																													
		父又は母が生死不明																													
		父又は母が死亡																													
		父又は母が障害																													
		父又は母が婚姻（法律婚）解消																													
		父又は母が婚姻（事実婚）解消																													
額改定請求書	1	父又は母が婚姻（法律婚）解消																													
		父又は母が婚姻（事実婚）解消																													
		父又は母が死亡																													
		父又は母が障害																													
		父又は母が生死不明																													
		父又は母が遺棄している																													
		父又は母がDV保護命令を受けた																													

- ※ 1 請求者及び児童の属する世帯全員の住民票。請求者と児童が別居している場合には、それぞれの世帯全員の住民票。●の書類が不備の場合は、不備を正すよう補正を求める。○は認定等の決定を行うまでに作成する書類
- ※ 2 1月1日以降の転入者は前住所地の市町村長の証明。
- ※ 3 遺棄の証明者は、新規認定時は福祉事務所長等、現況届時は民生委員・児童委員でも可。
- ※ 4 保護命令決定書の謄本及び確定証明書の代わりに手当請求用確定証明書でも可。
- ※ 5 7月から9月までの間に認定の請求をした者は、10月31日までの間に所得状況届の提出が必要。
- (注) 公的年金給付等を受給できる場合には、公的年金給付等受給状況届及び公的年金給付等受給証明書が必要。
- …課長通知（昭和48年児企第48号）
- ①…児童扶養手当法施行規則
- ②…課長通知（昭和48年児企第48号）
- ③…課長通知（平成22年雇児福発0730第2号）
- ④…課長通知（令和4年3月18日子家発0318第1号）
- ⑤…課長通知（平成24年雇児福発0727第2号）
- ⑥…局長通知（平成14年雇児福発0726003号）

児童扶養手当制度における情報連携について

1 社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は住民票を有する全ての人に重複することのない一意の番号を漏れなく付番するとともに、個人情報の保護に配慮しつつ幅広い行政分野において情報連携を行う仕組みを築くことにより、国民にとっての利便性、行政事務の効率性・正確性、負担と給付の公平性の確保を目的とするものである。

2 児童扶養手当制度において情報照会が可能である手続

以下の手続について、平成 29 年 11 月 13 日より情報連携の本格運用が開始されている。
〔行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）第三十一条、平成 29 年 11 月 2 日内閣府大臣官房番号制度担当室参事官・総務省大臣官房参事官（総務省大臣官房個人番号企画室長）通知〕

一 児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報	
イ	当該請求に係る児童（以下この号において「手当支給児童」という。）又はその保護者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報
ロ	手当支給児童に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。）
ハ	手当支給児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ニ	当該請求を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者（当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下この条において同じ。）、当該扶養義務者の配偶者、児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者（当該者が養育者である場合に限る。）、当該者の配偶者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報
ホ	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ヘ	手当支給児童又はその保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係る

	ものに限る。)の支給に関する情報
	ト 当該請求を行う者又は当該請求に係る児童若しくは当該児童の父(当該児童の母又は養育者が当該請求を行う場合に限る。チからヲまでにおいて同じ。)若しくは母(当該児童の父が当該請求を行う場合に限る。以下この号において同じ。)に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報
	チ 当該請求を行う者又は当該請求に係る児童若しくは当該児童の父若しくは母に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報
	リ 当該請求を行う者又は当該請求に係る児童若しくは当該児童の父若しくは母に係る国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
	ヌ 当該請求を行う者又は当該請求に係る児童若しくは当該児童の父若しくは母に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報
	ル 当該請求を行う者又は当該請求に係る児童若しくは当該児童の父若しくは母に係る地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
	ヲ 当該請求を行う者又は当該請求に係る児童若しくは当該児童の父若しくは母に係る地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報
	ワ 当該請求を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
	カ 当該請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
二 児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報	
	イ 当該請求に係る児童(以下この号において「手当改定児童」という。)又はその保護者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報
	ロ 手当改定児童に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報(同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。)
	ハ 手当改定児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
	ニ 手当改定児童又は当該手当改定児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
	ホ 手当改定児童又はその保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報
	ヘ 当該請求を行う者又は当該請求に係る児童若しくは当該児童の父(当該児童の母又は養育者が当該請求を行う場合に限る。トからルまでにおいて同じ。)若しくは母(当該児童の父が当該請求を行う場合に限る。以下この号において同じ。)に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報
	ト 当該請求を行う者又は当該請求に係る児童若しくは当該児童の父若しくは母

	に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報
チ	当該請求を行う者又は当該請求に係る児童若しくは当該児童の父若しくは母に係る国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
リ	当該請求を行う者又は当該請求に係る児童若しくは当該児童の父若しくは母に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報
ヌ	当該請求を行う者又は当該請求に係る児童若しくは当該児童の父若しくは母に係る地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
ル	当該請求を行う者又は当該請求に係る児童若しくは当該児童の父若しくは母に係る地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報
ヲ	当該請求を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
三 児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）第三条の二第一項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務	
	当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者、児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者（当該者が養育者である場合に限る。）、当該者の配偶者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る道府県民税に関する情報
三の二 児童扶養手当法施行規則第三条の二第二項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務	
	当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者、児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者（当該者が養育者である場合に限る。）、当該者の配偶者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報
三の三 児童扶養手当法施行規則第三条の三第一項又は第二項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該届出に係る児童若しくは当該児童の父（当該児童の母又は養育者が当該届出を行う場合に限る。以下この号において同じ。）若しくは母（当該児童の父が当該届出を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る次に掲げる情報	
イ	私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報
ロ	厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報
ハ	国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
ニ	国民年金法による年金である給付の支給に関する情報
ホ	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
ヘ	地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報
四 児童扶養手当法施行規則第三条の四第一項から第三項までの一部支給停止の適用	

除外に関する届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

- イ 当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- ロ 当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- ハ 当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報
- ニ 当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報
- ホ 当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
- ヘ 当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報
- ト 当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

五 児童扶養手当法施行規則第三条の五の所得状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

- イ 当該届出に係る児童（以下この号において「所得状況届出児童」という。）又はその保護者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報
- ロ 所得状況届出児童に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。）
- ハ 所得状況届出児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- ニ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者、児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者（当該者が養育者である場合に限る。）、当該者の配偶者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報に係る道府県民税に関する情報
- ホ 当該届出を行う者若しくは所得状況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- ヘ 所得状況届出児童又はその保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

	ト 当該届出を行う者又は所得状況届出児童若しくは当該児童の父（当該児童の母又は養育者が当該届出を行う場合に限る。以下この号において同じ。）若しくは母（当該児童の父が当該届出を行う場合に限る。以下この号チからヲにおいて同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報
	チ 当該届出を行う者又は所得状況届出児童若しくは当該児童の父若しくは母に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報
	リ 当該届出を行う者又は所得状況届出児童若しくは当該児童の父若しくは母に係る国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
	ヌ 当該届出を行う者又は所得状況届出児童若しくは当該児童の父若しくは母に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報
	ル 当該届出を行う者又は所得状況届出児童若しくは当該児童の父若しくは母に係る地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
	ヲ 当該届出を行う者又は所得状況届出児童若しくは当該児童の父若しくは母に係る地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報
	ワ 当該届出を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
六 児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	
	イ 当該届出に係る児童（以下この号において「現況届出児童」という。）又はその保護者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報
	ロ 現況届出児童に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に係る部分に限る。）
	ハ 現況届出児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
	ニ 当該届出を行う者又は当該者の配偶者、当該者と生計を同じくする扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者、児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者（当該者が養育者である場合に限る。）、当該者の配偶者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報に係る道府県民税に関する情報
	ホ 当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
	ヘ 現況届出児童又はその保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報

ト	当該届出を行う者又は当該届出に係る児童若しくは当該児童の父（当該児童の母又は養育者が当該届出を行う場合に限る。チからヲまでにおいて同じ。）若しくは母（当該児童の父が当該届出を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報
チ	当該届出を行う者又は当該届出に係る児童若しくは当該児童の父若しくは母に係る厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報
リ	当該届出を行う者又は当該届出に係る児童若しくは当該児童の父若しくは母に係る国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
ヌ	当該届出を行う者又は当該届出に係る児童若しくは当該児童の父若しくは母に係る国民年金法による年金である給付の支給に関する情報
ル	当該届出を行う者又は当該届出に係る児童若しくは当該児童の父若しくは母に係る地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
ヲ	当該届出を行う者又は当該届出に係る児童若しくは当該児童の父若しくは母に係る地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報
ワ	当該届出を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
カ	当該届出を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
七 児童扶養手当法施行規則第四条の二の障害の状態の届出に係る事実についての審査に関する事務	
イ	当該届出に係る児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ロ	当該届出を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

○ 上記の手續に対応し、以下の添付書類が省略可能。[令和元年6月11日事務連絡]

- ・ 入所受給者証又は措置決定通知書等の写し
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 精神障害者保健福祉手帳
- ・ 課税証明書
- ・ 住民票の写し
- ・ 障害福祉サービス受給者証
- ・ 傷病補償年金決定通知書
- ・ 障害補償決定通知書
- ・ 遺族補償決定通知書
- ・ 特別児童扶養手当証書
- ・ 年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）

※ 添付書類の提出等を省略できる手続は、全て情報連携を活用して事務処理を行うことが基本である。したがって、個別の行政機関の判断で、特定の手続について情報連携によって省略可能な添付書類の提出を求め続けることは不適切である。[平成 29 年 11 月 8 日内閣官房番号制度推進室・総務省大臣官房個人番号企画室 Q & A]

※ 認定請求者等が認定請求書等にマイナンバーを記載していない場合、記載・提出が必要であることを説明し、補正を求める等の対応を取ること。記載を求めてもなお、認定請求者等が記載を拒否する場合は、情報連携を行わず、申請者に添付書類の提出を求めることが適切である。[平成 29 年 11 月 8 日内閣官房番号制度推進室・総務省大臣官房個人番号企画室 Q & A]

※ 児童扶養手当認定請求者が、支給対象児童等にかかる個人番号等をまとめて認定請求を行うことになるが、その場合当該請求者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者となるため、支給対象児童等の個人番号の確認については、当該申請者が行うこととなる。[平成 27 年 8 月 4 日事務連絡]

※ 本人からの申出等により、認定請求者等が DV・虐待等被害者であることが把握された場合には、その情報提供等記録をマイナポータルで加害者が確認すること等により被害者の所在地につながる情報が伝わらないよう、不開示コードを付した上で、情報連携を行う必要がある。[平成 29 年 7 月 13 日内閣官房番号制度推進室・総務省大臣官房個人番号企画室事務連絡、平成 29 年 11 月 8 日内閣官房番号制度推進室・総務省大臣官房個人番号企画室事務連絡]

※ 第 1 号二、第 3 号、第 3 号の 2、第 5 号二、第 6 号二にかかる情報については、これのみでは児童扶養手当法施行令第 4 条に定める所得の範囲をすべて確認することはできないため、必要に応じて添付書類や本人の申告等により確認を行うこと。

なお、同情報の照会にあたっては、受給資格者等の同意は不要である。[平成 29 年 7 月 13 日事務連絡]

3 児童扶養手当の支給に関する情報等を提供する手続

児童扶養手当の支給に関する情報は、以下の手続に対し提供される。（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号] 第十条の三、第十二条、第十九条、第三十五条、第三十六条、第四十四条、第五十九条の二]

①	児童福祉法第二十四条第三項の調整又は要請に関する事務 同条第一項に規定する児童の扶養義務者に係る児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
②	児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分を除く。） 措置児童を監護又は養育する者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

③	児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務 措置児童を監護又は養育する者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
④	児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第六号及び第六号の二並びに第五十一条第三号に係る部分に限る。） 保護児童の扶養義務者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
⑤	児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号（障害児入所施設に係る部分に限る。）及び第七号の二に係る部分に限る。） 措置児童を監護又は養育する者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
⑥	児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十一条第四号及び第五号に係る部分に限る。） 措置児童を監護又は養育する者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
⑦	生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務 児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
⑧	母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
⑨	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
⑩	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
⑪	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施に関する事務 児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

⑫ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第一項 の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務
当該支給認定に係る小学校就学前子どもを監護又は養育する者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

- 児童扶養手当の支給に関する情報として提供される項目は、以下のとおり。[特定個人情報データ標準レイアウト 16「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報」、平成 30 年 11 月 19 日事務連絡]

	データ項目	項目定義
1	児童扶養手当の支給情報	児童扶養手当の支給情報を設定する。
2	支給情報	支給情報が複数存在する場合に繰り返す。 （支給開始年月～支給終了年月までを繰り返しの単位とする。）
3	支給開始年月	児童扶養手当支給を開始する年月を設定する。 ※児童扶養手当法第 7 条に基づき設定すること。
4	支給終了年月	児童扶養手当支給を終了する年月を設定する。 ※児童扶養手当法第 7 条に基づき設定し、現在受給中の者については、支給終了予定年月を記入又は空欄とすること。
5	改定年月	支給額が改定（物価スライドや対象児童の変更等）された年月を設定する。
6	児童扶養手当支給月額 （総額）	月ごとの児童扶養手当支給額を設定する。 ※児童扶養手当法第 5 条、第 5 条の 2、第 9 条～第 13 条の 3 を元に算定した額を、支払実績に応じて支払の都度記入すること。
7	支給対象児童数	児童扶養手当支給対象の児童数を設定する。
8	証書発行年月日	児童扶養手当証書を発行した年月日を設定する。 ※初回発行日ではなく、最新の発行日を記入すること。
9	支給年月	データ項目「児童扶養手当支給月額（総額）」と対応し、当該額を何月分として支給したかを登録する。 例）2018 年 8 月分の手当＝支給年月は 201808
10	支払年月	データ項目「児童扶養手当支給月額（総額）」「支給年月」と対応し、当該額を何月に支払ったかを登録する。 例）2018 年 8 月分の手当を 2018 年 12 月に支払った場合＝支給年月は 201808、支払年月は 201812